

研修指導要領の見直し

＜今回の確認の主な方針＞

- ・ はしがきの追加
 - ・ 指導要領の内容、指導要領の使い方 等
- ・ 時点修正（法改正等の更新）
例：救助実施市
- ・ 頻繁な時点修正を行わなくて済むよう、毎年更新が必要な部分を削除
例：地区防災計画の策定地区数
毎年の災害での事例
- ・ 標準テキストとの突合チェック

＜今後＞

- ・ 防災基本計画記載の重要事項が漏れていないか
- ・ 内閣府防災内の各室による確認
- ・ 先生による確認

防災スペシャリスト養成

研修指導要領 (案)

令和2年 月

内閣府（防災担当）

はじめに

近年、平成 28 年の熊本地震、平成 29 年の九州北部豪雨、平成 30 年の 7 月豪雨、大阪北部地震、北海道胆振東部地震、台風第 21 号、令和元年の房総半島台風、東日本台風など、災害が頻発化・激甚化しています。また、南海トラフ地震や首都直下地震など、広域的な大規模災害の発生も懸念されています。

一方、人口の偏在に伴う都市域及び中山間地域それぞれにおける防災上の課題（たとえば都市における帰宅困難者問題や中山間地域における孤立問題など）、高齢化、グローバル化の進展等による高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の増加など、防災を取り巻く情勢は厳しさを深めております。

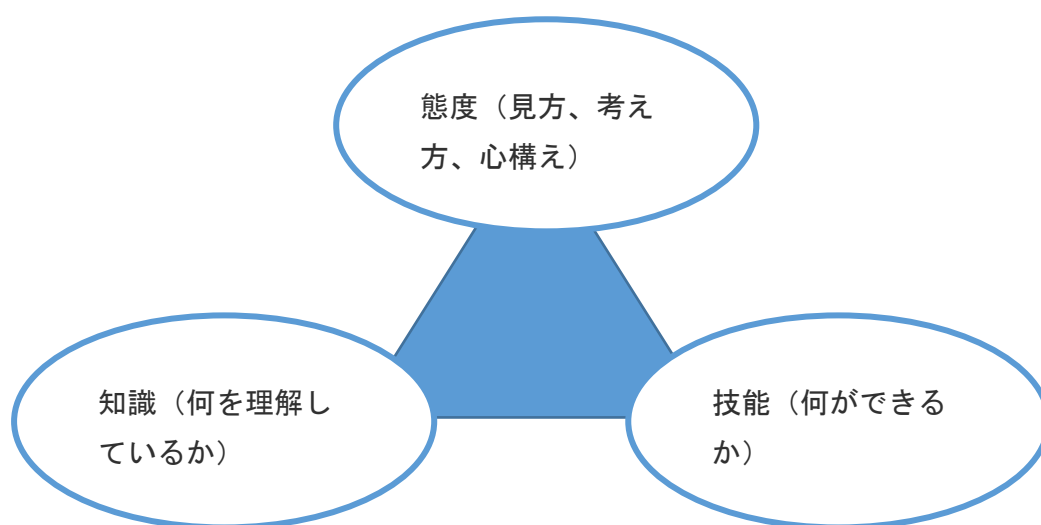
このような状況に対して、災害対策基本法に定められている以下の規定はいっそう重要なものとなっています。すなわち、同法においては、国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の被害の拡大を防止するため、防災上必要な教育及び訓練に努めなければならない（同法第 8 条第 2 項第 13 号）とされ、さらに、災害予防責任者※は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災教育の実施に努め、防災訓練をおこなわなければならないとされています（同法第 47 条の 2、第 48 条）。

※指定行政機関の長及び指摘地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者

内閣府においては、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」「国・地方のネットワークを形成できる人」を「防災スペシャリスト」と位置づけ、防災スペシャリスト養成研修の一環として、防災担当職員の経験や能力に応じた災害対応力を養成するため、平成 25 年度より、有明の丘基幹的広域防災拠点施設にて、「防災スペシャリスト養成研修（有明の丘）」を実施してきました。この研修は、国が行う防災研修としては、最も体系的な研修の一つであると自負しております。これまでの研修については実施されるたびに課題を抽出し、改善を加えてまいりました。

本要領は、「防災スペシャリスト養成研修（有明の丘）」の指導要領をとりまとめたものですが、極めて多様な分野を含む防災政策を体系的に整理し、防災・危機管理担当職員が知っておくべき最新の重要事項を網羅した要領となっております。

本要領においては、防災に求められる資質や能力を育成するため、①態度、②技能、③知識の3つの柱で整理しています。まず、知識・技能により、「何を理解しているか、何ができるか」を明確にし、次に、「理解していることやできることをどのように現場で使うか」「未知の状況や課題にどのように理解していることやできることを応用して適用するか」という思考力・判断力、「どのように多様な主体に適時に適切な表現でお伝えするか」という表現力などを「態度」として整理しました。この態度は、もっと広く、「心の構え方」と置き換えてもいいかもしれません。



図：態度、知識、技能

1コースにつき10単元の授業のまとまりの中で、座学と演習を組合せ、知識・技能の習得とその活用のバランスを工夫しています。今後は、オンライン学習も導入し、いつでもどこからでも取り掛かることのできる主体的な学びを促すとともに、有明の丘研修施設においては演習を強化し、講師や他の研修生との対話を手掛かりに考えることを通じて自己の考えを広げ深めることができるようにする機会を増やす予定です。

防災に係る様々な学習分野それぞれの目標や内容を俯瞰した上で、特に学習の基盤となる資質・能力（コミュニケーション能力、情報収集・分析能力、課題発見・解決策探究能力等）や、新たな諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、コース横断的な学習を充実する必要があります。そのため、特に防災・危機管理担当部局の研修生には、ぜひ全10コースを受講することを推奨しております。

表 有明の丘研修のコース一覧

1. 防災基礎	6. 復旧・復興
2. 災害への備え	7. 指揮統制
3. 警報避難	8. 応急活動（対策立案）
4. 応急活動（資源管理）	9. 人材育成
5. 被災者支援	10. 総合監理

全コースの受講により、それぞれの学習分野の特質に応じた態度（見方・考え方・心構え等）を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題を見いだして解決策を考えたりすることができるようになることを狙いとしております。

日本の国土はいつどこで災害が起きても不思議はない国土ですので、全国各地においても、地元の自治体、大学等の連携により、本要領等をベースに、同様の体系的研修が実施され、優れた防災スペシャリスト人材を一人でも多く育成することを推奨します。

地域の実態を反映しつつ、研修要領を基本として教育内容や時間を適切に配分し、研修実施後には教育内容等を不断に見直し・改善を行うことによって、各地域において、計画的に防災研修の質を向上させ、研修の効果の最大化を図る取組がなされれば、我が国の災害対応能力は飛躍的に高まることでしょう。

防災担当者の平時からの自己研鑽・自己啓発等は社会の災害対応力向上に直結します。災害予防責任者は、本研修指導要領を参考に、自らの機関の研修や訓練を企画し、各担当者はこれら研修や訓練の機会を通じて、日頃の取組について検証し、評価する機会となるよう、期待します。

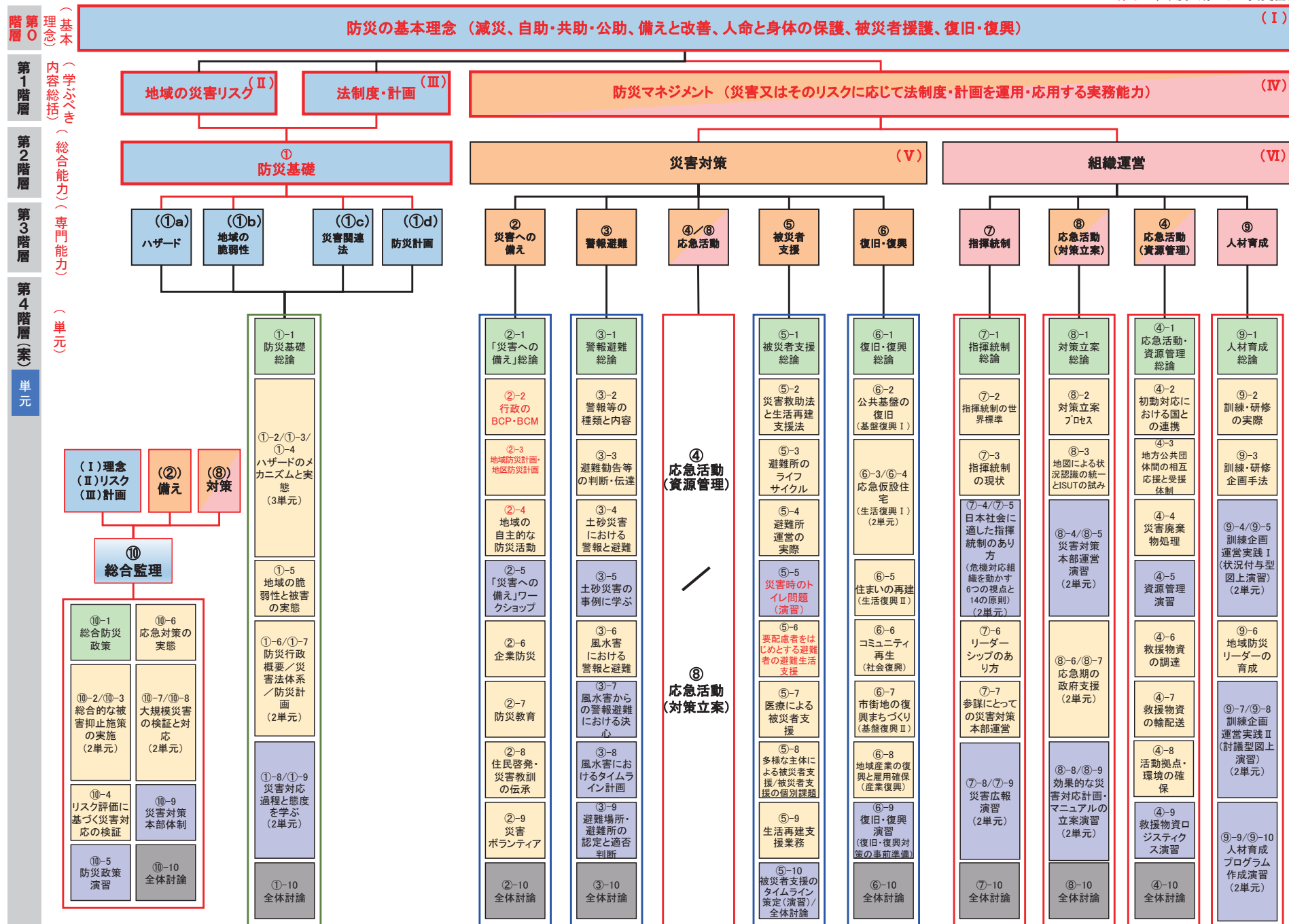
なお、我が国の防災政策や防災に係る研究は、毎年のように発生する災害の検証を踏まえ、毎年進歩しています。本要領については、防災基本計画の修正時に併せて更新を図るなど、随時改訂することを想定しています。

本要領の作成に当たっては、令和2年度「防災スペシャリスト養成」企画検討会において議論いただきました。

研修の体系 有明の丘研修

第4階層の色凡例 総論 座学 演習 全体討論

赤字: 昨年度2期からの変更箇所



目 次

第1部 総則

第1章 研修課程編成の一般方針	1
第2章 各コースの単元、授業時間数等	4
第3章 単元の修得及びコース修了の認定	4

第2部 各コースの概要

第1章 防災基礎	6
第2章 災害への備え	
第3章 警報避難	
第4章 応急活動（資源管理）	
第5章 被災者支援	
第6章 復旧・復興	
第7章 指揮統制	
第8章 応急活動（対策立案）	
第9章 人材育成	
第10章 総合監理	

参考資料

資料1 研修の体系 有明の丘研修	
------------------	--

第1部 総則

第1章 研修課程編成の一般方針

- 1 中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（平成24年7月）で、災害発生時対応に向けた備えの強化として「職員の派遣・研修を含む地方公共団体との連携体制の充実」、「国・地方の人材育成・連携強化に資する防災訓練等による国・地方を通じた防災体制の充実」、「政府の防災部門と地方との人事交流の機会の拡充等による国・地方を通じた危機管理の経験職員の増加」を図るべきとの提言がなされた。この提言を受け、内閣府政策統括官(防災担当)は、平成25年度より国や地方公共団体等の職員を対象として、危機事態に迅速・的確に対処できる人材や国と地方のネットワークを形成できる人材の育成を図るため、「防災スペシャリスト」養成のための研修を実施しているところである。
- 2 「防災スペシャリスト」は、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」であり、「国・地方のネットワークを形成できる人」である。「危機事態に迅速・的確に対応できる人」は、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応することにより、被害の最小化を図り、ニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応し、迅速な回復を実現し、災害から得られた教訓を踏まえて、継続的な改善を推進し、ハード・ソフトをバランスよく組み合わせて、最善の対策を実施し、組織の中で率先して防災力を高める能力を備えた人材である。続いて、「国・地方のネットワークを形成できる人」は、防災関係機関等と緊密に連携・協力し、最善の対策を推進し、日頃から多様な主体と連携・協力し、自発的な防災活動を促進する能力を備えた人材である。
- 3 この「防災スペシャリスト」は、防災基本計画に定められている26の防災活動を遂行できる能力を有する人材である。26の防災活動を遂行するためには、活動の前提となる「法規や計画」を理解し、地震や風水害など様々な「ハザード」に関する知識があり、「災害への備え」から「警報避難」、「応急活動」、「被災者支援」、「復旧・復興」に至る個別の活動と、これら活動を総合調整するために「指揮統制」や「対策立案」、「資源管理」を

実施するために必要となる「態度」「知識」と「技能」を有する必要がある。なお、ここで、「態度」は、災害において想定外の事態に陥ることは多々あるところ、そういった場合も含め、発生・進行する事態に対処するための「基本的な構え方」を指す。「知識」は、「現象や事態をわかるようになること」であり、「技能」は「知識を踏まえて、実践できるようにすること」である。技能は知識に支えられて発展するが、技能に発展することなき知識は防災において被害軽減につながらない。その意味で「知識」「技能」は一体となって防災に資するものである。しかしながら、未知の事態が発生しがちな災害時においては、「態度」を基本として持てる「技能」で対応せざるを得ない。

- 4 「防災スペシャリスト」が、26の防災活動を遂行するために必要な能力「知識」、「態度」、「技能」を身につけるためには、それぞれの能力にあった研修方法で習得することが効果的である。防災スペシャリスト養成では、読書・eラーニング・座学・演習・人的ネットワーク（交流の場）などの研修方法を用いて段階的に身につけるべき能力の全体を習得し、維持・向上していくこととする。

また、防災活動を行う組織としては、「対応力（人）」、「装備力（物）」、「施策力（計画）」の3つの能力を高めていく必要がある。防災スペシャリスト養成では、これら3つの能力のうち「対応力（人）」の向上を目的としており、「主峰を据える」、「多様性を確保する」、「すそ野を広くする」、「頂きを高くする」、「成長する仕組みを作る」の5つの観点から効果的に組織の「対応力（人）」を高めることとする。

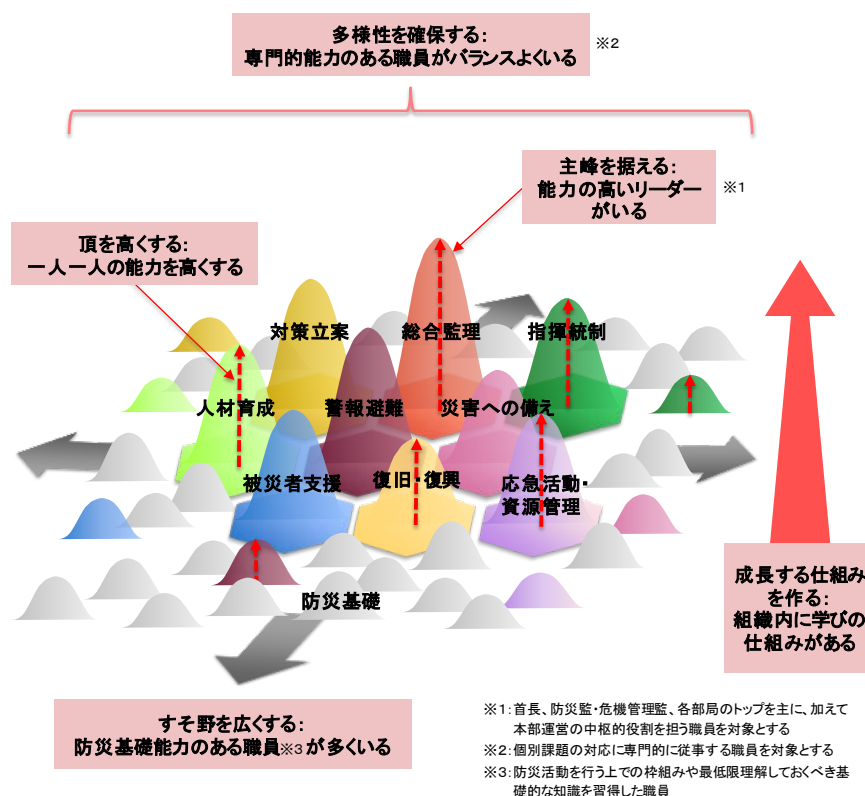


図 組織のあり方（組織の対応力を高める仕組み）

- 5 上記の考え方を踏まえ、知識と態度、技能を効率的に研修するために、それぞれの受講者が属する組織の判断を尊重しつつ、受講者を「防災部門への新任職員」、「個別課題の対応に専門的に従事する職員」、「本部運営の中核的役割を担う職員」に分類し、それぞれの人材に求められる知識と態度、技能を割り当てて研修コースを設定する。
- 6 「防災部門への新任職員」は、活動の前提となる「法規や計画」と「ハザード」に関する知識、「防災行政概要」、「災害対応過程」を「防災基礎」コースにおいて学習する。
- 7 「個別課題の対応に専門的に従事する職員」は、「災害への備え」や「警報避難」、「応急活動」、「被災者支援」、「資源管理」、「復旧・復興」に関する知識と態度、技能を、「災害への備え」と「警報避難」、「応急活動・資源管理」、「被災者支援」、「復旧・復興」の各コースに分かれて学習する。
- 8 「本部運営の中核的役割を担う職員」は、「指揮統制」と「対策立案」、「人材育成」に関する知識と態度、技能を、「指揮統制」と「対策立案」、

「人材育成」の各コースに分かれて学習するとともに、中でも首長や危機管理監など地方公共団体や防災関係機関の長にあたる役職にある者や組織の長を直接補佐する者については、「防災スペシャリスト」が持つべき知識の全てを使って、それぞれが属する組織に即して「防災政策」を企画する能力を養うために「総合監理」コースにおいて学習するものとする。

第2章 各コースの単元、授業時間数等

各コースにおいて学習させる各単元は、1単元あたりの授業時間75分を基本とし、全部で10単元（750分）とする。

第3章 単元の修得及びコース修了の認定

- 1 単元の習得については、少なくとも60分以上の受講を必要とする。単元の習得の認定にあたっては、公務の事情や災害の発生などの正当な理由がある場合は、弾力的に行うよう配慮するものとする。
- 2 コース修了の認定については、全10単元（750分）を習得した者を修了者とする。

第2部 各コースの概要

第1章 防災基礎

第1節 目的

災害対応の基礎となる知識を学ぶ。防災業務の遂行に不可欠な基礎知識を学んで、災害対応に積極的に取り組もうとする態度を養う。

第2節 主な対象者

防災業務の初任者や防災業務の経験が浅い職員等を主な対象者とする。

第3節 学習内容

(1) 単元構成と概要（各単元で身につける態度と技能）

単 元		手法	概 要
1	防災基礎総論	座学	防災・危機管理の基本的な考え方を学ぶ。 【態度】 ・ 災害、防災に関わる基本的な用語や概念に対して、「自分の考え・思い」ではなく、文献等では一般的にどのように定義されているのかを理解しようとする。 【技能】 ・ 災害、防災の基本的な概念、構造を、客観的な観点から理解し、説明ができる。
2 3 4	ハザードのメカニズムと実態（風水害/地震・津波/火山） （3単元）	座学	ハザードのメカニズム、災害による被害、防災対策を学ぶ。 【態度】 ・ 災害をもたらす自然現象について、自然科学的な視点から学ぼうとする。

			【技能】 ・ 災害をもたらす自然現象の基本的な性質と、それらによって引き起こされる災害の特性について、一般に提供されている各種の災害情報を読み解くことができる。
5	地域の脆弱性と被害の実態	座学	人的被害の実態や地域を知ることの重要性を理解し、防災情報に基づく避難のあり方について学ぶ。 【態度】 ・ 災害リスクをもたらす要因（ハザード、暴露、脆弱性）を理解しようとする。 ・ 被害想定の意味するところや確率について理解しようとする。 ・ ハザードマップを活用しながら、災害の種類に応じた地域脆弱性を考慮して、避難誘導等の対策を立てようとする。 【技能】 ・ ハザードマップを住民に説明できる。 ・ ハザードマップを活用しながら、災害の種類に応じた地域脆弱性を考慮して、地域住民の避難誘導等の対応案の検討ができる。
6 7	防災行政概要/災害法体系/防災計画（2単元）	座学	防災活動全体の流れと個々の活動の基礎的な知識とともに、災害対策基本法・災害救助法などの災害関連法の体系や防災計画の概要を学ぶ。 【態度】 ・ 災害、防災に対する行政機関の役割について、当事者意識を持って理解しようとする。

			・ 災害対応の業務に、適応する災害法を選び出して業務遂行しようとする。 ・ 防災基本計画に基づき、地域防災計画の定期的な見直しをしようとする。 【技能】 ・ 平常時、災害直前、災害直後、復旧復興期のそれぞれにおける行政機関の対応について、主な関係法令と関連付けて、その概要を理解できる。 ・ 災害の種類に対応した災害法を適切に活用して、災害対応の業務遂行に役立てることができる。 ・ 防災基本計画に基づき、地域防災計画を策定することができる。
8 9	災害対応過程と態度を学ぶ (2 単元)	演習	災害発生前後の地方公共団体の対応について具体的な事例に沿って学ぶ。 【態度】 ・ 災害時の行政対応について、受講前の知識経験、2 日間の単元で学んだことを総合し、自らの考えをとりまとめ、他の参加者との意見交換を能動的に行うことにより、自組織の防災対応の改善につなげることができる。
10	全体討論	演習	防災力アップのため、災害対応の基本について学んだことを、受講者が担当する業務にどのように反映させるのかを考える。

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元1 防災基礎総論

防災基礎

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1 防災・危機管理の基本的な考え方	災害と防災の基本	・地震、津波、台風など自然現象(Hazard)によって被害が生ずると「災害」となる。 ・自然現象によって引き起こされる災害が「自然災害」と呼ばれる。 ・自然現象によらない災害、災害対策基本法にある「大規模な火事若しくは爆発その他」の総称的な呼び名は定まっていないが、「事故災害」という言葉もある。	【ハザード】 【災害】 【自然災害】 【事故災害】 【災害のライフサイクル】 【防災】 【ハード防災対策】 【ソフト防災対策】	
		災害を時間軸に沿って整理すると、「Hazardの発生」時点を中心として、事前→事中→事後という流れでさまざまな態様を持ち、これを「災害のライフサイクル」と呼ぶ場合がある。		
		・外力が人間社会に作用する過程や、外力が作用した人間社会に何らかの対策を行うことが「防災」となる。 ・防災対策には、ハード防災対策(構造物による被害軽減手法)と、ソフト防災対策(構造物によらない被害軽減手法)があり、両者はそれぞれ役割が異なる。		1文目が分かりにくいなどのように修正すべきか先生に要確認。
	繰り返される災害	・日本は、地理的、地形的、気象的諸条件から、台風、大雨、豪雪等による災害が起こりやすい。 ・地震、火山活動が活発な環太平洋変動帯に位置しているため、地震や火山活動にともなう災害も起こりやすい。 ・近年になって災害の危険性が急に高まったわけではなく、もともと厳しい自然条件と共存した環境下に立地していることを念頭に置くことが重要である。 ・加えて、国土における人口の偏在状況(都市部と中山間地域等)、高齢者をはじめとする要配慮者の増加、グローバル化に伴う在日・訪日外国人の増加、ネットワーク型のインフラへの依存、老朽化した社会資本等、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて配慮が必要である。		ハザードだけでなくVulnerabilityやExposureに影響する社会経済情勢の要素を追加(防災基本計画を参考に)
	近年の自然災害を巡るトピックス	近年話題となった自然災害に関するいくつかの話題を学ぶことを通じて、様々な地域、様々な種類の災害における防災行政に関わる課題を理解しておくことが重要である。		

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元2・3・4 ハザードのメカニズムと実態

防災基礎

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1 風水害のメカニズムとその被害	風水害とは	台風、低気圧、前線、竜巻、高潮などの気象現象や、これらの気象現象によって引き起こされる洪水、内水氾濫、土砂移動現象などによってもたらされる災害が、風水害である。	【風水害】	
	大雨のメカニズム	・気象庁では、災害が発生するおそれのある雨を「大雨」という。 ・大雨は、台風、低気圧、前線などの影響で比較的広い範囲で発生する場合や、大気の状態が不安定な場合などに発生する。	【大雨】	
		・熱帯低気圧のうち北西太平洋に存在し、最大風速がおよそ17m/s以上のものを「台風」という。 ・台風の勢力を示す目安として、最大風速をもとに「強さ」、強風域(風速15m/s以上の範囲)の半径を元に「大きさ」を決めている。 ・風速25m/s以上の範囲は暴風域という。	【台風】 【強風域】 【暴風域】	
		・日本は、地理的、地形的、気象的諸条件から、台風、大雨、豪雪等による災害が起こりやすい。 ・地震、火山活動が活発な環太平洋変動帯に位置しているため、地震や火山活動にともなう災害も起こりやすい。 ・近年になって災害の危険性が急に高まったわけではなく、もともと厳しい自然条件と共存した環境下に立地していることを念頭に置くことが重要である。 ・加えて、国土における人口の偏在状況(都市部と中山間地域等)、高齢者をはじめとする要配慮者の増加、グローバル化に伴う在日・訪日外国人の増加、ネットワーク型のインフラへの依存、老朽化した社会資本等、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて配慮が必要である。	【予報円】	ハザードだけでなくVulnerabilityやExposureに影響する社会経済情勢の要素を追加(防災基本計画を参考に)
		・台風による風は一般的に中心に近づくほど強くなる。 ・一方、中心から数百km以上離れたところで大雨がもたらされることもよく見られる。		
		・前線や低気圧などの影響や雨を降らせやすい地形の効果によって、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより、局地的な大雨(集中豪雨)がもたらされることがある。 ・集中豪雨発生時において線状の降水域が、数時間にわたってほぼ同じ場所に発生する線状降水帯は、災害になりうる集中豪雨をもたらすことがある。	【積乱雲】 【集中豪雨】 【線状降水帯】	知識の欄に、「線状降水帯」の記述を記載
	高潮のメカニズム	・台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が大きく上昇することがあり、これを「高潮」という。 ・遠浅の海や、風が吹いてくる方向に開いた湾の場合、地形が海面上昇を助長させるように働き、特に潮位が高くなる。 ・満潮と高潮が重なると、潮位がいつそう上昇して大きな災害が発生しやすくなる。	【高潮】	
	竜巻のメカニズム	発達した積乱雲からは、竜巻(積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻き)、ダウンバースト(積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れ)、ガストフロント(積乱雲の下で形成された冷たい空気の塊がその重みにより温かい空気の側に流れ出すことによって発生)といった、激しい突風をもたらす現象が発生する。	【竜巻】 【ダウンバースト】 【ガストフロント】	

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
	浸水害(内水氾濫)のメカニズム	大雨等による地表水の増加に排水が追いつかず、用水路、下水溝などがあふれて氾濫したり、河川の増水や高潮によって排水が阻まれたりして、住宅や田畑が水につかる現象を内水氾濫という。	【内水氾濫】 【浸水害】	
		・内水氾濫による災害(被害)を、気象庁では浸水害という。 ・一般的には、災害(被害)も含めた意味で内水氾濫ということもある。 ・内水氾濫では、家屋が流されるようなことは起こりにくい、家屋の床上・床下浸水、アンダーパスの浸水などの被害が生じる。		
	洪水害のメカニズム	・広義には、大雨や融雪などを原因として、河川の流量が異常に増加することを洪水と呼ぶ。 ・狭義には、堤防の決壊や河川の水が堤防を越えたりすることにより起こる氾濫を洪水と呼ぶこともある。	【洪水】 【洪水害】	
		・洪水によって堤防の浸食や決壊、橋の流失、家屋の浸水等が起こる災害を、気象庁では洪水害という。 ・一般的には災害(被害)を含めて洪水と呼ぶこともある。		
		・洪水による被害は、家屋の床上・床下浸水などのほか、堤防の決壊があると、その付近の家屋が流失することもある。 ・洪水により、車や人が流され、人的被害に繋がることもある。		
	土砂災害のメカニズム	山地の斜面や溪流で、土や岩石が、豪雨、地震、融雪、火山活動などによって、重力の作用によって下方に移動する現象を総称して「土砂移動現象」(マスマーブメント)という。	【土砂移動現象】 【地すべり】 【斜面崩壊】 【土石流】	
		主な土砂移動現象としては、地すべり(斜面の土塊がゆっくり動く現象)、斜面崩壊(斜面表層の土砂や岩石が地中のある面を境にして滑り落ちる現象。山崩れ、崖崩れ、土砂崩れとも呼ばれる)、土石流(岩塊や土砂が水と混じりあって谷底を流れ下る現象)がある。		
		・土砂移動現象によって引き起こされる災害が、「土砂災害」である。 ・慣習的に、土砂移動現象それ自体(斜面崩壊、地すべり、土石流など)を「土砂災害」という場合もある。	【土砂災害】	
		・斜面崩壊、地すべり、土石流のいずれにおいても、家屋の損壊、倒壊、人的被害を生ずることがある。 ・斜面崩壊による被害の範囲は、斜面の直下など比較的限定的だが、土石流は、谷沿いに数百～数千m流れ下り、被害をもたらすこともある。 ・地すべりは、動きが遅いので人的被害には繋がりにくい、影響が長期化することがある。		
		暴風による災害のメカニズム		
		平均風速15～20m/sの風が吹くと、歩行者が転倒したり、高速道路での車の運転に支障が出始め、更に強くなると建物の損壊、農作物の被害、交通障害など社会に甚大な被害をもたらす。	【暴風災害】	

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
2	風水害の防災対策の概要	高潮による災害のメカニズム	・高潮が発生すると、堤防を海水が越え、広い範囲を水没させることがある。 ・河川洪水と異なり、広い海岸線にわたり大きな力をもって一斉に流入し、被害が巨大になる可能性がある。	【高潮災害】	
		竜巻による災害のメカニズム	竜巻が発生すると家屋の倒壊や車両の転倒、飛来物の衝突などにより、短時間で大きな被害をもたらすことがある。	【竜巻災害】	
		風水害のハード対策 治水対策の概要	・洪水などの水害を防ぎ、河川の改良・保全を行うことを「治水」といい、洪水によって起こる水害から住民の生命と財産を守り、水利用のために河川の流水を引き国民の生活向上を図ることを目的とする事業を治水事業という。 ・主な治水事業としては、堤防や洪水調整施設の整備のようなハード対策(構造物による被害軽減手法)がある。とともに、河川情報の収集・提供やハザードマップ整備などのソフト対策が行われている。	【治水】	火山と比較して、分量が少ないため、治水対策の概要をハードとソフトで分割し、ソフトでは、H30.7豪雨のワーキングのアウトプットを盛り込んだ。
		風水害のソフト対策	・風水害のソフト対策(構造物によらない被害軽減手法)には、観測・情報提供システム、ハザードマップ、防災教育、訓練などがある。 ・具体的な取組として、大規模氾濫減災協議会による地域の多様な関係者の連携、学校における防災教育・避難訓練、水害や防災気象情報等の専門家による市町村支援、防災と福祉の連携による高齢者の避難行動支援、要配慮者利用施設における避難確保計画作成などがある。	【ハザードマップ】 【大規模氾濫減災協議会】	第1段落は、実際の研修テキストに沿って作成。第2段落は中防WG資料を元に作成(R2.2.5開催 令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ第2回資料4)。
		土砂災害対策の概要	・山地や海岸・河岸などの土砂の崩壊・流出を防止、調節することを「砂防」といい、このための事業が砂防事業などと呼ばれる。 ・主な対策としては、がけ崩れ対策、地すべり対策、土石流対策がある。 ・擁壁工、集水井、砂防えん堤などの構築といったハード対策とともに、土砂災害警戒区域の指定などのソフト対策が行われている。	【砂防】 【土砂災害警戒区域】	

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
3 地震と津波のメカニズムとその被害	地震発生のメカニズム(海溝型地震、内陸(直下)型地震)	・地球表面はプレートと呼ばれる十数枚の岩石の板で覆われており、これらは1年に数cmの速度で動いている。 ・プレート内部やプレート境界付近で岩石が変形に耐えきれなくなると破壊が起こったときに地震が発生する。 ・地震により生じた地震波が地表に達して地面が揺れることを地震動という。	【地震】 【プレート】 【地震動】	
		・プレート境界付近で発生する地震がプレート境界地震(海溝型地震)である。 ・南海トラフ沿いでは、このタイプの地震が繰り返し発生すると考えられている。 ・プレート内(陸のプレートの浅いところ)で発生する地震はプレート内地震(内陸型地震・内陸直下型地震)などと呼ばれ、「内陸型地震」「活断層型地震」などと呼ばれ、揺れがもたらされる範囲は比較的狭いが、大きな被害出ることあり、「直下型地震」とも呼ばれる。 ・1つの断層では数千年から数万年に一度の頻度で発生すると考えられている。	【プレート境界地震(海溝型地震)】 【プレート内地震(内陸直下型地震)】	標準テキストを参考に追記
		・地震は主にプレート境界とその周辺で発生する。 し、日本は世界的に見ても地震が多く発生する場所に位置している。 ・日本列島周辺では、海のプレートである太平洋プレート、フィリピン海プレートが、陸の北米プレートやユーラシアの下に沈み込むことにより、世界でも有数の地震多発地帯となっている。		標準テキストを参考に追記
		・地震が発したエネルギーの大きさを示す数値がマグニチュード(M)である。 ・標準的にはMの値が1大きくなるとエネルギーの大きさは約32倍である。 ・各観測地点での地震の揺れの強さを表す数値が震度であり、日本の震度は0～7の10階級(5と6は強弱の2階級)である。 ・マグニチュードにかわる地震の大きさを表す指標として「地震モーメント」があり、 $M_0 = \mu US$ で表現される。(μ：(食い違った断層付近の岩盤の)剛性率、U：断層面上の平均食い違い量、S：断層面の面積。) ・「地震モーメント」は、地震を発生させた断層の変位と等価となる指標である。	【マグニチュード】 【震度】 【地震モーメント】	「地震モーメント」について、講義テキストに基づき加筆。
	地震による災害のメカニズム	・地震が引き起こす現象は、強い地震動と、地表面のずれに大別される。 ・強い地震動は、建物や橋などが振動で倒壊する、斜面が崩れる、地盤が液状化するなどの被害をもたらす。 ・地表面のずれの場合は、海底で上下にずれると津波が発生し、陸上では地盤のずれによって建物や道路などが破壊されることがある。 ・これらの結果、建物倒壊や斜面崩壊に巻き込まれて、人的被害が生じることがある。 ・地震により倒壊した建物などに火がつき、大規模な火災が発生することもある。 ・高層ビルや石油タンク等長大構造物は、大地震に伴って発生する長周期地震動によって長時間大きな揺れが生ずることがある。	【地震災害】 【建物倒壊】 【液状化】 【地震火災】 【長周期振動】	

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
	地震と津波のメカニズムとその被害	津波発生のメカニズム	- 地震による海底の隆起または沈降に伴って海面が変動し、長く大きな波となって四方八方に伝わるものが津波である。 - 津波は海が深いほど速く伝わる。 - 津波の速度は、$\sqrt{gh}$で表される。(g:重力加速度、h:水深。) - 河口から河川に侵入した津波は、上流まで遡上することがある。 - 津波の高さは海岸付近の地形によって大きく変化する。	【津波】	一般的と思われる知見を追記。気象庁webサイトも参照(http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/tsunami/generation.html#zofuku)
		津波による災害のメカニズム	津波が陸上に到達すると、建物などの構造物を破壊したり、人が流されるなどしてことによる人的被害が生じることがあるなど、甚大な被害をもたらすことがある。	【津波災害】	標準テキストを参考に表現を修正
4	地震災害と津波災害の防災対策の概要	地震災害と津波災害の被害想定、ハザードマップ 地震津波災害のハード対策	- 被害想定やハザードマップをもとに、減災に向けた対策を推進する。 - ハード対策としては、地震による火災を想定した場合は、建物の不燃化・道路拡幅などで延焼を防ぎ、公園などの避難場所を設定する。 - 地震を想定した場合は建物の耐震化を図り、家具の転倒防止などを行う。 - 津波を想定した場合は、津波避難タワーの建設や防潮堤の建設、高台への避難場所確保、すばやい避難誘導を実施する。	【地震災害】 【津波災害】	
		地震津波災害のソフト対策	- ソフト対策としては、防災知識の普及や防災訓練の実施による発災時の対応行動の習熟のほか、消防団・自主防災組織などの育成強化、事業継続体制の構築等企業防災の促進などがある。 - 津波ハザードマップを理解してもらうよう努めることや、浸水域や浸水高、指定緊急避難場所や避難路等をまちの至るところに示すなど、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるようにする取組がある。	【津波ハザードマップ】	他とのならび上、追記 ・防災基本計画第1編第2章(1)周到かつ十分な災害予防(P3)第3編第1章第3節「国民の防災活動の促進」(P100～101) ・防災計画第4編第1章第3節「国民の防災活動の促進」(P124)
		津波警報・注意報	津波警報・注意報は、次の基準で決められている。予想津波高さが高いところで3mを超える場合は大津波警報、予想津波高さが高いところで1mを超え3m以下の場合は津波警報、予想津波高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合は津波注意報である。	【津波警報】	標準テキストには記載されているが、他の災害とのならび上、第3章(警報)で記載したほうがよいのではないかと。

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
5 火山のメカニズムとその被害	火山現象のメカニズム	・地下のマグマが地表に噴出する現象を噴火という。 ・噴火に伴って噴出したものを火山噴出物(溶岩、火山ガス、火山灰、火山礫など)といい、噴火によって形成された地形を火山という。 ・噴火及びこれらに伴う諸現象の総称が火山活動である。 ・活火山は、概ね過去一万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山と定義されている。	【火山】 【噴火】 【活火山】	
		・火山は主にプレート境界付近にあるが、プレート境界から離れた場所に火山があるケースや、プレート境界付近だが火山がないケースなど例外もある。 ・日本は世界的に見ても火山が多く存在する地域に立地している。		
		・火山噴火は、マグマの性質、噴火の場所や噴火履歴などにより様々な形態(様式)をとる。 ・同一の火山でも、その形態は時間と共に変化する。		
	火山噴火による災害のメカニズム	・火山災害をもたらす火山活動としては、大きな噴石の噴出、火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流、小さな噴石・火山灰の噴出、火山ガスなどがある。 ・火山灰等が堆積している所に大雨が降ると土石流などが発生することがある。	【噴石】 【火砕流】 【融雪型火山泥流】 【溶岩流】 【火山灰】 【火山ガス】	
		・大きな噴石(直径約50cm以上の岩石)の飛散は火口周辺数kmの範囲内だが、登山者等が死傷したり建造物が破壊されるなどの被害が生ずることがある。 ・小さな噴石(火山レキ)は火口から10km以上遠方まで落下することがあり、車の窓ガラスが割れるなどの被害がある。 ・火山灰は、火口から数十～数百km以上運ばれることもあり、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなどの影響を及ぼすことがある。		
		・火砕流は、高温の火山灰、岩塊、空気、水蒸気为一体となって高速で流下する現象である。 ・地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、大きな被害をもたらしやすい。 ・高速、高温のため身を守ることは困難である。		
		・溶岩流は、マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る現象である。 ・通過域の集落、農地、森林を焼失・埋没させるなどの被害をもたらす。 ・流下速度は比較的遅く基本的に人の足による避難が可能である。		

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
			・融雪型火山泥流は、積雪期の火山活動により雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象である。 ・谷に沿って遠方まで一気に流下し、広範囲の集落、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。		
			・火山ガスは、マグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出されるものである。 ・ガスの成分によっては人的被害をもたらすこともある。		
			火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなり、下流に大きな被害をもたらすことがある。		
6	火山災害の防災対策の概要	火山災害対策	・火山災害対策として、火山防災協議会(活動火山対策特別措置法改正で義務化)が設置されている。 ・協議会は、都道府県、気象台、地方整備局等、火山専門家、自衛隊、警察、消防、その他必要な関係団体で構成されている。 ・協議会では噴火シナリオ、火山ハザードマップ、避難計画、噴火警戒レベル設定などを行っている。 ・噴火警戒レベル、火山活動の推移に応じた規制、情報伝達方法や避難場所、避難経路等を示し関係者の役割を示したものが、火山噴火避難計画である。	【火山防災協議会】 【火山ハザードマップ】 【火山噴火避難計画】	
			砂防えん堤等のハード対策とともに、警戒避難体制の整備等のソフト対策からなる総合的な火山噴火対策が必要である。		
			・ハード対策として、噴火によって発生した火山泥流等への対処、降雨による土石流の発生に備えるための火山施設を設置し、被害を最小限に食い止める対策がある。 ・具体的には、火山噴火物の流れを抑える「減勢工」、泥流等を安全な地域に導く「導流堤」、大きな岩石の流下を防ぐ「スリットタイプのえん堤」、泥流などを堆積させる「遊砂地」、流出物を安全に流下させる「流路工」などがある。		
			ソフト対策としては、火山活動に伴う土砂災害を軽減・防止するために警戒避難体制の整備・確立や、火山災害シミュレーションをもとに火山災害予想区域図を作成し、災害が発生した場所に備え避難路や避難場所を整備したり、監視カメラや各種センサーを設置し、火山活動の情報をいち早くキャッチし、住民へ伝達する体制を整備するなどの対策がある。		

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元5 地域の脆弱性と被害の実態

防災基礎

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
1 自然災害による人的被害の実態	自然災害による人的被害の実態	・自然災害による被害として深刻なものの一つが人的被害(死者・行方不明者の発生)と言え、その発生状況を知っておくことが重要である。 ・日本の自然災害による人的被害は、地震災害では阪神・淡路大震災、東日本大震災など近年でも巨大な被害を生じた例はあるものの、風水害では、傾向としては1950年代以降大幅に減少している。 ・ただし近年の風水害でも100人規模の人的被害を生じたこともあり、個々の事例における人的被害発生状況を知っておくことが重要である。		
2 地域の災害特性を知ることの重要性	地域の災害特性を知る	・ハザード、各地域でハザードに対し曝露されている人や物、各地域が持つ脆弱性の組合せで災害の規模や形が形成されるという考え方がある。 ・災害は誘因(地震、豪雨など、災害を発生させる直接的な引き金となる現象)が素因(地形、気候、人口など、それぞれの土地が持っている災害に関わる性質)に作用して発生すると説明することもできる。 ・各地域の災害特性を知ることがまず必要である。	【曝露】 【脆弱性】	
	ハザードマップ	・発生の予測される自然災害について、その被害の及ぶ範囲、被害の程度、避難の道筋、避難場所等を表した地図がハザードマップと呼ばれる。 ・各地域で起こりうる災害の特性を示した有益な資料ではあるが、課題や限界もあることを理解した上で活用することが重要である。	【ハザードマップ】	
3 災害情報の種類や特性、情報を活用した避難のあり方	災害情報の種類や特性、情報を活用した避難のあり方	・日本は、地理的、地形的、気象的諸条件から、台風、大雨、豪雪等による災害が起こりやすい。 ・地震、火山活動が活発な環太平洋変動帯に位置しているため、地震や火山活動にともなう災害も起こりやすい。 ・近年になって災害の危険性が急に高まったわけではなく、もともと厳しい自然条件と共存した環境下に立地していることを念頭に置くことが重要である。 ・加えて、国土における人口の偏在状況(都市部と中山間地域等)、高齢者をはじめとする要配慮者の増加、グローバル化に伴う在日・訪日外国人の増加、ネットワーク型のインフラへの依存、老朽化した社会資本等、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて配慮が必要である。	【災害情報】 【避難】 【避難行動】 【命を守るための行動】	ハザードだけでなくVulnerabilityやExposureに影響する社会経済情勢の要素を追加(防災基本計画を参考に)
	自然災害の発生要因とリスク評価の考え方	・自然災害は、地震、台風などのハザード(自然現象・要因)とそれを受け止める地域の脆弱性(社会環境・要因)により、被害の大きさが決まる。 ・地域における被害を予測し、その結果を基に災害対策を計画・実行することで、災害に強くしなやかな社会を作る。 ・自然災害の発生要因における最新の科学的な見解を取り入れながら、地域に影響を及ぼすおそれのあるハザードと地域の脆弱性を理解のうえ、地域における災害を予測し、その結果を基に災害対策を計画し、適宜見直しを図ることで、継続的に改善を図る。	【リスク評価】	本コースの単元6・7(法・計画)より移動、有明テキストより追加。

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元6・7 防災行政概要、災害法体系、防災計画

防災基礎

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1 災害対応の全体像	災害対応の原則	・準備したものでなければ機能しないため、事前の備えが不可欠である。 ・特に、避難勧告等の発令は、「空振り」を恐れず、判断基準に基づき発令すべきである。 ・最悪の事態を想定して、疑わしきときは行動すべきである。 ・災害対応は総力戦である。全庁挙げて対応し、積極的に外部からの支援も活用すべき。		・単元6・7の記述を、大筋のライン以外をそぎ落としスリムにしてはどうか ・災対法の前までのサイクル論(学習目標2・3)はむしろ単元8・9ではないか。 ・元年度の防災行政概要等のテキストに沿って全面刷新(以降同じ)
	災害対応業務の種類と特徴	・災害対応業務には、通常業務の延長で対応可能なものと、対応不可能な災害時特有の事務(避難所運営、住家被害認定等、食料・物資の供給、応急住宅の提供、ボランティアとの連携)がある。 ・災害応援・受援を経験することにより、スキルやノウハウを蓄積・継承することが重要である。	【応援・受援】	
	時間経過と対応の変化	・災害発生当初は、災害状況を的確に把握できない。 ・対応が必要な事象が同時並行的に発生する。 ・時間の経過に応じ、求められる対応が変化する。 ・したがって、マネジメント業務が重要である。一元的に集約した情報をもとに、目標や対応方針を意思決定、資源を確保し実施、進捗を管理する。	【マネジメント業務】	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
2 各段階での災害対応	直前対策(避難行動の支援)	・日本は、地理的、地形的、気象的諸条件から、台風、大雨、豪雪等による災害が起こりやすい。 ・地震、火山活動が活発な環太平洋変動帯に位置しているため、地震や火山活動にともなう災害も起こりやすい。 ・近年になって災害の危険性が急に高まったわけではなく、もともと厳しい自然条件と共存した環境下に立地していることを念頭に置くことが重要である。 ・加えて、国土における人口の偏在状況(都市部と中山間地域等)、高齢者をはじめとする要配慮者の増加、グローバル化に伴う在日・訪日外国人の増加、ネットワーク型のインフラへの依存、老朽化した社会資本等、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて配慮が必要である。	【情報収集・分析】 【判断・避難勧告等の発令】 【避難】	ハザードだけでなくVulnerabilityやExposureに影響する社会経済情勢の要素を追加(防災基本計画を参考に)
	応急期の活動	・各組織(市町村、都道府県、国)が体制(災対本部)を立ち上げ、連携して対応する。 ・被災市町村及び都道府県は、直ちに通信手段を確保し、限られた情報をもとに被害規模を推定して、速やかに応援要請を行う。 ・様々な業務が発生するためBCPを発動するとともに、様々な主体が連携し対応するため受援体制を整備する必要がある。	【災害対策本部】 【応援要請】 【受援体制】	
	被災者の支援(避難生活、生活の再建)	・避難生活の状況は、指定避難所、軒先、車中、要配慮者など多様であり、被災者のニーズは時間とともに変化する。 ・医療、福祉などの関係各機関、自衛隊や警察、ボランティアなど多様な主体が連携して被災者支援を実施する。 ・災害救助法が適用されると、都道府県等が費用を支弁し救助を実施する主体となる(救助事務の一部を市町村に委任可)。 ・相談会や応急仮設住宅等の提供により、早期に指定避難所を解消する。	【指定避難所】 【災害救助法】	
		・住まいの確保は、応急仮設住宅(建設型、賃貸型)、応急修理、公営住宅、自宅再建など多様な方法がある。 ・市町村長は、災害が発生した場合、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、「罹災証明書」を交付しなければならない。 ・支援漏れや手続きの重複を避けるため被災者情報を一元的に管理し、「被災者台帳」を迅速に作成するための体制を、あらかじめ整備する。 ・都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、生活の再建を支援する。	【応急仮設住宅】 【罹災証明書】 【被災者台帳】 【被災者生活再建支援金】	

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
		復旧・復興	・住民の意向を尊重し、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域づくりを目指す。 ・可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ復旧事業を行う。 ・大規模災害時には復興本部を設置し、復興計画を作成して、大規模復興法等を活用しながら円滑かつ迅速な復興を図る。 ・復興に当たっては、原状復旧にとどまらず、再度災害防止、快適な都市環境を目指した、復興特措法等も活用しながら防災まちづくりを行う。	【復興本部の設置】 【復興特措法の活用】	
3	災害への備え	自助・共助	・行政による公助だけでは限界があるため、自助・共助は極めて重要である。 ・住宅、事業所等における被害抑止対策と、自主防災組織による活動、企業BCPなど災害時に地域や住民が自らを守るために迅速、的確な対応がとれるように準備する対策がある。 ・平時から「自らの命は自らが守る」意識の徹底に努め、ハザードマップ等を活用して、地区防災計画等の策定を通じて、地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動について周知する。	【自助・共助】 【自主防災組織】 【企業BCP】 【地区防災計画】	
		相互協力	・国、都道府県、市町村は自らの「災害への備え」を行うとともに、自助、共助の取組を促し、事前から啓蒙、訓練等により地域や住民の対応力を高めていくことが、被害の軽減、災害対応業務の軽減につながる。 ・事前の備えの段階から、「官」と「民」や関係機関と連携して備えを進めておくことで、災害対応業務をより迅速かつ円滑に実施することが可能となる。	【官民連携】 【関係組織等との連携】	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
4 災害対策基本法の概要	災害対策基本法とは	・災害対策基本法は、昭和34年の伊勢湾台風を契機に、昭和36年に、国・地方公共団体・公共機関等の統一かつ計画的な防災体制の整備を図るために初めて制定された災害対策の最も基本となる法律である。 ・災害対策基本法は、我が国の災害対策関係法律の一般法として位置づけられる。	【災害対策基本法】	
		災害対策基本法の目的は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することである。		
		災害対策基本法は、各機関等の責務、防災に関する組織、災害対策の一般法であり、平時における防災計画、の作成や各種災害予防、策から応急対策、復旧の段階ごとの対策推進、被災者保護対策等、復興に至るまでの総合的な措置について規定している。		研修テキストに沿って修正
	災害の定義	・災害対策基本法第2条(定義)において、「災害」とは、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」を言うことと定められている。 ・政令で定める原因とは、「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」である。		
	基本理念	災害対策基本法第2条の2において、我が国の災害対策の基本理念が規定されている。 ・(総論としての)減災の考え方について ・自助・共助・公助の考え方について ・ソフト・ハードの組み合わせと不断の見直しについて ・資源の最適配分による人命の保護について ・被災者の援護について ・速やかな復旧と復興について	【減災】 【ハード・ソフト】 【資源の最適配分】 【被災者の援護】 【復旧・復興】	
	災害対策基本法における市町村・都道府県の責務と権限	・災害対策基本法において、市町村は、基礎的な地方公共団体として防災に関する対策を実施する責務を有し、災害応急対策及び応急措置を実施する義務を負っている。 ・これらの責務・義務を果たすため、市町村長には、様々な権限が与えられている。		
		・災害対策基本法において、都道府県は、広域的な地方公共団体として、自ら防災に関する対策を実施するのみならず、市町村の事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う責務を有している。 ・これらの責務・義務を果たすため、都道府県知事には、従事命令等の権限のほか、市町村長の応急措置の実施及び応援について指示する権限等が与えられている。		

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
	指定公共機関・指定地方公共機関	・指定公共機関は、電気、ガス、輸送、通信などの公共的、公益的な事業を行っている民間企業で、内閣総理大臣が指定する。同様に、都道府県知事が指定する指定地方公共機関があり、国や地方公共団体と協力すること等の責務を有している。	【指定公共機関】 【指定地方公共機関】	研修テキストにはないが、重要なため追記。 →災害対策基本法第2条、第6条
	防災会議・災害対策本部	・災害対策基本法では、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県に地方防災会議を設置し、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することとされている。 ・災害に際して、応急対策等の必要に応じ、国、都道府県及び市町村は、災害対策本部を設置することとしている。	【中央防災会議】 【地方防災会議】 【災害対策本部】	基本的内容に修正
	地方公共団体間の応援及び国の関与	災害対策基本法において、災害応急対策全般について自治体間で応援できること、応援に関する都道府県・国による調整、都道府県又は国による応急措置の代行、国又は都道府県による物資の供給等が規定されている。 、他の市町村長等に対する応援の要求(第67条)、都道府県知事等に対する応援の要求等(第68条)、都道府県知事の指示等(第72条)、都道府県知事等に対する応援の要求(第74条)、内閣総理大臣による応援の要求等(第74条2)など被災地方公共団体への人的応援についてが規定されている。		・実際の研修テキストに沿って修正 ・スリム化のため、個別事項は他のコースにまかせ、本コースからは削除してはどうか。
	罹災証明書の交付	市町村長は、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与や、被災者生活再建支援金の支給等の各種被災者支援策の適用に必要な「罹災証明書」を、遅延なく交付しなければならない。(第90条の2)		・実際の研修テキストに無い ・スリム化のため、個別事項は他のコースにまかせ、本コースから削除してはどうか。
		災害対策基本法の「物資等の供給及び運送」に関する規定では、市町村長は都道府県知事に対して、都道府県知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対して、物資等の供給について要請することができること、緊急を要する場合には、都道府県知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、要請を待たずに自らの判断で必要な措置を講ずることができること、また、運送事業者である指定公共機関等に対して物資等の運送を要請できること等が規定されている。(災害対策基本法第86条の16～第86条の18)		・実際の研修テキストに無い ・スリム化のため、個別事項は他のコースに任せ、本コースからは削除してはどうか。
	被災者台帳の整備	市町村長は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する「被災者台帳」を整備することができる。(第90条の3、第90条の4)		同上
	避難行動要支援者名簿	被災者保護を図る重要性に鑑み、災害対策基本法においては、要配慮者の支援等を行うために市町村長が避難行動要支援者名簿を作成することを規定している。(基本法第49条の10)		同上

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
5	その他主要な法律の概要	災害救助法の概要	・災害救助法は、発災直後から、一次的な衣食住を提供することをはじめとした応急活動について定めている。 ・国庫負担を規定すること等により、地方公共団体だけでは対応が難しい場合にも、被災者の保護と社会秩序の維持を図ることを目的としている。	【災害救助法】	
			・災害救助法に基づく救助は、都道府県知事又は指定された救助実施市が、現に救助を必要とする者に対して行う法定受託事務である。 ・必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。 ・広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。 ・応援に要した費用については、被災県に全額求償可能である。	【救助実施市】	
			災害救助法の5原則は以下のとおりである。 1. 平等の原則 2. 必要即応の原則 3. 現物給付の原則 4. 現在地救助の原則 5. 職権救助の原則 救助の種類は下記の通りである。 ・避難所の設置 ・応急仮設住宅の供与 ・炊き出しその他による食品の給与 ・飲料水の供給 ・被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 ・医療・助産 ・被災者の救出 ・住宅の応急修理 ・学用品の給与 ・埋葬 ・死体の捜索・処理 ・障害物の除去		5原則を追記(ただし、標準テキストにはない)
		激甚災害制度の概要	激甚災害制度は、大災害(著しく激甚である災害)に対し、地方財政の負担緩和、中小企業者等に対する特別の助成を行うこととし、その災害及び特例措置を政令で指定するものである。	【激甚災害制度】	
			激甚災害の指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聴くこととされている。		

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
		被災者生活 再建支援制 度の概要	被災者生活再建支援制度は、一定の要件に該当する被災世帯に対し、その住宅の再建(賃貸への転居を含む)を目的に最大300万円の支援金を支給するものである。	【被災者生活再建支援制度】	
			被災者生活再建支援制度の対象となるのは、自然災害によって10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等の以下の被災世帯である。 ①住宅が「全壊」した世帯 ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)		
			被災者生活再建支援制度による支給額は、①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)の2つの合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は、金額が3/4になる。		
		その他主な 災害対策関 係法律の類 型、体系	・災害対策関係の法律は、「予防」、「応急」、「復旧・復興」のフェーズごとに、地震津波災害や火山災害などの災害別に整理できる。 ・「予防」の法律として、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、河川法などがある。 ・「応急」の法律として、災害救助法、水防法などがある。 ・「復旧・復興」の法律として、激甚災害法、災害弔慰金の支給等に関する法律などがある。		

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
6 防災基本計画の内容	防災計画の概要	・防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議(会長:内閣総理大臣)が作成する。 計画であり、我が国における「防災に関する総合的かつ長期的な計画」であり、「防災業務計画及び地域防災計画」において重点を置くべき事項や作成の基準となるべき事項を定めたものである。各種防災計画の基本となるものである。(災害対策基本法第34条、第35条)	【防災基本計画】	基本的な事項を追記
		防災業務計画は、指定行政機関(中央省庁)・指定公共機関(独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、通信会社、電力会社、ガス会社、道路会社、鉄道会社 など)が作成する防災計画である。	【防災業務計画】	
		・地域防災計画は、都道府県防災会議(会長:知事)または市町村防災会議(会長:市町村長)が、国の防災基本計画に基づき、防災の事務・業務、防災の各事項の計画、応援などについて定める防災計画であり、地方公共団体の防災の根幹的な計画である。 ・地域防災計画は、防災業務計画と抵触してはならない。	【地域防災計画】	
		・地区防災計画は、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者(地区居住者等)が作成する防災計画である(災害対策基本法第42条第3項、第42条の2)。 ・地区居住者等は、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができ、市町村防災会議は、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。	【地区防災計画】	
	防災基本計画の概要	現行の防災基本計画は、第1編から第15編に分かれており、第1編総則、第2編各災害に共通する対策編に続き、災害種別ごとに編(第3編から第15編)を構成している。		細かすぎるため、削除
		現行の防災基本計画は、災害対策各編ごとに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の災害対策の順序に沿って構成している。	【災害予防】 【災害応急対策】 【災害復旧・復興】	
		現行の防災基本計画は、国、地方公共団体、事業者・住民等の各主体の役割分担を明確にして、具体的な対策を記述している。		

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
7 その他防災計画の概要	地方公共団体の業務継続計画(BCP)の概要	業務継続計画(BCP)とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。	【業務継続計画(BCP)】	
		業務継続計画(BCP)を作成することで、以下の効果がある。 ・ 地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった 「行政も被災する深刻な事態」においても、速やかな業務継続が図られるも考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確化 ・災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期に業務を実施できる ・ 自らも被災者である 災害対応にあたる職員に対して労働の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上		研修テキストに沿って修正
	応援計画・受援計画体制の確保計画の概要	大規模災害発生時、膨大な災害対応業務が発生する。自団体だけでは速やかな復旧・復興は難しい。このため、外部からの応援が必要不可欠であり、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づける努力規定が防災基本計画に記載された。	【応援計画・受援計画】	研修テキストに沿って作成
		受援計画は、業務継続計画と相まって、発災時に速やかに実施しなければならない膨大な非常時優先業務を遂行するための大きなツールとなる。また、非常時優先業務の整理が済んでいると、受援対象業務の検討が進めやすい。	【非常時優先業務】	
	南海トラフ地震への対応計画防災対策の体系	南海トラフ地震防災対策特別措置法に基づく推進地域及び特別強化地域の指定を踏まえ、国は南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成するとともに、各防災関係機関(各省、都道府県、市町村、指定公共機関等)は、南海トラフ地震防災に係る各種計画(推進計画、津波避難対策緊急事業計画、防災対策計画)を作成する。	【南海トラフ地震防災対策推進計画】 【津波避難対策緊急事業計画】	下2項目を統合。研修テキストに沿って作成
	首都直下地震への対応計画防災対策の体系	首都直下地震緊急対策区域の指定を踏まえ、国は首都直下地震緊急対策推進基本計画等を作成するとともに、地方公共団体は、首都直下地震防災に係る各種計画(地方緊急対策実施計画、特定緊急対策事業推進計画等)を作成する。	【地方緊急対策実施計画】 【特定緊急対策事業推進計画】	下2項目を統合。研修テキストに沿って作成

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元8・9 災害対応過程と態度を学ぶ

防災基礎

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1 災害対応過程と態度についての具体的な事例	災害応急段階の対応	災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応をおこなう。		
	災害発生前後の行政対応の具体的な流れ	災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。		
		発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。		
		・日本は、地理的、地形的、気象的諸条件から、台風、大雨、豪雪等による災害が起こりやすい。 ・地震、火山活動が活発な環太平洋変動帯に位置しているため、地震や火山活動にともなう災害も起こりやすい。 ・近年になって災害の危険性が急に高まったわけではなく、もともと厳しい自然条件と共存した環境下に立地していることを念頭に置くことが重要である。 ・加えて、国土における人口の偏在状況（都市部と中山間地域等）、高齢者をはじめとする要配慮者の増加、グローバル化に伴う在日・訪日外国人の増加、ネットワーク型のインフラへの依存、老朽化した社会資本等、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて配慮が必要である。		ハザードだけでなくVulnerabilityやExposureに影響する社会経済情勢の要素を追加（防災基本計画を参考に）
		被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。		
		円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。		
		被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。その他、広域応援の要請など様々な業務が生じる。		研修テキストの「災害対策の流れ」に基づき、本項目と関係が深い応援要請を追記
		被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応する。		
		被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。		
		指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。		

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
		防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。		
	災害発生前後の行政対応の具体的な流れ	応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。		
		ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。		
	対応上のポイント	(上述の通り) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。		再掲ではあるが、対応ポイントとなる知識の為、既に述べられていることを明記した上で残す
		被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（要配慮者）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。		

(2) 内容（单元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

单元10 全体討論

防災基礎

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1 研修受講の 目的の再認識				
2 研修を通じて、学び、 得たものの整理				
3 研修を活かして次につ なげること				

第2章 災害への備え

第1節 目的

災害への備えを実施するために必要な知識を学ぶ。平常時から災害に備えようとする態度を養う。

第2節 主な対象者

防災計画等の立案や住民啓発、防災教育、企業防災、災害ボランティアを担当する職員など、平常時の防災対策を実施するための知識や手法を学びたい方を対象とする。

第3節 学習内容

(1) 単元構成と概要（各単元で身につける態度と技能）

単 元		手法	概 要
1	「災害への備え」 総論	座学	自助・共助・公助による災害への備えの基本的な考え方や対策を学ぶ。 【態度】 - 行政職員として、災害対策基本法等の災害関連法令の規定を理解し、法令に基づいた防災行政を遂行する。 - 科学的限界から被害想定には本来幅があることを理解し、確定的な被害想定だという誤解を与えないようにする。 - 公助への行政の努力を行う一方、発災直後の公助の限界と共助及び自助の重要性の理解を得ようとする。 - 発災時に電話一本でも頼みごとができるよう、連携先の公民の団体と顔の見える関係を築く。 【技能】

			・ 災害対策基本法等の関係法令の基本的な規定に基づいて、防災の普及・啓発や対応行動を行うことができる。 ・ 地域への防災の普及・啓発において、被害想定には幅があり、それを踏まえた行動の必要性について住民等の理解を得ることができる。 ・ 防災に関する NPO 団体等の考えや立場を理解でき、一方、行政の事情や立場も理解を得ることができる。
2	行政の B C P、B C M	座学	行政における B C P、B C M の意味と策定のポイントについて学ぶ。 【態度】 ・ 行政の B C P、B C M の意義と必要性を理解し、平常時から整備・改善していく。 ・ 発災後の業務継続の視点から、耐震化等の平常時の事前防災対策を進める。 ・ B C P は一度作成してもすぐに劣化してしまうという認識を持って、継続的に見直していく。 ・ 首長や幅広い部署の B C P への参画の必要性を理解し、組織全体を巻き込むよう努める。 ・ 支援に来る者の立場に立って、事前の計画的な受け入れ準備を行う。 【技能】 ・ 市町村の B C P の重要な 6 項目①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③電気、水、食料等の確保、④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアッ

			プ、⑥非常時優先業務の選定の6項目を実現できる。 ・ B C Pで重視される「重要業務の実施に不可欠なリソース確保」の必要性を理解し、状況に応じて業務を遂行することができる ・ 業務継続の視点にも立って、他の地方公共団体等からの受援を有効に受けることができる。 行政のB C Pの基本的な訓練を立案・実施し、継続的に改善することができる。
3	「災害への備え」としての地域防災計画、地区防災計画	座学	地域防災計画、地区防災計画等をどのように災害の備えに向けて活用するのかを学ぶ。 【態度】 ・ 地域防災計画の有効性を高めるため、その内容、構成を見直し、訓練に積極的に取り組む。 ・ 地域の特性を踏まえた自発的な防災活動を、行政も地区防災計画などの仕組みを通じて推奨する。 【技能】 ・ 地域防災計画の有効性向上のための見直しや、検証のための訓練を企画・実施できる。 ・ 政府の被害想定や防災政策の変更を受けて、地域防災計画を適切に改定することができる。 ・ 地区防災計画の策定の意義や策定の方法を住民に理解していただき、住民を防災に取り組むきっかけづくり、モチベーションをおこさせることができる。 ・ 防災の体制、対応等を定めるため、マニュアルを有効に作成・活用できる。
4	地域の自主的な防災活動	座学	住民の自主防災組織の意義・役割と行政による推進策について学ぶ。

			【態度】 ・ 自主防災組織が不可欠なことを理解し、高齢化等の問題を抱える現状を乗り越える対策を見出そうとする。 ・ 避難行動要支援者名簿の策定等の業務を自主防災組織だけに任せるのではなく、行政とともに協力して進めようとする。 【技能】 ・ 自主防災組織に、避難所運営など、地域の防災活動の担い手として活動してもらうよう助言することができる。 ・ 自主防災組織が地域の学校、企業、団体と連携が進むよう、全体調整ができる。 マンションと周辺地域の自主防災組織の融和を推進できる。
5	「災害への備え」ワークショップ	演習	自助・共助・公助による災害への備えの推進方策についてワークショップ形式で学ぶ。 【態度】 ・ 災害の備えについて学びたいこと、深く知りたいことが明確になっている。 【技能】 ・ 他の団体の減災対策（災害予防）を参考にし、自らが所属する団体の取組みに生かすことができる。
6	企業防災	座学	企業が災害時に果たすべき役割を認識し、企業と行政が連携した防災活動について学ぶ。 【態度】 ・ 平常時とは異なる災害時に求められる官民の連携関係性を理解し、企業の専門性を活かせる災害対応業務は積極的に企業に委ねる。 ・ 災害協定を積極的に締結・活用する。

			・ 企業の事業継続の必要性を、全国的な視点を含む幅広い視点でとらえるようにする。 【技能】 ・ 企業との災害協定をはじめ、連携を広げることができる。 ・ 災害時に支援を受ける企業等の民間団体の側の事情を理解でき、配慮することができる。 平常時から企業等の民間団体と顔が見える関係を維持・継続する方策を実施できる。
7	防災教育・ 災害教訓の伝承	学座	地域に根差した防災活動を進めるための防災教育について学ぶ。 【態度】 ・ 地域の各学校に対して、防災教育の継続的な実施を粘り強く働きかけていく。 ・ 地域の防災上の課題を学校の防災教育に生かすため、学校と地域コミュニティを結びつけようとする。 【技能】 ・ 学校の先生が多忙であることを理解し、学校での防災教育の実施の工夫を行うことができる。 ・ 学校に対して、地域に合致した取組の参考となる先行事例を紹介できる。
8	住民啓発・ 災害教訓の伝承	学座	住民向けの防災の啓発の基本的な事項およびその具体例について学ぶとともに、災害教訓の伝承について学習する。 【態度】 ・ 住民に防災の自助、共助に自発的に取り組むことを粘り強く求めていく。

			・住民に正しく有効な自助、共助の実施を啓発できるよう、不断に知見を広げていく。 ・地域の防災に関わる様々な組織と連携して、防災教育や地域の災害教訓の伝承に積極的に取り組む。 【技能】 ・住民に防災の自助、共助に取り組む必要性を説明し、理解を得ることができる。 ・住民に具体的な自助、共助のための正しく有効な防災対応を説明できる。地域の防災に関わる様々な組織に対して、特性に合致した防災教育や災害伝承の取組の参考となる先行事例を紹介できる。
9	災害ボランティア	学座	災害ボランティアの意義・役割と行政との連携について学ぶ。 【態度】 ・災害ボランティアの多様性を踏まえ、一部に問題が生じて、総じて積極的に連携していく。 ・災害ボランティアの自主性を十分に尊重する。 ・災害ボランティアへの対応を社会福祉協議会や災害ボランティアセンターに丸投げにせず、行政も連携して関与する。 ・自らの地域における災害ボランティアの平時を含めたつながりのあり方を具体的に考えていく。 【技能】 ・災害ボランティアの多様性を理解し、地域において有効に連携していく方法を見出すことができる。 ・災害ボランティアの自主性の尊重のための配慮・行動を具体的に行うことができる。

			・ 災害ボランティアセンターを、関係主体と連携して立ち上げ、運営する仕組みや体制をつくることができる。
10	全体討論	演習	災害への備えについて学んだことを、受講者が自らの組織でどのように反映させるのかを考える。

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元1 「災害への備え」 総論

災害への備え

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	災害予防の防災の中の位置づけ及び主な内容	災害対応の流れの中の災害予防の位置づけ	・災害予防は、平常時に災害への備えとして行う活動である。 ・過去に災害が発生していれば、その反省・教訓を検証した上で備えの活動をするのが有効である。	【災害予防】 【検証】	
		東日本大震災後の防災対策全体の再構築と災害対策基本法改正	・災害の被害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害をできるだけ少なくするという考え方(「減災」)を基本とする。 ・被災しても人命が失われないことを最重視する。 ・ハード対策とソフト対策を組み合わせる一体的に推進する。 ・公助と、自助、共助を組み合わせる推進する。 ・災害対応には、多様な主体との連携が重要である。 ・これらは、災害対策基本法の基本理念に明記されている。	【減災】 【ハード対策】 【ソフト対策】 【公助】 【自助】 【共助】 【多様な主体との連携】 【災害対策基本法】	
		災害予防における留意事項(住民啓発時に注意すべきことなど)	住民啓発時、対策の根拠となる被害想定が科学的限界から相当の幅を持つことに十分留意しておく必要がある。 ・被害想定は防災基本計画で地方公共団体に作成が求められている。また、国も特定の災害について被害想定を発表している。 ・被害想定に相当の幅があることを踏まえないと、 ハザードマップが逃げないでよい安心マップになってしまい、ハザードマップのゾーニングを盲信することにより避難が遅れるような事態を招くことも想定され、東日本大震災等の教訓が生かされなくなる。	【防災基本計画】 【被害想定】 【ハザードマップ】	文言修正(意味の明確化)
2	災害予防における自助、共助、公助の意味と重要性	自助、共助、公助の意味と、災害予防における意味	・公助には限界があり、自助、共助と適切に組み合わせることで地域の防災力を高めることが求められる。 ・公助とは行政の防災対策である。 ・共助とは民間部門の相互の災害対応の助け合いである。 ・自助とは個人や組織自らの災害対応である。	【自助】 【公助】 【共助】	
		防災における共助の重要性と災害予防で必要な対応	・特に発災直後は、行政自身の被災、アクセスの困難、要支援地域の広大さなどにより、公助が及ばないことがある ・そのため、共助及び自助による災害対応の必要性の理解を広げる必要がある。 ・特に、地域の共助を促進する対策が重要となる。	【共助】	

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
3 防災における民間主体との連携のあり方	自主防災組織・地域の市民団体、民間企業、災害ボランティア等の特徴	・自主防災組織の活動は、地域における共助の基本的な活動である。 ・自主防災組織には、要支援者名簿の活用、避難誘導、避難所運営、備蓄、訓練等の担い手としての期待が高い。 ・自主防災組織には、高齢化を含め、活動において限界もある。	【自主防災組織】 【要支援者名簿】 【避難誘導】 【避難所運営】 【備蓄】 【訓練】	
		・災害ボランティアは、災害対応になくてはならない存在となっている。 ・災害ボランティアと、その自主性を尊重しつつ連携していくこと、活動環境を整備することが、災害対策基本法により行政に求められている。 ・個々の被災者のニーズに沿った細やかな対応には災害ボランティアの力が期待される。	【災害ボランティア】	
	民間主体との連携における行政側の備えと心構え	・自主防災組織、災害ボランティア、企業を含む防災に関わる多様なNPO、民間企業等と行政は連携していくべきである。 ・そのためには平時から顔の見える関係を築いておくことが重要となる。	【NPO】	
		・専門性がある民間企業等の力を借りることでうまくいく災害対応業務は多い。ただし、民間企業等側の事情も考慮する必要がある。 ・これら民間企業等とは、災害協定を締結するなどにより平常時から円滑な連携の準備することが有効である。 ・民間企業等との連携には、民間企業等側の事情、例えば、企業の事業継続の必要性を認識することが必要である。	【災害協定】	
	外部からの支援を受けるための受援力の重要性	大災害に対応するには、外部からの支援を受けるための行政や地域の受援力を高めることが重要である。	【受援力】	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元 2 行政のBCP, BCM

災害への備え

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 行政のBCP、BCMの意義と必要要素	行政の業務継続計画(BCP)及び業務継続マネジメント(BCM)の概要	- 行政は、災害発生直後に急増する「応急業務」と「継続すべき通常業務」を実施するため、業務継続計画(BCP)を策定し、継続的に改善していくこと(業務継続マネジメント(BCM))が必要である。 - 行政は、被害を受けて業務に不可欠な要素・資源が制約される中で、業務を継続するためには、BCPが必要となる。 - BCPを構成する計画としては、応急対応計画、事前対策の実施計画、継続的改善及び訓練の計画がある。	【業務継続計画(BCP)】 【業務継続マネジメント(BCM)】	
	行政のBCPと地域防災計画	- 地方自治体のBCPは、地域防災計画の中に根拠を置き、別文書とすることを推奨する。 - BCPは、地域防災計画とは別文書とし、柔軟な改善や見直しができるようにすることを推奨する。	【地域防災計画】	
	行政のBCPの重要事項とBCPの必要性	- 行政のBCPには、小規模市町村も定めておくべき必要な重要事項があり、それらを満たしたBCPを策定・運用することが、地域の企業・組織の事業継続のためにも必要である。 - 重要事項とは、①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③電気、水、食料等の確保、④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアップ、⑥非常時優先業務の整理、である。 - 行政の業務継続は、地域の企業・組織の事業継続の前提でもあり、双方が連携してBCPを推進する必要がある。	【代行順位】 【代替庁舎】 【非常時優先業務】	
2 重要業務に不可欠なリソースの確保	参集人員、代替の人材の確保と職員の安全	- 行政の最も重要な資源の一つは人員であり、参集計画、代替人材確保が必要である。また、職員の安全も重視する必要がある。 - 必要な人員の参集計画を策定し、実効性を確認する。 - 参集できない場合に備え、代替人材の確保が重要である。 - 職員も被災者であることを認識し、無理に参集させない。また、交代で休息・睡眠、職員のため備蓄、職員のメンタル面や家庭への配慮が必要である。	【参集計画】 【代替人材の確保】 【職員の安全】 【職員のための備蓄】 【メンタル面や家庭への配慮】	
	電力、通信、情報のバックアップの重視	- 行政の業務継続には、実務上、特に、非常用電力、災害に強い通信手段、重要な情報のバックアップが必要である。 - 災害対応では、情報・通信機器を用いた情報の整理や計画立案が不可欠であり、それを可能とする資源の確保を重視すべきである。	【非常用電力】 【災害に強い通信手段】 【情報のバックアップ】	

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
2 重要業務に不可欠なリソースの確保	受援計画、相互応援協定、広域連携の重要性	・地方自治体が甚大な被害を受けると、資源制約の中で実施すべき業務が急増することから、受援計画、相互応援協定、広域連携が重要である。 ・受援計画は、BCPの中で策定しても外でもよいが、業務継続対策の基本である資源確保のために不可欠である。 ・平時から相互支援協定を締結し、さらに同時被災しない遠隔地との広域連携を計画しておくことが重要である。	【相互支援協定】 【受援計画】 【広域連携】	
	行政の代替庁舎の必要性和考え方	・行政の代替庁舎の確保は容易ではないと思われるが、その重要性を認識し、必ず確保すべきである。 ・行政の拠点喪失は地域の災害救援にとって大きな支障となる。 ・耐震性があっても火災など立入りができなくなる可能性も考え、代替庁舎を確保する。 ・代替庁舎は元の庁舎と同時被災しない場所も必要。近いものと遠くのもの複数選定しておくことが推奨される。	【代替庁舎】 【耐震性】 【同時被災】	
3 訓練、維持管理、見直し	定期的な訓練、維持管理、見直しの重要性和主な方法	・BCPは策定した後、訓練で実効性を確認し、改善・見直しをすることが必要である。また、定期的な維持管理を行う必要がある。 ・訓練を定期的の実施し、問題点を把握し、継続的な改善、見直しに結びつける必要がある。 ・人事異動や関係先の変更、組織変更などを受けて維持管理をしないと、有効性がすぐに低下する。		
	首長その他の幹部のリーダーシップ・関与の重要性	・首長のリーダーシップなしにBCPの策定もBCMも実現しない。 ・首長自らが業務継続の重要性を認識し、重要な政策課題と位置付け、見直しにも主体的に関与する必要がある。 ・全庁的・組織横断的な推進には首長の役割が重要となる。		

(3) 内容（単位ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元 3 「災害への備え」としての地域防災計画、地区防災計画

災害への備え

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1	地域防災計画の策定目的と概要	・地域防災計画とは、災害対策基本法第42条の規定に基づき、防災の事務・業務、防災の各事項の計画、応援などについて、関係機関と調整のうえ定める計画で、地方公共団体の防災の根幹的な計画である。 ・地域防災計画は、行政部内で原案を作成し、防災会議で作成・修正する。その後、速やかに上部機関へ報告して助言や勧告を受けることがある。 ・都道府県地域防災計画は内閣総理大臣へ、市町村地域防災計画は都道府県知事へ報告する。 ・上部機関の被害想定の見直し、防災政策の変更(特に防災基本計画の変更)を踏まえて、修正が必要となる。 ・防災会議に参加する域内の各防災主体の防災対応との整合性を確保し、また、それらとの連携を重視する必要がある。 ・防災に関わる地域の多様な主体の意見を尊重すべきである。例えば、地域防災会議への女性等の参画があげられる。	【防災基本計画】 【多様な主体の役割】	地域防災会議への女性等の参画を追記。
	地域防災計画の構成と特徴	・地域防災計画は、防災基本計画の構成に合わせて、ハザード横断的な共通編と、ハザードごとの各編に分けられ、編の中では災害対応のフェーズに沿って記載されていることが多い。 ・ハザードごとに構成は似ており、記載も類似のものが多いが、必要な事項が異なることから記載はそれぞれ工夫されている。 ・災害による地域の被害や活動低下をなるべく少なくし、かつ、回復をなるべく早くすることを目指すものだと考えるとよい。		
	地域防災計画を活用する考え方・基本的方策	・地域防災計画や防災業務計画は、防災基本計画を踏襲して必要な事項を列記することとまらず、地域や組織における防災力の向上の実効性を重視する必要がある。 ・防災計画は、各施策の主語や実施時期など(5W1H)が明確でないと実効性が低くなるとの指摘がある。 ・地域の自然的、社会的条件等の特性に配慮する必要がある。 ・災害予防の面では、各種の被害抑止対策、被害軽減対策を組み合わせ、対策の効果を高めることが重要である。 ・大災害には、広域的な応援・受援の視点を重視すべきである。 ・地域の多様な主体の連携・協力を推進すべきである。		
	マニュアル等の活用	・地域防災計画や防災業務計画の本体では、詳しい体制、対応の内容や時期、必要な要素・資源などが記述されないことが多く、下位の計画やマニュアルなどを活用するのが有効である。 ・地域防災計画等の改定は年に1度程度で、こまめな修正を行うには、下位の計画・マニュアルに記述するのが実務的である。 ・詳細の記載がなければ、実施可能かどうかの訓練による検証も行いにくい。	【マニュアル】	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
2 地区防災計画の策定目的と概要	地区防災計画制度の目的と作成方法概要	・地域コミュニティレベルが主体となった防災活動を内容とする「地区防災計画」を地区居住者等が作成・提案し、市区町村の地域防災計画として定める仕組みが2013年に創設された。 ・創設の背景には、地区内の居住者、事業者等が自発的に地区における防災活動を担うことの必要性・有効性が認識されてきたことがある。	【地域コミュニティ】 【地区防災計画】	
	地区防災計画の策定プロセスの概要	・地区防災計画は、一定の地区内の住民・事業者等が市町村防災会議に素案を提案し、同会議の判断により地域防災計画として定める。 ・素案の内容が地域防災計画に抵触しない内容に限る。 ・計画の策定主体、防災活動の主体、対象地域の範囲、計画内容等は、特性に応じて自由に決めることができる。		
	地区防災計画策定への働きかけ	・地区の住民や企業など自らが防災に対する関心を高め、地域コミュニティレベルでの助け合い(共助)を行うことが不可欠であり、その共通のルールを作成しようとする動きが生まれるよう、働きかける。 ・具体的には、 ・地域で防災セミナーを開催。 ・簡単な「計画素案」を作ることを支援。 ・計画素案による訓練等の検証、見直し支援。 ・計画に基づく防災活動費用について、助成。 ・福祉施設や学校など、多様な主体との連携による素案作成を推進する。		・福祉や学校との連携など、最近ますます重要になっている視点を追記。
	地区防災計画の主な事例、展望	・事例として、要配慮者への支援体制、安否確認のルール、避難所運営ルール、避難基準のルール、地元の大学や企業等との連携などの内容がある。 ・現在は、モデル地区で行政や専門家の手厚い支援が進められていることが多い。今後の普及方策が模索されている。 ・策定された地区防災計画の維持管理や継続的な見直しも課題である。		内容の修正(時点更新)

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元 4 地域の自主的な防災活動

災害への備え

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項	
			基本用語		
1	自主防災組織の目的と制度概要	共助の重要性	・大規模災害の被害を少なくするためには、地域コミュニティの自助・共助を効果的に活用することが不可欠である。 ・東日本大震災などでは、すぐに行政が全ての被災者を支援することは困難であった。また、行政自身の被災で機能麻痺も発生した。このような公助の限界が明らかになった。	【公助の限界】 【地域コミュニティ】 【自助】 【共助】	
	自主防災組織の目的と法的位置づけ	・自主防災組織は、災害対策基本法で規定されている地域住民の連帯意識に基づき自主防災活動を行う組織である。 ・消防団（及び水防団）と連携した活動を行うことも多い。	【災害対策基本法】 【自主防災組織】 【消防団】 【水防団】		
2	自主防災組織に期待される役割と現状、課題	自主防災組織の活動の現状	・自主防災組織は、消防団との連携等を通じて地域社会の防災充実化を推進する担い手として行政の期待が高い期待されている。 ・多くがメンバーの高齢化等の問題に直面している。 ・地域の自治会と表裏一帯の形が多く、自治会と同様の問題を有している。	【自治会】	防災基本計画をベースに追記。
		自主防災組織に期待される役割	・自主防災組織は、平常時には、防災巡視、地域の備蓄の推進、防災訓練等の担い手として期待されている。 ・避難行動要支援者名簿の作成の主体としても期待されている。 ・防災訓練では、避難所運営の体制づくりも重要である。 ・資機材購入、運営費等に対する自治体の補助や資機材等の現物支給が行われている。	【備蓄】 【防災訓練】 【避難行動要支援者名簿】	
			・自主防災組織は、災害発生時には、情報収集・伝達、避難誘導、可能な範囲での救出、救助、避難所運営が期待されている。 ・避難誘導では、要配慮者への避難の支援が特に重要である。 ・災害時の避難所運営は、女性や障がい者などの多様な主体の参画に配慮が必要である。	【避難誘導】 【避難所運営】	
		自主防災組織の課題と改善策	自主防災組織が直面している課題・限界としては、メンバーの高齢化、幹部の女性比率の低さ、地域での実質的参加率の低さがある。 ・自主防災組織は、組織率は高まっているが、活発な活動をしている組織はさほど多くない。 ・自主防災組織の活性化のためには、各組織間の連携・交流や行政・企業・教育その他の分野との連携が重要である。 ・多様な世代や女性の参画を促すことが求められる。		表現がネガティブな部分を削除。 防災基本計画をベースに追記。

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
3 地域の他の自主的な防災団体の役割と現状、課題	地域におけるマンション管理組合等の役割と関係づくり	・マンション住民が地域の自治会・町内会や自主防災組織に加わらない場合が多いが、自主防災組織と日頃から関係づくりに努めるべきである。 ・マンション管理組合として、災害時の地域の共助へ参加することが必要という認識を持つべきである。 ・マンションの周辺地域の側では、避難スペース、備蓄活用などマンション管理組合との連携が有効な事項も多い。	【自治会】 【自主防災組織】 【マンション管理組合】 【備蓄】	
	その他の地域コミュニティの防災の担い手と関係づくり	・地域には防災に関わる他の組織がある場合も多いので、自主防災組織は、それらとの連携を進めていくという意識を持つべきである。 ・例えば、女性活躍推進やまちづくりのための団体が防災も含めて活動を展開している例がある。防災組織が自主防災組織とは別に活動しているなどの例がある。		
4 地域の防災訓練の意義と基本的な方法	地域の防災訓練の意義	・地域の防災訓練は、地域住民の共助及び自助を推進する意義があるが、さらに、自主防災組織の育成・強化を図る効果もある。 ・住民が防災の正しい知識や技術を習得する機会となる。 ・自主防災組織をはじめとする、防災の地域連携の醸成・強化にも有効である。	【防災訓練】	
	地域の防災訓練の基本的な方法と優良事例	・地域の防災訓練の種類としては、避難訓練、避難所運営訓練、消火訓練、図上訓練など様々なものが実施されている。 ・消防機関等の指導を受けることも有効である。 ・多様な世代、多様な属性の方が参加できるようにすることが大切である。	【避難訓練】 【避難所運営訓練】 【消火訓練】 【図上訓練】	

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元5 「災害への備え」ワークショップ

災害への備え

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	所属団体の減災対策(災害予防)における自助、共助の促進策	自助、共助の促進策		【自助】【共助】	「知識」欄に、演習のやり方ではなく、学ぶべきポイントを記載したほうがいいが、どのようなことを記載すべきか。
2	民間部門との連携のあり方	民間部門との連携のあり方		【民間部門との連携】	同上

(2) 内容（単位ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元 6 企業防災

災害への備え

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 指定(地方)公共機関である企業の防災での役割と行政との連携	指定(地方)公共機関である企業の防災での役割	・「指定公共機関」は、民間主体だが、全国的に防災の担い手として公共的役割を有するものであり、防災業務計画を作成する必要がある。 ・内閣総理大臣により指定される。 ・国立研究開発法人、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本医師会、日本郵便、高速道路、空港、鉄道、電気、ガス、石油、輸送、通信、スーパー、コンビニ、建設業界等が指定されている。	【指定公共機関】	指定公共機関リストから追加
		・「指定地方公共機関」は、民間主体だが、各地域において防災の担い手として公共的役割を有するものであり、防災業務計画を作成する必要がある。 ・都道府県知事により、都道府県の区域に指定される。 ・電気、ガス、輸送、通信、医療、地方道路公社、地方独立行政法人等が指定されている。	【指定地方公共機関】	
	指定(地方)公共機関と行政との連携のあり方	・「指定(地方)公共機関」は、民間主体の中で行政がまず連携すべき相手であり、顔の見える関係を構築するよう努めるべきである。 ・防災合同訓練をはじめ、定期的に担当者が顔を合わせる機会を持つべきである。 ・電話一本で依頼ができる関係が望まれる。	【防災合同訓練】	
2 災害対応における企業の役割	企業の防災・事業継続に関する災害関連法令の規定	・災害応急・復旧に必要な物資や役務の提供を行う企業は、災害時にも事業活動を継続的に実施し、事業活動で行政の防災施策に協力するように努めなければならない。 ・東日本大震災後の改正で災害対策基本法に規定された。	【災害対策基本法】	
	企業に担ってもらわなければならない役割、企業が果たす役割	・災害対応業務のうち、民間のプロに早期に任せることが有効かつ重要なものは多い。 ・災害対応であっても、行政が素人の不得意な分野を行政が担い続けると失敗の原因となる。 ・いかに早く企業と連携できるかで災害対応の効果に大きな差が出る。		・文言の適正化
3 災害協定の重要性和協定締結状況	企業との災害協定の重要性和締結状況	・企業に依頼する災害対応業務は、企業や業界団体との間で災害協定を締結し、平常時から準備をしておくことが有効である。 ・業務依頼先の企業を入札で選ぶ余裕がないので、あらかじめ依頼先を組織として決めておく意味でも協定が重要である。 ・協定を結ぶことで、企業の具体的な役割や企業への経費の支払いを明確にできる。 ・企業と災害協定を締結している地方自治体は増えているが、ばらつきがある。他の自治体の例も参考に充実を図るべきである。	【災害協定】	

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
4	企業の事業継続計画(BCP)の意義と特徴	企業の事業継続計画(BCP)の経済・社会的な意義と特徴	・企業には事業継続、すなわち、災害等で被害を受けても、重要業務を中断しない、または短い期間で復旧することが求められている。その計画が事業継続計画(BCP)である。 ・行政としても、企業のBCPの策定・運用を促進する必要がある。特に、中小企業等によるBCP策定の促進が求められる。 ・企業の事業継続は、地域経済の早期復旧・復興や雇用の維持のためにも必要である。	【事業継続計画(BCP)】 【地域経済の早期復旧・復興】 【雇用の維持】	
		企業の事業継続と 企業の社会的責任(CSR)	・多くの企業は、社会的責任(CSR)としても防災に協力する意志がある。一方、企業は事業継続も実現しなければならない。 ・企業の立場や協力できる範囲の限界について、行政も理解する必要がある。	【企業の社会的責任(CSR)】	

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元 7 防災教育 ~~・災害教訓の伝承~~

災害への備え

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 防災教育の意義と基本的な方法	防災教育の意義と制度上の位置づけ	・東日本大震災の教訓の一つとして、学校や地域における防災教育の必要性・重要性が改めて認識された。 ・地域コミュニティの中で、防災を担える人材を育成することは、共助の大きな力となるため重要である。	【防災教育】 【共助】	
	防災教育の基本的な方法と実施上のポイント	・防災の知識だけでなく、適切な判断と行動する力も教える必要がある。 ・そのため、教育の機会の確保、教育・指導の方法の開発・整理、教育に当たる人材の確保などが必要である。 ・動画やVRを活用すると、生徒の関心が高くなる。		
2 学校教育又は課外活動における防災教育の具体的な事例	学校での防災教育の背景と意義、文部科学省の考え方	・東日本大震災で、多数の学校、児童生徒に甚大な被害が生じたことから、その教訓を子どもたちに伝えるとともに、児童生徒等の危険予測・危険回避能力を高める必要がある。 ・このような防災教育を推進する「学校安全の推進に関する計画」がH24年4月に閣議決定された。 ・学校での防災教育では、災害発生時に、自ら危険を予測し、回避するための「主体的に行動する態度」の育成が重要 ・児童生徒が、安全で安心な社会づくりのために学校、家庭及び地域社会の安全活動に貢献できるようにする。 ・各学校で関連する教科等での指導が求められている。 ・地域の課題は教科書で教えられないため、地域と協力して地域に根差した学習教材を提供することが求められている。	【学校安全の推進に関する計画】	
	学校教育又は課外活動における防災教育の優良事例	・学校教育又は課外活動における防災教育の事例を学び、活用することが推奨される。 ・「防災教育チャレンジプラン」、「1.17防災未来賞『防災甲子園』」、「小学生ぼうさい探検隊マップコンクール」などの表彰事例が参考になる。 ・防災教育を推進にするため、東日本大震災の被災市町村においては、発災時に子供たちが主体的に判断することができるよう避難訓練を行っている自治体(釜石市)や、学校と地域が連携して防災力の向上を図る取組(ワーキンググループ)をしている自治体(石巻市)がある。	【防災教育チャレンジプラン】 【防災甲子園】 【小学校防災探検隊マップコンクール】	

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
3 地域コミュニティ向けの防災教育の具体的な取り組み事例	地域コミュニティ(住民・企業等)向けの防災教育の意義と現状	自主防災組織のみならず他の地域の防災の担い手(企業を含む)を想定して、地域コミュニティ向けの防災教育の推進が必要である。 ・自主防災組織は、高齢化などの課題があり、単独で地域コミュニティの防災を担えない場合が多い。	【自主防災組織】 【地域コミュニティ】	・文言の削除(表現がネガティブ)
	地域コミュニティ(住民・企業等)向けの防災教育の優良事例	・地域コミュニティ向けの防災教育も、優良事例を学び、活用することが推奨される。 ・内閣府が運営する地域防災リーダー向けウェブサイト「TEAM防災ジャパン」にも参考情報の多くが掲載されている。 ・「防災教育チャレンジプラン」などの表彰事例が参考になる。 ・自主防災組織をはじめとする、地域の防災の担い手を対象にした地域防災リーダーを養成する取り組みが注目される。(例:国分寺市の市民防災まちづくり学校事業、仙台市地域防災リーダー養成)	【地域防災リーダー】	事例追加

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元 8 住民啓発、災害教育の伝承

災害への備え

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 住民の防災の責務と啓発の意義	防災における住民の責務	・住民は、生活必需物資の備蓄その他の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加などで防災に寄与するように努めなければならない。 ・災害対策基本法でこの責務が規定されている。 ・備蓄の例としては、最低3日間、推奨1週間の食品、飲料水等が、自発的な防災活動の例としては、防災訓練があげられる。	【備蓄】 【防災訓練】 【自発的な防災活動】	
	住民向けの防災の啓発の意義	・「自分の命は自分で守る」防災意識社会の構築にむけて、社会が災害に立ち向かうには、住民一人ひとりが災害について認識を深め、備えを充実・強化することが必要であり、そのために、行政や防災関係主体による住民への啓発が重要となる。 ・特に、住民等の避難行動を促すため、警報等や避難勧告等の意味と行うべき行動について、啓発活動を住民等に対して行うことは大変重要である。	【住民への啓発】	昨今内閣府でよく使用する表現へ更新。
	住民向けの啓発事項	・啓発すべき事項としては、たとえば下記のような事項がある。 ・最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、トイレ、トイレトーパー等の備蓄 ・非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ等)の準備 ・家具・ブロック塀等の転倒防止対策 ・住宅耐震化、保険・共済等 ・警報等の発令時にとるべき避難行動、災害発生時にとるべき行動 ・家族内の連絡体制	【備蓄】	啓発内容がないので、追記
2 住民啓発の方法	住民向けの防災の啓発の基本的・効果的な方法	・住民自らの自助として、地域の災害リスクを知り、自主避難ができるようにすること、家庭での備蓄などを進め、その上で、住民同士の協力を進めることが基本的で効果的な方法である。 ・公助の限界を知ってもらうことが必要で、全て行政が守ってくれるという過度の行政依存や、情報・指示がないと行動できない情報依存から脱してもらうことが重要である。た ・災害リスクの理解には、科学的な知見の活用が重要である。 ・住民の自助を基礎に、住民同士の協力としての共助を有効に進めることが必要である。 ・ハザードマップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、講演会、研修や訓練を実施する。 ・防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、津波防災の日などを活用すると、毎年定期的に啓発を行うことができる。 ・動画やVRなどを活用すると、住民の関心は高まる。	【自助】 【自主避難】 【公助の限界】 【行政依存】 【共助】 【防災訓練】	防災基本計画等をベースに追記。
	住民向けの防災の啓発の優良事例	住民向けの防災の啓発には、優良事例を参考にすることが有効なので、その把握に努めるとよい。 ・優良事例としては、地区防災計画、消防庁「防災まちづくり大賞」などが参考になる。	【地区防災計画】 【防災まちづくり大賞】	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
3 住民啓発の留意点	住民の防災活動の啓発における留意事項 ～要配慮者への配慮、男女双方の視点	・地域向けの防災の啓発では、要配慮者への配慮と男女双方の視点の重視が重要なポイントである。 ・要配慮者とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が代表的な方々。 ・要配慮者のニーズは多様であり、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるように促すことが重要である。 ・住民にとって、避難行動要支援者の名簿作成も重要な点である。 ・男女双方の視点とは、被災時の男女のニーズの違い等を考慮し、女性のみならず男性にも弱い面があることを認識することや、男女共同参画の視点が重要である。	【要配慮者】 【避難行動要支援者】 【男女共同参画】	防災基本計画等をベースに追記。
	住民の防災活動の啓発における留意事項 ～支援を行う者の安全確保	・地域向けの防災の啓発では、災害時の避難行動の支援を行う者の側の安全確保も啓発する必要がある。 ・住民の共助において、要配慮者の支援を行う側が、危険を冒してまで救助をしようとし災害の犠牲になってしまうことを防がなければならない。 ・この支援者の安全確保は、東日本大震災の重大な教訓でもある。		
4 災害教訓の伝承の意義と具体的事例	災害教訓の伝承の意義と基本的な方法	・住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承などにより、防災に寄与するように努めなければならない。 ・東日本大震災の後、災害対策基本法で規定された。 ・地域の伝承は、石碑などモノ、語り部や災害経験者などのヒト、文献やデータベースなどで行われている。 ・地方公共団体は、住民啓発や各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援することが重要である。	【教訓の伝承】 【石碑】 【語り部】 【データベース】	災害教訓を防災教育の単元から、住民向け啓発に移動。 防災基本計画をベースに、地方公共団体の支援について追記。
	災害の教訓や災害文化を伝える取組事例	災害教訓伝承や災害文化を伝える取組事例を学び、活用することが推奨される。 ・例として、内閣府「一日前プロジェクト」、国土地理院による自然災害伝承碑の地図登録、国会図書館による東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」、陸前高田市の桜ライン311、宮崎県外所地震の供養碑、安政南海地震津波碑、四国防災八十八話、津波痕跡データベースシステム等がある。	【災害文化】	事例の追加

(3) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元9 災害ボランティア

災害への備え

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	災害ボランティア及びその活動の位置づけ・種類・特徴	・災害ボランティアは多様性が大きく、多くの種類・属性の主体が含まれている。また、それぞれが主体性を持った活動をするのが特性の一つである。 ・高い専門性を持つボランティアとそれ以外の方、組織として動く団体と個人などの違いもある。 ・活動内容も個々の被災者の復旧作業支援、 支援への支援 、避難所への支援、支援者・団体への中間支援など多様である。	【災害ボランティアの多様性】	わかりにくい ため、事例としてふさわしくない
	阪神・淡路大震災における意義の認識とそれ以降の動向	・阪神・淡路大震災(1995年)が災害ボランティアの意義と重要性を認識する契機となり、同年はボランティア元年といわれる。その後の大災害でも顕著な活動が続いている。 ・災害が多発した2004年を経て、2005年には内閣府が防災ボランティア活動検討会を設置し、定期的意見交換が始まった。 ・東日本大震災でその重要性が再認識されたが、一方で、 被災地のニーズの把握 、各ボランティア団体の連携体制などが課題となった。	【阪神・淡路大震災】 【東日本大震災】	文言の削除(古い)
	災害ボランティアの防災での意義、行政との役割分担、法的位置づけ	・今日の災害対応において、災害ボランティアはなくてはならない存在であり、特に、被災者一人一人に寄り添い、ニーズにきめ細かく対応することは、ボランティアに期待される役割である。 ・災害対策基本法では、行政は、災害ボランティアの自主性を尊重しつつ連携に努めること、活動環境の整備に努めることが規定されている。 ・被災地でのボランティアの円滑な受入れ、活動における安全衛生の確保等について、行政にも努力や配慮が求められている。 ・地方公共団体は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、発災時のボランティアとの連携について準備を進める。 ・特に、行政・NPO・ボランティア等の連携により発災時に情報共有会議を開催できる体制を整備する。 ・NPOは多種多様なので、その活動の調整を図る中間支援組織の育成も重要である。	【情報共有会議】 【中間支援組織】	防災基本計画をベースに追記。

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項	
2	災害ボランティアの受入れ・調整に関する現地での仕組み	被災時の災害ボランティアの基本的な動き	・特定の団体に属さない個人や小グループで被災地に来るボランティアは、「災害ボランティアセンター」で受け入れ、仕事のマッチングをすることが多い。 ・このようなボランティアを「一般ボランティア」と呼ぶ場合もある。 ・一方、被災地支援の経験の深い団体や、専門的な職能団体に属するボランティアは、災害ボランティアセンターを通さずに活動することも多い。	【災害ボランティアセンター】 【一般ボランティア】	
	災害ボランティアセンターの仕組み、担い手、役割	・被災地で社会福祉協議会が中心となつて「災害ボランティアセンター」を立ち上げることが多いのが現状である。 ・災害ボランティアセンターの立ち上げを地域防災計画で定めている場合も多いが、法令で制度化されているものではない。 ・社会福祉協議会だけで立ち上げ、運営することが難しい地域も多く、行政を含め、様々な主体が支援し、また連携することが有効である。 ・他の主体が災害ボランティアセンターを立ち上げる場合も少なくないある。	【社会福祉協議会】 【地域防災計画】	文言適正化	
			・災害ボランティアセンターの主な機能には、被害状況の把握、被災者のニーズ把握、ニーズに関する情報発信、ボランティアへの業務の紹介、ボランティアの安全衛生の確保、行政との連絡・調整などがある。 ・さらに、災害ボランティアセンターは、地域によって、より広い被災者支援に関わったり、様々な団体のコーディネートなども行う場合がある。 ・ボランティア保険への加入を推奨している。	【ボランティア保険】	
3	災害ボランティアの活動の実際と課題、展望	災害ボランティアの災害現場での課題	・災害ボランティアの災害現場での課題には、被災地で円滑な受入れが行われない場合があること、被災者ニーズの把握や地域の支援の全体把握が困難な場合があること、行政との連携が円滑に進まない場合があることなどがあげられる。 ・災害ボランティアが被災地に円滑に受け入れられない理由に、地域側の理解不足や準備不足の場合があり、地域の「受援力」を高めることが求められる。		
		災害ボランティア団体の広域連携、各レベルの行政との連携	・広域的な大災害に対応するためには、災害ボランティア活動の広域連携が必要であることをボランティア側も行政側も認識している必要がある。 ・有効な連携の実現には、全国レベル、都道府県レベル、市町村レベルでの行政との連携が必要である。 ・災害ボランティアの全国的ネットワークづくりの主要な例が、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)である。	【全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)】	

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元 1 0 全体討論

災害への備え

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	研修受講の目的の再認識				
2	研修を通じて、学び、得たものの整理				
3	研修を活かして次につなげること				

第3章 警報避難

第1節 目的

警報の伝達及び避難誘導を実施するために必要となる知識を学ぶ。住民への避難誘導対策を適切に講じようとする態度を養う。

第2節 主な対象者

気象情報などから避難勧告の発令を判断する災害対策本部事務局職員を主な対象者とする。

第3節 学習内容

(1) 単元構成と概要（各単元で身につける態度と技能）

単 元		手法	概 要
1	警報避難総論	座学	警報避難対策の基本的な考え方と事前対策を学ぶ。 【態度】 ・ 「情報」「情報の伝達」「人間の行動」の3つの要素を考慮しながら、適切な避難を判断ができるようにする。 【技能】 ・ 得られた災害情報から、的確な警報と避難情報を住民に対して迅速に伝達し、減災に導く避難行動を促すことができる。
2	警報等の種類と内容	座学	警報等の種類と内容、伝達を学ぶ。 【態度】 ・ 段階的に変化する気象情報から災害発生の可能性を予測しようとする。 ・ 気象情報の位置づけを理解し見落とさないようにする。

			・ 将来の気象推移を予測する上で必要となる情報を積極的に収集しようとする。 ・ 様々な情報源から情報を積極的に収集しようとする。 ・ その地域に迅速かつ的確に住民に対して情報を伝達しようとする。 【技能】 ・ 気象情報が段階的に変化することが災害発生リスクの高まりであることを理解することができる。 ・ 気象情報の注意報・警報・特別警報のそれぞれの位置づけを理解し、必要に応じて避難勧告・避難指示を発令することができる。 ・ 気象情報の発表区域の地域特性を理解し、災害発生までに避難等にかかる時間（リードタイム）を想定することができる。 ・ 警報や注意報に関わる情報を気象庁からだけでなく、情報を多面的に様々なソースから、いち早く情報を収集することができる。 ・ 住民への警報等は、防災行政無線、コミュニティ放送、登録制メール、ケーブルTV等、その地域に最も適した手段で伝達できる。
3	避難勧告等の判断・伝達	学座	避難勧告等の判断と伝達方法について学ぶ。 【態度】 ・ 住民がそれぞれの状況に応じて適切なかつ前もった避難行動を取れるように促そうとする。 ・ 警報情報に振り回されることなく地域の状況に応じて的確な避難判断をしようとする。 ・ 住民に対して避難勧告等の情報をもれなく伝えようとする。

			・ 首長が迷うことなく判断できるよう、首長が求める情報を収集し、判断材料を提供しようとする。住民や関係機関への避難にかかる警戒レベルの伝達を通して、連携の取れた避難が実現できるよう配慮する。 【技能】 ・ 災害の種類と状況に応じて、避難行動の種類や避難先の種類について住民に説明できる。 ・ 状況に応じて警報情報だけでなく総合的に状況を見て、命の安全確保につながる避難所援助やその勧告を状況に応じて判断して発令することができる。 ・ 防災無線だけでなく協定しているFMラジオや地元放送局等の伝達方法を多重的に活用し、住民に情報を伝達することができる。 ・ 首長が的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令できるよう、災害情報を収集し、判断資料としてまとめることができる。 ・ 住民および関係機関に対して避難にかかる警戒レベルを確実に伝達できる。 ・ 避難にかかる警戒レベルにそって住民や関係機関との対応連携を実施できる。
4	土砂災害における警報と避難	座学	土砂災害における警報と避難の実務について学ぶ。 【態度】 ・ 住民の状況と地域性を考慮した避難方針を決定しようとする。 【技能】 ・ 土砂災害の種類を判別することができる。 ・ 土砂災害の種別に応じた対策・方法を検討することができる。

			・住民と連携した対応方策を検討することができる。
5	土砂災害の事例に学ぶ	演習	土砂災害の事例から土砂災害における警報と避難について、その実態を演習形式で学ぶ。 【態度】 ・土砂災害における避難の決心ポイントを押さえようとする。 ・避難判断にスネークラインを積極的に活用しようとする。 【技能】 ・収集される情報から状況見積を実施し、決心の根拠を示すことができる。 ・スネークラインから得られる情報を理解し、状況見積ができる。
6	風水害における警報と避難	座学	風水害における警報と避難の実務について学ぶ。マイタイムライン、避難計画などについて理解し、高齢者、障がい者、外国人への配慮など、避難誘導の際に留意すべき点について学ぶ。 【態度】 ・住民の状況と地域性を考慮した避難方針を決定しようとする。 ・高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の避難を確保しようとする。 【技能】 ・地域性を理解して災害発生の危険性を認識することができる。 ・適切な避難方法や避難先をそれぞれの住民の事情を踏まえて迅速に判断できる。 ・過去の災害事例における教訓を理解して避難を判断することができる。

7	風水害からの警報避難における決心	演習	風水害における警報と避難の決心ポイントを演習形式で学ぶ。 【態度】 ・ 住民行動や地域特性等に応じた適切な避難勧告等の発令をしようとする。 ・ 確実な避難を実現するために最も妥当性の高い避難勧告等の発令をしようとする。 【技能】 ・ 避難勧告等の発令に必要な情報を確実に収集・集約できる。 ・ 予兆を見逃さず、妥当性の高い状況の推測ができる。 ・ 住民行動や地域特性等を理解した避難勧告等の発令ができる。
8	風水害におけるタイムライン計画	演習	風水害における警報と避難のタイムライン計画の作成方法を演習形式で学ぶ。 【態度】 ・ タイムライン計画を実効性の高いものにしようとする。 ・ 関係組織で連携して総合力で風水害と向き合おうとする。 【技能】 ・ 緊急時において、各関係組織が連携をとりながら業務遂行できる効果的なタイムラインを作成し、定期的な見直しをすることができる。 ・ 内部と外部の関係組織の役割分担を明確に整理することができる。
9	避難場所・避難所の認定と適否判断	座学 ／ 演習	住民等の避難行動の目的地となる避難場所・避難所の種類とその設置要件及び災害ごとに避難場所・避難所の適否判断をするうえでの行動を演習形式で学ぶ。

			【態度】 ・ 災害の種別や状況に応じて、安全な避難先に住民を誘導しようとする。 ・ 災害の種類とその状況に応じて、安全な避難所のみを開設しようとする。 ・ 手順に基づいて客観的に避難場所・避難所設置の適否判断を実施しようとする。 【技能】 ・ 指定緊急避難場所と指定避難所を的確に区別することができる。 ・ 災害の状況に応じて避難場所・避難所の安全性を判断することができる。 ・ 過去災害の教訓に基づいて、避難所の被災の危険性を考慮することができる。 ・ 避難場所・避難所の適否判断の要素を導き出すことができる。 ・ 避難場所・避難所の適否判断に必要な情報項目を選定できる。 ・ 事前に収集可能な情報と事後に収集すべき情報を整理することができる。 ・ 様々な情報源から適否判断に必要な情報を確実に収集することができる。 ・ 手順書に示された項目について、確実に情報を収集・記録することができる。 ・ 過去災害の事例から実測データを収集し、避難場所・避難所の適否を判断することができる。
10	全体討論	演習	防災力向上のため、警報避難について学んだことを、受講者が担当する業務にどのように反映させるのかを考える。

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元1 警報避難総論

警報避難

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2. 4 修正案	
1	警報等の伝達及び避難誘導の目的、実施主体と役割	警報等の伝達及び避難誘導の目的	警報等の伝達及び避難誘導の目的は、災害において、地域住民の生命を守り、安全な避難移動を導き二次災害を防ぐことである。			
			命を守るという観点から、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識しておくことが重要である。			
		実施主体と役割	警報等の伝達及び避難勧告等の発令は、市町村長が実施主体であり、災害から地域住民を守る。			
			・市町村長が発令する「避難勧告」や「避難指示(緊急)」は、居住者等に対する強制力はない。 ・しかし、拘束力の程度が異なることから、市町村は災害発生のおそれの高まりの程度に応じて、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」を使い分けて発令すべきである。 ・発令する際には、それに対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すべきである。	【避難勧告】 【避難指示(緊急)】 【避難準備・高齢者等避難開始】 【警戒レベル】		
		効果的な警報避難	効果的な警報避難にかかる効果的な意思決定を実現するためには「警報」「避難」「ハザード」の3つを理解することが必要不可欠である。			
			警報として発せられる情報を人間に伝達することで、避難行動につながる。	【警報】		
			ハザードの種類・状況によって避難方法が異なることから、ハザードについて正しく理解しておくことは必要不可欠である。	【ハザード】		
			風水害・土砂災害における避難にあたっては、「気象警報」「土砂災害警戒情報」「避難勧告・指示」の情報を考慮する必要がある。	【気象警報】 【土砂災害警戒情報】 【避難勧告・指示】		
2	警報等の伝達及び避難勧告等の判断・伝達の流れ	警報等の伝達及び避難勧告等の判断・伝達の流れ	避難勧告等は、災害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。			
			指定緊急避難場所へ移動する水平避難がcaえて命に危険な場合には屋内安全確保などの緊急的な待避および垂直避難を実施する。	【水平避難】 【屋内安全確保】 【垂直避難】		
			対象地域内の個々の住民にとって避難行動が必要なのかどうか、あらかじめ住民自らが理解し、避難先や避難経路、避難のタイミング等を決めておかなければならない。			
			共通の情報を様々な伝達手段を組み合わせるて広く確実に伝達する。			
		警報等の伝達及び避難誘導の事例	災害発生の時期を想定し、残された時間を有効活用し、災害発生時に対応体制・準備が完了するよう、機関間連携および早期避難開始等を行なうタイムライン計画の有効性が検証された。	【タイムライン計画】		
			事前予測が可能な大規模都市水害には『事前応急活動計画』の策定が可能であり、必要である。	【大規模都市水害】 【事前応急活動計画】		

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元2 警報等の種類と内容

警報避難

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
1	注意報と警報、特別警報の意義付けと意味	段階的に発表する防災気象情報の活用	近年の気象予測技術の発達により、防災気象情報は段階的に発表される。	【気象情報】	
			段階的に発表される気象情報を基に状況を予測する。		
			段階的に発表される防災気象情報を活用し、リスクに応じた早めの対応を心がける。		
	防災気象情報の種類と内容		気象情報は、台風その他の気象等についての情報を発表するものであり、警報等に先立つ警戒や注意の喚起、警報等発表中に現象の経過等を解説する役割を持つ。	【特別警報】 重大な災害の起こるおそれ が著しく大きい旨を示して行う警報	
				【警報】 重大な災害の起こるおそれ がある旨を警告して行う予報	
				【注意報】 災害の起こるおそれがある旨 を注意して行う予報	
				【記録的短時間大雨情報】 数年に一度程度しか発生し ないような短時間の大雨を観 測・解析したときに発表する 情報	
				【土砂災害警戒情報】 大雨による土砂災害発生の 危険度が高まった時、市町 村長が避難勧告等を発令す る際の判断や住民の自主避 難の参考となるよう、都道府 県と気象庁が共同で発表す る情報	
				【警戒レベル相当情報】	
	気象警報の発表基準、発表区域、リードタイム		警報や注意報の発表基準は、災害の発生と気象要素との関係を地域毎に調べ、都道府県などの防災機関と調整し、区域(市町村)ごとに決めているので区域ごとに基準が異なり、一律ではない。 地震などに伴い、災害の発生しやすさなどが変化した場合、通常とは異なる基準で発表することがある。 気象警報や注意報のリードタイムを基本に、その気象推移を的確に把握し、災害対応を判断する。	【警報】 【注意報】	
				【リードタイム】	

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
2	警報等の入手方法と伝達にかかる主体	市町村における警報等の入手方法と手段	警報・注意報、気象情報等は、都道府県、 NTT等の地上回線 を通じて伝達されるほか、J-ALERTや報道機関を通じて入手することができる。	【J-ALERT】	
			防災情報提供システムや気象庁ホームページで、必要な情報を閲覧することができる。	【防災情報提供システム】	
			情報を待つだけでなく、気象台に対して積極的に情報収集を働きかけることも必要である。	【気象台】	
		住民等への警報等の伝達の流れ	住民に対して災害情報を伝達する場合、一つの手段で行うより、複数の手段で行った方がより確実に住民への情報伝達が可能となる。		
			緊急時(地震、津波、ミサイル等)には、防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、IP告知放送など、速報性のある手段で周知する。	【防災行政無線】 【エリアメール】 【緊急速報メール】 【IP告知放送】	
			風水害など、発災前に時間的余裕がある場合には、SNS、コミュニティ放送、登録制メール、ケーブルTVなどのPUSH+PULL型の伝達手段でより詳細な情報を提供することが望ましい。	【SNS】 【コミュニティ放送】 【登録制メール】 【ケーブルTV】 【PUSH+PULL型の伝達手段】	

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元3 避難勧告等の判断・伝達

警報避難

学習目標		学習項目		知識	基本用語	R2.4 修正案
1	住民等の避難行動の考え方	避難行動（安全確保行動）の考え方	避難は数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から難を避けるため、つまり命を守るための行動であり、避難行動には「立ち退き避難（従来の水平避難）」と「屋内安全確保（従来の垂直避難、待避）」がある。	【立ち退き避難】 【屋内安全確保】		上欄と内容重複のため削除
			避難は、災害から命を守るための行動であり、従来の避難所への避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」の一つである。			
		災害の切迫性に応じた避難先	災害が切迫している場合には、 の切迫性に応じた避難では 早めの避難が原則である。			
			災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所として「指定緊急避難場所」を市町村長が指定する。	【指定緊急避難場所】		
			「指定緊急避難場所」までの移動ができない状況では、自らの判断で、近隣の鉄筋コンクリート造の建物などの「近隣の安全な建物」に緊急的に待避することもあり得るため、平時から適切な待避場所を確認しておくことが必要である。			
		避難勧告等の種類と住民に対して求める行動	・警戒レベルは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」と「行動を居住者等に促す情報」を関連付け、5段階に区分されている。 ・行動を居住者等に促す情報として市町村が発令する避難勧告等は、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」、「災害発生情報」の4種類である。 ・「避難指示（緊急）」は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に、また「災害発生情報」は、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。 ・市町村が発令する避難勧告等とは別に、行動を居住者等に促すために気象庁が発表する情報として、「警報級の可能性（平成31年度出水期からは「早期注意情報」に名称変更予定）」と「注意報」の2種類がある。 ・警戒レベル1は、災害への心構えを高める「警報級の可能性（平成31年度出水期からは「早期注意情報」に名称変更予定）」、警戒レベル2は、避難に備え自らの避難行動を確認する「注意報」と関連づいている。 ・警戒レベル3は、高齢者等の要配慮者は立ち退き避難、警戒レベル4は、危険な地域からの全員避難として立ち退き避難を基本とする避難行動、警戒レベル5は、命を守るための最善の行動が求められるとしている。			

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
			・「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されると、避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。 ・「避難勧告」や「避難指示(緊急)」が発令されると、危険な場所から全員が避難する。 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとるが、災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。 ・「災害発生情報」は、既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	【避難準備・高齢者等避難開始】 【避難勧告】 【避難指示(緊急)】 【災害発生情報】	
			避難行動(安全確保行動)として、あらかじめ避難すべきエリアや避難行動をとるべきタイミングなど、とるべき避難行動を災害の種類と段階に応じて明確にしておく。		
			市町村が発令する避難勧告等は、空振りをおそれず早めに出すことが基本であり、夜間・早朝の避難行動が想定される場合は、夕刻時点において「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。	【避難準備・高齢者等避難開始】	下から移動
2	災害ごとの避難準備情報や避難勧告等の判断に必要な考え方	水害災害ごとの避難勧告等の発令対象エリアと発令タイミング(水害、土砂災害、高潮災害、津波災害)	・指定された洪水予報河川と水位周知河川については、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき、または到達する見込みのときに氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報[洪水])として水位情報が提供されるため、【警戒レベル4】避難勧告を発令する(その他河川(水位計の無い河川)は除く)。 ・避難勧告等の発令基準については水位の実況値を基本的な判断材料としつつも、急激な水位上昇をとらえて前もった対応ができるようにしたり、氾濫発生の前に一定の猶予時間を確保したりするために、その後の水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせることが有効である。	【洪水予報河川】 【水位周知河川】 【氾濫危険水位】 【氾濫危険情報】	
			浸食や漏水による浸水については、監視の結果、危険性があると判断すれば、計測している水位によらず避難勧告等の発令を検討する。		
		土砂災害	土砂災害では「大雨注意報」・「警報」、「気象情報」等を参考にして早めに発令し、要配慮者の避難時間の確保と夜間における避難を回避する。 ・土砂災害における避難勧告発令の判断基準の1つとして、「土砂災害警戒情報」の発表がある。 ・その他の判断基準として、「大雨警報(土砂災害)」が発表され、かつ「土砂災害に関するメッシュ情報」の予想で「土砂災害警戒情報」の基準に到達する場合等がある。	【大雨注意報】 【警報】 【気象情報】 【土砂災害警戒情報】 【大雨警報(土砂災害)】 【土砂災害に関するメッシュ情報】	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
	高潮	高潮の多くが台風の接近に伴い発生するため、「台風の進路予測」等の情報を注視し、早めに避難勧告等を発令する。	【台風の進路予測】	
		高潮注意報が発表されており、警報に切り替える可能性が高く、かつ暴風警報または暴風特別警報が発表された場合、避難勧告の発令も検討する。	【高潮注意報】 【暴風警報】 【暴風特別警報】	
	地震・津波	大津波警報が出された場合は、これを直ちに住民等へ伝達する。緊急地震速報・津波警報・注意報が出された場合は、伝達を受けた緊急地震速報等を市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。	【大津波警報】 【緊急地震速報】 【津波警報】 【津波注意報】	追記 防災基本計画 P132/P107抜粋
		津波の場合は、危険な地域からの一刻も早い避難（立ち退きを原則）が必要であるため、直ちに「避難指示（緊急）」のみを発令する。	【避難指示（緊急）】	
		遠地震のように津波到達まで時間がある場合には、段階的な避難情報の発令を検討する。	【遠地震】	
		南海トラフ地震臨時情報が出された場合は、後発地震の発生に備え、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応を取る旨を住民へ呼びかける。津波避難計画に定めた基準に基づき、避難指示（緊急）等が発令する。	【南海トラフ地震臨時情報】	追記 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日）P55～56/P48抜粋
	火山	噴火警報等の火山情報が出された場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を関係機関や住民、登山者等へ伝達する。市町村は、噴火警報等に対応して、あらかじめ定めた基準に基づき、避難指示（緊急）等が発令するとともに、入山規制、警戒区域の設定等を行い、適切な避難誘導を実施する。	【噴火警報】 【入山規制】 【警戒区域】	追記 防災基本計画 P184～185/P180抜粋
		大雪警報、暴風雪特別警報が出された場合は、これを直ちに住民等へ伝達する。	【大雪警報】 【暴風雪特別警報】	追記 防災基本計画 P201抜粋
	特別警報と避難行動	特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起これと予想される場合に発表するものである。	【特別警報】	
		「特別警報」が発令された場合、対象地域の住民に対して最大級の警戒を呼びかける必要がある。		

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
3	避難勧告等を住民に伝達し、周知するための伝達方法	避難勧告等の伝達範囲	同報系防災行政無線やIP告知放送等については、市町村単位よりもエリアを限定して情報伝達できるものもあることから、地域の実情に応じて、その有効性や運用上の課題等を考慮した上で、PUSH型手段の提供範囲等を検討しておくことが望ましい。	【同報系防災行政無線】 【IP告知放送等】	
			旧市町村単位や中学校区単位など一定のわかりやすい単位にすることが望ましい。		
		伝達方法	防災無線だけではなく、協定しているFMラジオや地元放送局、ならびに車での巡回呼びかけや訪問等、安全かつ可能な方法で多重的に避難勧告等を伝える。		
			・避難勧告等の発令は、多様な手段による伝達の確保が重要である。 ・予期せぬトラブル等があることも想定し、いざという時の伝達手段の充実を図ること。 ・情報伝達は、可能な限り多様な手段を組み合わせて伝達し、点検や訓練を行うこと。		
		「Lアラート」による情報伝達	・災害発生時には、「Lアラート」を活用して、住民に対して迅速かつ正確な情報を提供する。 ・Lアラートとは、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤システムのことである。 ・テレビに登録された郵便番号を元に地域を限定し、自治体等が避難勧告等を入力するとほぼ同時に、Lアラートを通じて該当するエリアに強制表示。	【Lアラート】 総務省が推進している安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤システム	
		首長による呼びかけ	市町村長は災害対応の第一線の責任者という立場で速やかに居住者に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を出す。		
			そのため、全庁をあげて災害時の業務を役割分担する体制や、発令に直結する情報を首長が確実に把握できるような全庁的な体制を構築すること。		

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元4 土砂災害における警報と避難

警報避難

学習目標		学習項目		知識	基本用語	R2.4 修正案
1	土砂災害における警報と避難の実務	過去の土砂災害の事例	・自然災害による死者・行方不明者は、土砂災害に占める割合が高い。			時点要確認。あるいは多いといった抽象表現にするか。
			・土砂災害による死者・行方不明者のうち、高齢者、幼児等が約5割を占める。			
		土砂災害対策の概要	・土砂災害の特徴としては、発生した降雨等を起因として突発的に被害が発生することが挙げられる。			
			・土砂と石礫が高速で移動するため、家屋が破壊され、人的被害が発生しやすい。斜面があればどこでも起こる可能性がある。			
			土砂災害は多様な現象が発生して起こるため、各地域ごとに想定される現象の特性を知り、事前の対策を実施する必要がある。			
			・「土砂災害防止法」とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などの「ソフト対策」を推進しようとするものである。	【土砂災害防止法】 【土砂災害特別警戒区域】		
			・平成29年6月の改正により、砂防堰堤等が整備され安全性が高まるなど、指定の条件を満たさなくなった場合には、土砂災害特別警戒区域について速やかに指定を解除することができるようになった。			
			・「砂防法」に基づく砂防堰堤などのハード対策に加えて、ソフト対策として、平時から地域住民に土砂災害警戒区域・危険箇所が記載されているハザードマップを周知し、認識してもらう。	【ハザードマップ】 【土砂災害警戒区域・危険箇所】 【大雨警報】		
			・気象庁の段階的に発表される気象情報を注視し、警報の発令があれば、土砂災害警戒区域・危険箇所に在住の住民に早めの自発的避難を推奨する。			
			・合わせて、避難所・避難場所では早めの避難者の受け入れ体制を整える。			
			・要配慮者の避難時間の確保を考慮して早めの発令を行う。			
			・発令では夜間における避難を回避するために、夜間から明け方に大雨警報が持続する可能性がある場合、夕方には避難勧告等を発令する。			
			土砂災害警戒情報は市町村において避難勧告発令の判断時に参考となる1つの情報である。	【土砂災害警戒情報】 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」内において規定されており、都道府県知事から市町村長に通知される。		土砂災害防止法第27条では「都道府県から市町村への通知」と規定されていますが、別途気象業務法により気象庁からも公表されるため、「共同発表」という形になっている。

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2. 4 修正案
		最近の土砂災害から見た課題とその対応策	近年の土砂災害発生件数(最近5年の月別発生件数)をみると、土砂災害の発生は、発生時期で分類すると、3月～5月の融雪、6月～7月の梅雨前線豪雨、8月～10月の台風時期に集中して発生している。		
			平成28年は4月の熊本地震及び6月の梅雨前線豪雨により、例年よりも多くの土砂災害が発生している。 ・土砂災害は、様々な事象から引き起こされる。 ・融雪や地震、噴火などの日本の自然状況の特性からも、1年を通して、土砂災害発生の危険性があることに留意する必要がある。		都度の時点更新が必要となるため、具体的な内容は記さない。
			・ 過去例として、広島市の土砂災害における課題 では、基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない地域が多く存在した市町村ほど、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていなかったという課題があった。 ・土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準には、ほとんどなっていなかった。 ・避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合があった。		よくない事例として具体の県名等を出すのはよくないと思われるため、修文。
			・避難場所の安全性確保に先立ち、事前に基礎調査を行い避難路・避難場所の設定状況を確認し、避難場所の建築物の構造等の調査も実施する。 ・市町村防災計画での避難所及び避難施設等の設定に当たっては、これらの施設等の土砂災害に対する安全性及び災害時要援護者の円滑な避難という観点に十分配慮することが必要である。		

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元5 土砂災害の事例に学ぶ

警報避難

学習目標		学習項目		知識	基本用語	R2.4 修正案
1	土砂災害における警報と避難の難しさ	土砂災害における警報と避難の事例・課題・教訓		予兆把握から災害発生までのリードタイムが短いことが土砂災害の特徴の1つである。		
				- 土砂災害警戒情報等は地域全体に対して発令されるため、土砂災害発生箇所を限定的に想定することは難しい。 - 警報の発令に伴う避難判断ではなく、収集可能な情報を総合的に分析し、状況見積を実施し、必要に応じてPUSH型での情報収集が必要となる。	【状況見積】 収集可能な情報をもとに、論理的妥当性をもって、起こりうる、あるいは発生している状況を推測することを、状況見積という。根拠と、根拠から導き出される想定の関係性を維持し、論理的な推論をもって、状況の分析を行ない、状況見積が実現される。必ずしも収集された情報を整理することが状況把握ではなく、把握できた状況から「まだ把握できていない状況」を推測することも含めて状況把握・推測することが、先手の対応を支えと考えられる。	
2	土砂災害における警報と避難の決心ポイント	土砂災害における警報と避難の決心ポイントの考え方		突発性が高く予測が困難であり、避難勧告が間に合わないケースが多い土砂災害については、気象情報をもとに、空振りを恐れず早めの警報を心がけると共に、早めに指定緊急避難場所へ避難させることが原則である。		
				逃げる猶予がない場合は、近隣の堅牢な建物や自宅内の上層階、かつ、山側とは反対側への移動も有効であることを住民に周知することが重要である。		

学習目標		学習項目		知識	基本用語	R2.4 修正案
3	土砂災害における警報と、避難におけるスネークラインの活用	スネークラインの仕組み		スネークラインは、1時間あたりの雨量指数と、土壌中の水分量を表す土壌雨量指数から、土砂災害発生危険性の危険性や切迫性を表している。	【スネークライン】 縦軸に短期の降雨を表す指標の「60分間雨量」、横軸に長期の降雨を表す指標の「累加雨量指数」を設定し、雨の降り始めから現在、そして3時間後の予測までの土砂災害発生危険度を折れ線グラフで表したものである。どちらが多くなっても地盤が緩み、土砂災害が発生しやすくなるという考え方に基づいている。この折れ線は、その変化の様子が蛇の動きに似ていることから「スネークライン」と呼ばれている。 気象庁HPで入手できる。	
				・スネークライン図には、1時間あたりの雨量指数を縦軸に、土壌中の水分量を指す土壌雨量指数を横軸に取ったグラフに、国土交通省や都道府県が設定したクリティカルライン(CL:土砂災害発生危険基準線)が明示されている。 ・これに気象庁が発表するスネークラインを重ねて、これが土砂災害発生危険基準線を超えると土砂災害の危険性が非常に高まっていることを示している。 ・一方で、CLを越えなくとも災害が発生する事例もあることを忘れてはならない。	【土砂災害発生危険基準線(クリティカルライン:CL)】 過去に土砂災害が発生しなかったときの降雨を用いて設定した土砂災害の危険性が低いと想定される降雨の発現する確率の高い領域と、過去の土砂災害の発生状況や避難勧告等の実態などを総合的に勘案して、安全領域と土砂災害の危険性が相対的に高いと想定される降雨の発現する確率の高い領域の境界線。CLは、設定した後においても、新たな降雨データや災害データをもとに適宜見直される。	
		スネークラインからの危機的状況の判断		気象庁からのスネークラインの動向および予測をもとに、大雨警報や土砂災害警戒情報の予測判断が可能となる。	【大雨警報発表基準(警報ポイント:KP)】 【大雨注意報発表基準(注意報ポイント:CP)】 大雨警報と注意報を判断する基準となる、浸水害を対象とする場合は流域雨量指数、土砂災害を対象とする場合は土壌雨量指数に設けられた基準点。	
				・スネークラインは、実況データと同時に気象庁が3時間先の予測データを行っている。 ・今後の予想を参考に、警報の発令可能性を把握し、先読みした対応に活用することができる。 ・当該地域の大雨警報発表基準に達する見込みがある場合は、直ちに「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、土砂災害発生危険基準線にスネークラインが到達する前に「避難勧告」を発令するのが基本となる。		
				夜間から明け方にかけて大雨警報が継続する可能性や夜間に大雨注意報が大雨警報に切り替わる可能性がある場合は、夕方の段階で早めに「避難勧告」や「避難準備・高齢者等避難開始」を発令すべきである。		

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元6 風水害における警報と避難

警報避難

学習目標		学習項目		知識	基本用語	R2.4 修正案
1	風水害における警報と避難の実務	風水害における警報と避難のあり方（予測できる災害）		風水害における警報と避難の実務の基本は、防災基本計画に基づき、気象情報の動向に注意しながら、地域の特性と過去の事例から、適切なタイミングで住民を安全に避難させることである。		
				・その地域が過去に経験した気象条件の極値を学び、災害発生の危険性を早い段階で理解することが重要である。 ・過去の災害では、線状降水帯の発生にともなって水害が発生しているケースが多い。	【極値】 【線状降水帯】	
		風水害における警報と避難に係る対策の活動体制、活動内容、活動上の課題		河川の氾濫による被害は河川の規模によって異なる。		
				・大きな河川では、氾濫危険水位到達をもとに判断して、避難勧告の発令を行う。 ・中小河川では、急激な水位上昇と氾濫が発生して避難できなくなるおそれがあるため、気象庁から提供される「流域雨量指数の予測値」（洪水警報の危険度分布）により判断する。	【氾濫危険水位】 【流域雨量指数】 河川の上流域にこれから降ると予想されている雨によって、下流の対象地点での洪水リスクがどれだけ高まるかを把握するための指標。上流域の降雨が、地表面や地中を通して河川に流れ出し、河川を流れ下る量から算出することで、洪水リスクの高まりを指数化している。	
				・水害における避難勧告等の発令タイミングとして、越水による氾濫の場合は、氾濫危険情報を出すなど、段階で避難勧告を発令する。 ・浸食や漏水による浸水については、監視の結果、危険性があると判断すれば（水位によらず）避難勧告等の発令を検討する。	【氾濫危険情報】	
				特別警報が発表された場合には、市町村は当該情報を住民に伝達しなければならない。	【特別警報】	
				夜間における住民の避難には危険を伴うことを考慮して、夕方などの適切な時間帯に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令することも有効な方法である。		
2	水害時における災害対応の難しさ	風水害における警報と避難の事例、課題		個人属性や地域特性、ハザード特性等に応じて避難の方法は異なり、個人が適切な対応を選択できるようにすることが重要である。		
				・水害における被害発生は一様ではなく、個人や地域の状況を勘案し、事前より避難計画を策定することが重要である。 ・1つの方法として、 マイタイムライン やマイ防災マップによる避難計画策定がある。		
				避難情報の発令には様々な手続きが伴うため、十分な準備がない状況で行おうとすれば、重大なミスや抜けが生じやすくなるため、作業の役割分担やチェック体制を確立しておく必要がある。		
				業務や作業を構造的に整理し、その実施主体を明確化する。		
				作業リストにチェックボックスを付与する等して、確実に業務遂行を可能とする環境を整備する。		

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元7 風水害からの警報避難における決心

警報避難

学習目標		学習項目		知識	基本用語	R2.4 修正案
1	風水害・土砂災害の予兆現象の活用	線状降雨帯の危険性		線状降雨帯の発生は、同じ場所に対して継続的に強雨をもたらすため、浸水害発生の可能性が高まる。		再掲(=スネークライン)。有明の丘研修では「演習」であり、これらの条件を定めどのような状況判断をするのか議論するグループワークとなっている。
		土砂災害の危険性		継続的な降雨状態からの土壌中の水分量を表す土壌雨量指数と、現在の降雨状態を表す60分間積算雨量から、土砂災害発生の危険性や切迫性を推測・理解する。		
2	風水害・土砂災害における警報と避難の困難性	水害に対する流域		- 避難情報に直接的に関連する河川水位情報の多くは一級河川の大河川にあり、中小河川についての情報は少ない。 - また、地域によっては河川上流部の降雨状態や河川水位の状態が、中・下流部に浸水をもたらすこともある。 - そのため、上流部を含めて状況を把握しなければならないなど、中流・下流域における浸水可能性を早期に推測することには難しさがある。		
		土砂災害警戒情報の発令範囲		土砂警戒情報は一定の範囲で発令されるが、発令範囲のうち、どの危険箇所が発災するかを前もって特定することは困難である。		
3	風水害・土砂災害における警報と避難の決心ポイント	地域性の理解		地域によって風水害や土砂災害への脆弱性は異なることから、地域ごとの過去の実状を理解し、避難の決心となる前兆を迅速かつ確実に捉え、リードタイムを最大限に確保する。		
		住民行動の理解		- 住民の属性によって避難に要する時間は異なる。また、警報や避難情報を発令することで住民行動が誘発される。 - 避難に要する時間や夜間の行動実施の危険性を考慮し、確実な避難を担保できる警報・避難情報の発令が決心ポイントとなる。		

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元8 風水害におけるタイムライン計画

警報避難

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
1	風水害における警報と避難のタイムライン計画の作成方法	風水害における警報と避難のタイムライン計画の位置づけ	・事前行動計画(タイムライン)は、どの部局が何をいつ実行するかについて、事前に合意したことを文書化し、連携のとれた対応を可能にすることを目的とする。 ・タイムラインは、災害対応に従事する諸機関の間に、どの機関が、どの活動を担って、いつまでに何をするかについて、共通理解を文書化したものである。	【タイムライン】 災害対応に従事する諸機関の間に、どの機関がどの活動を担って、いつまでに、何をするかについての共通理解を文書化したもの。	
		リードタイムの利用	タイムラインは、災害事象に応じてリードタイムを利用し、体制整備や関係機関との調整に時間を活用できることを考慮して作成する。 ・気象現象から災害の予兆を事前に把握することで取得できる災害発生までの時間をリードタイムという。 ・台風の場合、数日前から予兆にかかる情報を取得でき、体制整備や関係機関との調整に活用できる。	【リードタイム】 気象現象から災害の予兆を事前に把握することで取得できる 災害発生までの時間。 台風の場合、数日前から予兆にかかる情報を取得でき、体制整備や関係機関との調整に時間を活用できる。	
		タイムライン計画作成の基本的な考え方、作成の手順	タイムラインの作成では、災害対応において組織全体としてやるべきことを明らかにする。		
			タイムライン計画は、災害対応業務を整理して主管部局や応援部局を決定し、役割分担を決定するとともに、関係機関との調整を実施し、災害発生が想定される場合におけるお互いの活動状況を推察できるものとする。		
			タイムラインを作成した後は、訓練や実災害で運用し、課題を振りかえりながら継続的に改善することが望ましい。		
2	外部／内部調整をタイムラインで整理する方法	業務の標準的な記述手法としてのWBS	・業務の標準的な記述手法であるWBS(Work Breakdown Structure)は、「目的⇔実施事項」の関係性で階層化した構造で表現し、業務の全体を体系的に整理する。 ・WBSでは、業務を仕事の集合体として捉え、階層的にやるべきことを整理している。主体を特定することで、それぞれが実施すべき事項が洗い出され、チェックリストとして援用することが出来る。	【WBS】 Work Breakdown Structure プロジェクトマネジメントで計画を立てる際に用いられる手法。プロジェクト全体を細かい作業に分割した作業分割構成。	
		タイムラインに基づく主体ごとの業務間・組織間調整手法	タイムラインの策定は、仕事の遂行において一番難しく必要不可欠な技術・ノウハウを持つ部局を主管とし、役割分担・業務分担を決める。 達成すべき目標に対して、業務の位置づけを明確にし、その関係性から組織間連携の体制整備を検討する。		

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元9 避難場所・避難所の認定と適否判断

警報避難

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2. 4 修正案
1	避難場所・避難所の種類と内容	指定緊急避難場所と指定避難所の種類、考え方、 <u>基準</u> 、指定する者	・市町村長は、災害の危険から命を守るために避難する場所として災害の種類ごとに「指定緊急避難場所」を指定する(災害対策基本法第49条の4)。 ・「指定緊急避難場所」とは、津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全の確保を目的とするものである。	【指定緊急避難場所】 指定緊急避難場所とは、津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全の確保を目的とするものである。	
			・市町村長は、災害により住宅を失った場合等において避難生活をする場所として「指定避難所」を指定する(災害対策基本法第49条の7)。 ・「指定避難所」とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市町村長が指定するものである。	【指定避難所】 指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市町村長が指定するものである。	
			・広域避難場所は、「地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所」のことを指す。 ・これは、関東大震災の時、本所の陸軍被服廠跡地に避難した約4万人の被災者が、火災旋風のために焼死したことを教訓に、10万平米以上の空地を指定したことに始まる。	【広域避難場所】	
2	避難場所・避難所の指定基準認定の方法	避難場所・避難所の指定基準認定の方法	指定緊急避難場所及び指定避難所の基準は、災害対策基本法施行令第20条の3及び第20条の6に定められている。		
3	風水害で被災した避難所の事例	風水害で被災した避難所の事例、課題と対策	・指定避難所であっても、結果として浸水したという過去の被害事例もある。 ・風水害の場合、避難場所・避難所の水害リスクに対する脆弱性を把握することが重要である。		
			降雨状況・浸水状況を見越して、各避難場所・避難所のリスクを把握し、必要に応じて、開設しないという判断も重要である。		

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2. 4 修正案
4	避難場所・避難所の適否判断の基本的な考え方	避難場所・避難所の適不適判断の基本的な考え方、 手順	避難場所・避難所等の設定に当たっては、避難経路・避難場所の状況を確認し、避難場所の建築物の構造等の調査を実施する。		
			・ハザードの特性を踏まえ、建物の堅牢性や安全性、立地・地形条件などを総合的に考慮し、ハザード種別ごとの避難場所・指定避難所として適切かを判断する必要がある。 ・ すべての避難場所・指定避難所が、いかなる災害に対しても適合しているとは限らない。 ・ 避難場所・指定避難所の適否を判断するためには、ハザードマップに加えて、住民の属性や地域の属性、建物の属性などを総合的に把握する必要がある。		下から移動
5	避難場所・避難所の適否判断を適切に行うためのポイント	適否判断に必要な情報の項目	・地震・津波・河川の氾濫等の水害、豪雨に伴う土砂災害では、それぞれの指定避難所の立地条件を考慮して、それぞれの災害ごとに、適否判断をすることが必要である。 ・指定避難所の中には、浸水想定区域や急傾斜地崩壊危険箇所の域内に立地しているものがある。 ・ハザードの種類に応じて、どの指定避難所が適切かを判断する必要がある。	【適否判断】 各々の避難場所・避難所に対して、どのようなハザード条件下において開設すべきかを判断するプロセスである。すべてのハザードに対して、すべての避難場所・避難所を開設することは、逆に人の安全確保につながらない可能性があることを認識し、判断すべき条件を整理することが重要である。 【浸水想定区域】 【急傾斜地崩壊危険箇所】	むしろ上の4と類似の内容ではないか。
		事前／事後に(実施者が)判断すべき事項	指定避難所の規模、運営方法について事前より検討しておく必要がある。		
			・住民の人数と避難範囲の面積を考慮し、指定避難所は十分に収容できる施設を選定する。 ・備蓄品の確保や大規模災害を想定して物資輸送等を考慮し、事前に協定企業と災害時における対応を十分に話し合う。		
			災害の規模により短期になるのか長期になるのか早期に判断し、状況に合わせて応援要請の規模を設定し、避難所内では明確な共通ルールを設ける。		
	各種情報の入手方法	・自治体では、地域を襲う災害に備え、ハザードマップを整備し、住民へ配信・共有している。 ・国土交通省では、ハザードマップポータルサイトにおいて、洪水浸水想定区域、津波浸水想定、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等を各自治体から収集・集約している。			

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
6	避難所点検手順書による適否判断	避難所点検手順書による適否判断	・誰もが一律に避難所の適否判断を実施できるよう「避難所点検手順書」がある。 ・避難所の属性や立地状況、ハザードリスクの状況などは「静的情報」と呼ばれ、事前より把握可能な情報である。 ・気象や河川水位、土壌雨量指数、警報発令等の時間とともに変化する情報は「動的情報」と呼ばれ、その時にならなければ把握できない情報である。 ・事前より静的情報を整備し、リスクが高まるにつれて動的情報をあわせることで、適切かつ迅速な避難所の適否判断が可能となる。	【避難所点検手順書】 各々の避難所に対して、開設判断に必要な情報を、手順を追って整備するためのツールである。事前準備として収集可能な情報である静的情報と、リスクが高まった際に、その状況に応じて収集する情報である動的情報の2種類から構成される。情報種別と情報源を明確化することで、誰もが一律に開設の適否判断が実施できる仕掛けとなっている。	
				【静的情報】 時間変化や災害発生の有無にかかわらず、情報の種類・質・量に変化のない情報を「静的情報」という。これらは、定期的な見直しは必要であるが、事前から収集可能な情報である。そのため、災害発生時に収集する時間コストを減らすことで、迅速な対応が期待できる。	
				【動的情報】 時間変化や災害発生にともなって変化する情報を「動的情報」という。その情報内容は事前から収集することはできず、事後においてのみ収集可能となる。事前から収集すべき情報の種類・項目、情報入手元を整理しておき、事後において情報源から確実に情報収集を進めることで、災害発生時の状況認識の統一を確実かつ迅速に実現し、対応の質を向上することができる。	
7	過去災害を事例とした避難所の適否判断	過去の災害の実測データに基づく避難所の適否判断演習	各避難所に対して、その避難所の属性情報や立地条件、ハザードのリスク状況を調査し、手順書に従って静的情報を整備し、動的情報の収集手段を確立する。		
			・情報の不足や、情報が散在することで収集が困難であることから、災害発生時の避難所開設の適否に必要な情報を一元的に管理し、容易に収集できるよう環境整備することが重要である。 ・動的情報に対しても、情報源を事前に同定しておき、情報入手ルートの確立・共有が重要となる。		

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元10

警報避難

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
1					
2					
3					

第5章 被災者支援

第1節 目的

被災者支援を実施するために必要となる知識を学ぶ。多様な関係者が参画した、さまざまな被災者支援を実施しようとする態度を養う。

第2節 主な対象者

避難所運営や被災者対応を担当する職員を主な対象者とする。

第3節 学習内容

(1) 単元構成と概要（各単元で身につける態度と技能）

単 元		手法	概 要
1	被災者支援総論	座学	被災者支援の実態と被災者支援の全体像を学ぶ。 【態度】 - 被災者の行動特性を理解するとともに、被災者支援の全体像を知ることで戦略的な対応を心掛ける。 - 生活再建支援業務を適切に理解でき、対応に役立てようと心掛ける。 - 被災者台帳の重要性を知り、迅速な整備を心掛ける。 - 被災者の多様なニーズには、自衛隊、警察、消防、民生・児童委員、ボランティアなど専門性を持った多様な主体の支援が必要であり、それらの多様な主体を呼び込むことが行政の役割と認識する。 - 被災者の多様性・特性（要配慮者の脆弱性など）を知ろうとする。

			・福祉避難所の概念や重要性を認識する。 ・生活再建支援業務を災害対応業務に位置付け、重要性や業務の全体像を理解しようとする。 【技能】 ・被災者を定義付けることができる。 ・被災者の移動先を特定できる。 ・被災者の行動を理解できる。 ・被災者支援の機能・全体像を説明できる。 ・生活再建支援業務を説明できる。 ・被災者台帳はどのような目的で構築されるか、説明できる。 ・被災者の特性・被害状況に応じた支援の必要性や被災者支援における多様な主体（実動機関、民生・児童委員、ボランティア等）の役割を説明できる。 ・要配慮者や福祉避難所とは何か説明できる。 ・住家被害認定調査の定義及び住家被害認定調査と罹災証明書発行の関係性や住家被害認定のデータ化の必要性を説明できる。 ・罹災証明書の法的位置付けを説明できる。 ・生活再建支援業務における被災者台帳の役割を説明できる。 ・被災者台帳に基づき、被災市町村における生活再建支援業務の全体管理・施策立案を実施すべきことを説明できる。
2	災害救助法と被災者生活再建支援法	座学	被災者支援における災害救助法と生活再建支援法の位置付けや手続き、適用事例を学ぶ。 【態度】 ・災害救助法の歴史的背景を知り、活用への意義を認識する。

			・ 災害対策基本法制における救助法の位置づけや内容を正確に理解し、円滑かつ迅速な運用を心掛ける。 ・ 生活再建支援法の制定背景を知ること、生活再建支援業務における公助の位置付けを認識しようと心掛ける。 ・ 災害対策基本法制における生活再建支援法の位置付けを知り、円滑かつ迅速な運用を心掛ける。 【技能】 ・ 災害救助法の歴史的背景を説明できる。 ・ 災害対策基本法と救助法の位置付けや内容（概要や手続きの流れ等）を説明できる。 ・ 災害救助法の適用業務を決定するための情報活用を実現するための組織作りの重要性を説明できる。 ・ 災害救助法の範囲である「仮設住宅」と「応急修理」メニューの位置付けを説明できる。 ・ 生活再建支援法の制定背景を説明できる。 ・ 災害対策基本法制における生活再建支援法の位置付けや内容（概要や手続きの流れ等）を説明できる。
3	避難所のライフサイクル	座学	避難所のライフサイクルを学ぶ。 【態度】 ・ 避難所運営ガイドラインを活用し、防災計画・体制に反映する。 ・ 避難所の運営体制に係る対策項目を理解することで対策の推進の必要性に認識する。 ・ 避難所業務にかかる事前の備えの対策項目を理解することで、事前の備えの推進の必要性を認識する。 ・ 地域と多様な主体（物資・福祉・医療事業者、ボランティア、NPO団体等）連携の運

			営体制に係る対策項目を理解することで適切な運営体制確立の必要性を認識する。 ・ 避難所における受援対策項目を理解することで、事前協定、体制の確立等の必要性を認識する。 ・ 避難所を拠点とした在宅避難者への対応の必要性を認識する。 ・ 在宅避難者の支援ニーズの把握の必要性について知ること重要性を認識する。 ・ 福祉避難所対象者の把握の必要性について知ること重要性を認識する。 ・ 学んだ知識を避難所の基幹業務の遂行に役立てることができる。 ・ 避難所における実働訓練の必要性を知りその重要性を認識する。 ・ 避難所の運営サイクル確立のための対策項目を知り、その重要性を認識する。 ・ 避難者への情報提供に係る対策項目を知ること、その重要性を認識する。 ・ 入浴対策の必要性を知ることその重要性を認識する。 ・ 避難所における特別なニーズへの対応の必要性や要配慮者対策を知ること重要性を認識する。 ・ 女性や子どもの視点からの避難所環境の整備の必要性を知ること、視野を広げる必要性について認識する。 ・ 避難所における治安対策の必要性を知ること、対策の重要性を知る。 ・ ペット同行避難の必要性を知ること、避難所ルールの整備に反映することの重要性を認識する。
--	--	--	---

		・ 避難所解消業務の必要性を知ること、避難所のライフサイクルにおいて意識しながら取り組む重要性を認識する。 ・ 避難所から仮住まいへの移行に係る対策項目を知ること、その重要性を認識する。 【技能】 ・ 避難所運営ガイドラインを説明できる。 ・ 避難所の運営体制に係る対策項目を説明できる。 ・ 災害種別ごとの避難所指定に係る対策項目を説明できる。 ・ 避難所業務にかかる事前のそなえの対策項目を説明できる。 ・ 地域と多様な主体（物資・福祉・医療事業者、ボランティア、NPO団体等）連携の運営体制に係る対策項目を説明できる。 ・ 避難所に係る受援体制に係る対策項目を説明できる。 ・ 避難所を拠点とした在宅避難者への対応の法的位置づけを説明できる。 ・ 在宅避難者の支援ニーズの把握の必要性について説明できる。 ・ 福祉避難所対象者の把握の必要性について説明できる。 ・ 避難所の基幹業務を説明できる。 ・ 避難所における実働訓練の必要性を説明できる。 ・ 避難所の運営サイクル確立のための対策項目を説明できる。 ・ 避難者への情報提供に係る対策項目を説明できる。 ・ 入浴対策の必要性を説明できる。
--	--	---

			・ 避難所における特別なニーズやその対象を説明できる。 ・ 避難所における要配慮者対策を説明できる。 ・ 女性や子どもの視点からの避難所環境の整備について説明できる。 ・ 避難所における治安対策の必要性を説明できる。 ・ ペット同伴避難の必要性を説明できる。 ・ 避難所解消業務の内容を説明できる。 ・ 避難所から仮住まいへの移行に係る対策項目を説明できる。
4	避難所運営の実 際	座学	事例を基に避難所運営の実際を学ぶ。 【態度】 ・ 避難所のライフサイクルの構成要素を知ることによって避難所の果たすべき役割を認識する。 ・ 避難所の非構造部材に対する備えの重要性を認識する。 ・ 避難所運営リーダーの適性を考えることで避難所運営のポイントを認識する。 ・ 要配慮者のための避難生活支援の事例を知ることによって、避難所における要配慮者支援の重要性を認識する。 ・ 福祉避難所の実際を知ることによって福祉避難所の備えを認識する。 ・ 多様な主体による被災者支援の実際を知ることによって、連携の重要性を認識する。 ・ 被災者による避難所運営の重要性を知ることによって、避難所における行政の役割を認識する。

			- 被災者支援には個別課題が存在することを 知ること、被災者支援の幅広さを認識する。 - 被災者の車中泊への対応の重要性を認識する。 【技能】 - 避難所のライフサイクルの構成要素を説明できる。 - 避難所は構造被害を免れても非構造部材の被害で 使用できなくなるという実際を説明できる。 - 避難所運営のリーダーは要配慮者に配慮できる 人材を選ぶべきであることを説明できる。 - 要配慮者のための避難生活支援の事例を説明 できる。 - 福祉避難所の実際を説明できる。 - 多様な主体による被災者支援の実際を説明 できる。 - 被災者による避難所運営の重要性を説明できる。 - 被災者支援には個別課題が存在することを 説明できる。 - 被災者の車中泊の実際を説明できる。
5	災害時のトイレ 問題避難所のラ イフサイクル（演 習）	演習	避難所のライフサイクルを演習形式で学ぶ。 【態度】 - 災害時のトイレに関する現状の課題を知る ことで、避難所ライフサイクル全体の課題 を想定する。 - 災害時のトイレの確保・管理の基本的な考 えを知ること、避難所全体の機材の確保・ 管理を想定する。

			・ トイレのモデルケースを知ること、避難所ライフサイクル全体のモデル構築の重要性を認識できる。 ・ トイレの必要数を計算すること、避難所ライフサイクルにおける必要数のシミュレーションの重要性を認識する。 ・ トイレの管理・保管の対策項目を知ること、避難所ライフサイクルにおける業務の対策項目構築の必要性を認識する。 ・ 高齢者や車いす利用者等の特別なニーズを理解しようとする。 【技能】 ・ 災害時のトイレに関する現状の課題を説明できる。 ・ トイレの確保・保管の基本的な考えを説明できる。 ・ トイレのモデルケースを説明できる。 ・ トイレの必要数を計算できる。 ・ トイレの管理・保管の対策項目を説明できる。
6	要配慮者をはじめとする避難者の避難生活への支援	座学	災害時要配慮者をはじめとする避難生活への支援対策を学ぶ。 【態度】 ・ 福祉避難所の想定対象者を想定することでその対応策の必要性を認識する。 ・ 福祉避難所の設置・広域指定の必要性を認識する。 ・ 福祉避難所の機能を理解し、事前指定の必要性を認識する。 ・ 福祉避難所に必要な物的・人的資源の確保の必要性を認識する。 ・ 緊急入院入所の対応の必要性を認識する。

		・ 福祉避難所の対応者としての支援者養成についての必要性を認識する。 ・ 宿泊施設が福祉避難所として機能するための要件を認識する。 ・ 福祉避難所の運営体制の整備の必要性を認識する。 ・ 都道府県災害対策本部における保健医療活動の総合調整本部設置の必要性を認識する。 ・ 要配慮者の重症度に応じた避難先を理解しようとする。 ・ 要配慮者の対策に必要な医療・保健・福祉部局、防災部局の連携の必要性を認識する。 ・ 福祉専門職ボランティアとの連携の必要性を認識する。 【技能】 ・ 福祉避難所の想定対象者を把握できる。 ・ 福祉避難所設置の意義を説明できる。 ・ 福祉避難所の機能を理解し、事前指定について説明できる。 ・ 福祉避難所の広域指定に必要な手続きを説明できる。 ・ 福祉避難所に必要な物的・人的資源の確保の事前手続きについて説明できる。 ・ 緊急入院入所の対応について説明できる。 ・ 福祉避難所の対応者としての支援者養成について説明できる。 ・ 宿泊施設は必ずしも福祉避難所として活用可能ではないことについて説明できる。 ・ 福祉避難所の運営体制整備について説明できる。
--	--	---

			・ 都道府県における保健医療調整本部の活動について説明できる。 ・ 要配慮者の重症度に応じた避難先について説明できる。 ・ 要配慮者の対策に必要な医療・保健・福祉部局、防災部局の連携の必要性について説明できる。 ・ 福祉専門職ボランティアとの連携の必要性について説明できる。
7	医療による被災者支援	座学	医療による被災者支援を学ぶ。 【態度】 ・ 災害医療の機能を認識する。 ・ 災害医療が確立された歴史的背景を理解することで災害医療の必要性を認識する。 ・ 災害拠点病院と DMAT の位置づけや機能を認識する。 ・ 災害拠点病院、基幹災害拠点病院の違いを認識する。 ・ DMAT の活動範囲内容を認識する。 ・ DMAT の派遣要請手続きを認識する。 ・ 被災者の健康管理の必要性を認識する。 ・ 災害時における医療支援の必要性を認識する。 ・ DMAT の活動期間について認識する。 ・ 阪神・淡路大震災で明らかになった災害医療の課題を認識する。 ・ 日本医師会災害医療チーム（JMAT：Japan Medical Association Team）をはじめ医療救護のための派遣について認識する。 ・ 災害医療から平時医療への転換の必要性を認識する。

			・ 救護所は急性期においてはトリアージを行う拠点にもなることを認識する。 ・ 医療救護の活動には救護所の巡回も含まれることを認識する。 ・ 災害医療のフェーズの移り変わりを認識する。 ・ 心のケアの必要性を認識する。 【技能】 ・ 災害医療の 3 つの機能について説明できる。 ・ 災害医療が確立された歴史的背景を理解する。 ・ 災害拠点病院と DMAT の位置づけや機能について説明できる。 ・ 災害拠点病院、基幹災害拠点病院の違いについて説明できる。 ・ DMAT の活動範囲内容について説明できる。 ・ DMAT の派遣要請について説明できる。 ・ 被災者の健康管理について説明できる。 ・ 災害時における医療支援の必要性について説明できる。 ・ DMAT の活動期間について説明できる。 ・ 阪神・淡路大震災で明らかになった災害医療の課題について説明できる。 ・ 日本医師会災害医療チームをはじめ医療救護のため派遣について説明できる。 ・ 災害医療から平時医療への転換の必要性について説明できる。 ・ 救護所は急性期においてはトリアージを行う拠点にもなることについて説明できる。 医療救護の活動には救護所の巡回も含まれることについて説明できる。
--	--	--	---

			・ 災害医療のフェーズの移り変わりについて説明できる。 ・ 心のケアの必要性について説明できる。
8	多様な主体による被災者支援／被災者支援の個別課題	座学	各種専門職能の連携による被災者支援と被災者支援の個別課題を学ぶ。 【態度】 ・ 自衛隊の民生支援を認識する。 ・ 警察の災害支援を認識する。 ・ 消防における災害時の機能を認識する。 ・ 民生・児童委員の災害時の機能を認識する。 ・ 過去の災害における孤立事例を認識する。 ・ 遺体処理の流れを認識する。 ・ 帰宅困難者対策の概要を認識する。 ・ 帰宅困難者受け入れのリスクを認識する。 ・ 広域避難の発生可能性を認識する。 ・ 広域避難把握と支援の仕組みとして必要な機能を認識する。 ・ 災害関連死の存在を認識する。 【技能】 ・ 自衛隊の民生支援を説明できる。 ・ 警察の災害支援を説明できる。 ・ 消防における災害時の機能を説明できる。 ・ 民生・児童委員の災害時の機能を説明できる。 ・ 過去の災害における孤立事例について説明できる。 ・ 遺体処理の流れを説明できる。 ・ 帰宅困難者対策の概要を説明できる。 ・ 帰宅困難者受け入れのリスクを説明できる。 ・ 広域避難の発生可能性を説明できる。

			・ 広域避難把握と支援の仕組みとして必要な機能を説明できる。 ・ 災害関連死を説明できる。
9	生活再建支援業務	座学	生活再建支援業務を学ぶ。 【態度】 ・ 阪神・淡路大震災において生活再建支援が課題となったことを認識する。 ・ 罹災証明書の迅速な発行のための計画策定や体制整備の必要性を認識する。 ・ 生活再建支援制度の支援内容は「主たる居宅」の被害程度に基づいて実施されることを認識する。 ・ 生活再建支援業務は「住家被害認定調査」「調査結果のデータ化」「罹災証明書の発行」「生活再建支援業務の実施」であることを認識する。 ・ 住家被害認定調査の実施プロセスやデータベース化の必要性を認識するとともに人材育成のための研修が不可欠であることを認識しようとする。 ・ 応急危険度判定は直接生活再建支援業務には関わりのない業務であり、「危険」は住家被害認定調査の「全壊」とは必ずしも一致しないことを認識する。 ・ 罹災証明書は被災者生活再建支援策の根拠資料として活用され、発行業務は計画から発行までの総合的な業務であることを認識する。生活再建支援業務に必要な判定基準は「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」であることを認識する。 ・ 「被災者台帳」は、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する台帳で、被災者個人や世帯の支援の進

			捗管理に活用するものであることを認識する。 - 被災者台帳の基礎となる情報は、誰が被災者で、被災時にどこに住んでいて、その住まいがどのような被害なのかということである。災害対策基本法第90条の4で、被災者台帳情報の利用及び提供について定められていることを認識する。 【技能】 - 阪神・淡路大震災において生活再建支援が課題となったことを説明できる。 - 罹災証明書の迅速な発行のための計画策定や体制整備の必要性を説明できる。 - 生活再建支援制度の支援内容は「主たる居宅」の被害程度に基づいて実施されることを説明できる。 - 生活再建支援業務は「住家被害認定調査」「調査結果のデータ化」「罹災証明書の発行」「生活再建支援業務の実施」であることを説明できる。 - 調査の実施プロセスはプロジェクトマネジメントのフェーズに沿って展開されることを説明できる。 - 住家被害認定調査の実施には研修による人員の育成が必要であることを説明できる。 - 応急危険度判定は生活再建支援業務には直接は関わりのない業務であることを説明できる。 - 応急危険度判定の「危険」は住家被害認定調査の「全壊」とは必ずしも一致しないことを説明できる。 - 住家被害認定調査結果は被災者台帳に判定するためにデータベース化する必要があることを説明できる。
--	--	--	--

			・ 罹災証明書は被災者生活再建支援策の根拠資料として活用されることを説明できる。 ・ 生活再建支援業務に必要な判定基準は「全壊」「大規模半壊」「半壊」「半壊に至らない（一部損壊）」であることを説明できる。 ・ 罹災証明書の発行マネジメントは計画から発行までの総合的な業務であることを説明できる。 ・ 「被災者台帳」は、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する台帳であることを説明できる。 ・ 被災者台帳の基礎となる情報は、誰が被災者で、被災時にどこに住んでいて、その住まいがどのような被害なのかという三つの情報からなることを説明できる。 ・ 災害対策基本法第90条の4では、被災者台帳情報の利用及び提供について定められていることを説明できる。 ・ 被災者台帳において被災者個人ならびに世帯の支援の進捗管理を実施することについて説明できる。
10	被災者支援のタイムライン策定（演習）／全体討論	演習	被災者支援のタイムラインを策定する。

(2) 内容（ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元1 被災者支援総論

被災者支援

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	被災者の状況	「被災者」の概念	被災者には、生命が被災した者、財産が被災した者、災害によって生活支障が出た者、災害によって恐怖心が出た者の4種類が考えられる。	【被災者】	
		被災者の移動	被災者は避難所、テントや車中、血縁者宅、自宅、賃貸住宅、応急仮設住宅等に移動する。	【避難所】 【応急仮設住宅】	
		災害過程における人間行動	災害過程を人間行動から見ると、1. 災害発生、 <u>2. 失見当</u> 、3. 被災地社会の成立、4. 災害ユートピア（ <u>ブルーシートの世界</u> ）、5. 現実への帰還、6. 生活再建・復興へ、という過程である。	【災害過程】 【災害ユートピア】	下線部内容が初見者に不明。
2	被災者支援業務の全体像	被災者支援業務の全体像と機能	被災者支援業務は、 <u>0.避難行動を支援する</u> 、1.孤立状態解消を支援する、2.避難生活を支援する、3.帰宅困難に対応する、4.広域避難に対応する、5.仮住まい生活を支援する、 1.避難生活を支援する、2.帰宅困難に対応する、3.広域避難に対応する、4.仮住まい生活を支援する 、という流れである。	【被災者支援】	テキストに合わせて修正。 田村先生①(P15)
			被災者支援において果たすべき機能は、1.被災者の受け入れ開始に対応する、2.被災者の衣食住に対応する、3.被災者の特殊事情に対応する、4.被災者への医療・保健・福祉活動に対応する、5.被災者の社会活動（職趣）に対応する、6.被災者の解消に対応する、である。	【被災者支援】	
3	多様な主体による多様な支援の実態	多様な主体による支援の実態を知る	被災地域における被災者の多様なニーズに対しては、自衛隊、警察、消防、消防団、民生・児童委員、ボランティア等、専門性を持った多様な主体が連携して支援する。		
			避難行動要支援者名簿を活用した避難支援・安否確認、福祉避難所の開設、避難所の要配慮者スペースの確保、食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮、衛生・巡回診療・保健、コミュニケーションへの配慮等、要配慮者の特性に応じた支援を実施する。	【避難行動要支援者名簿】 【福祉避難所】	
		特別なニーズを持った人の支援	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」とし、市町村長は必要な対策を講じることが必要である。 福祉避難所とは「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること」と災害対策基本法で定められている。	【要配慮者】 【福祉避難所】	

単元 1 被災者支援総論

被災者支援

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
4 生活再建支援業務の全体像	生活再建支援業務の全体像	生活再建支援業務は「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること」を目的として実施される業務である。(被災者生活再建支援法 第一条)	【生活再建支援業務】 【被災者生活再建支援法】	上から移動
		災害時の被災者に対する生活再建支援は、 1. 住家被害認定調査・第1次調査(外観目視)、2. 住家被害認定調査・第2次調査(外観目視・内部立入)、3. 住家被害認定調査結果のデータベース構築、4. 罹災証明書発行、5. 被災者個人／世帯／地域の特定、という流れである。	【住家被害認定調査】 【罹災証明書】	
	住家被害認定調査の実施	住家被害認定とは、地震や風水害等の災害により被災した住宅の「被害の程度(全壊、半壊等)」を認定することを指し、市町村により実施される。この認定結果に基づき、被災者の方々に「罹災証明書」が発行される。	【住家被害認定調査】	適合するテキストなし。
	罹災証明書の発行	罹災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されており、市町村長は、被災者から申請があったときは罹災証明書を遅滞なく交付することが災害対策基本法で義務付けられている。	【罹災証明書】	
	被災者台帳の目的	「被災者台帳」は災害対策基本法に位置付けられ、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものとして、生活再建支援業務に活用される。	【被災者台帳】	上から移動
	生活再建支援業務の管理	関係部署の情報共有による重複の排除、援護の漏れや二重支給等の防止、迅速な対応、被災者の負担軽減と的確な援護実施のため、被災者台帳の整備が必要である。	【被災者台帳】	上と重複気味
	生活再建支援業務のマネジメント	・被災者台帳をもとに「支援すべき対象」の全体を同定し、それぞれの生活再建支援過程を把握することで、いま必要なニーズを把握する。 ・把握した内容を基に支援のための「計画」を策定し、実施・評価・見直しの実施が可能になる。これらの過程を可視化することで、市町村ごと、県での認識を共有することができ、一体的な支援が実現する。		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元2 災害救助法と生活再建支援法

被災者支援

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 災害救助法の概要	誕生のきっかけ	災害救助に係る法律としては、明治32年制定の「罹災救助基金法」があったが、同法は①基金に関する法律で、救助活動全般にわたる規定が設けられていなかったこと、②支給基準が地域ごとで異なり、地域格差があったことに加え、終戦後の物価高騰で基金のみでは財源が不足すること等の問題があり、昭和21年の南海地震を契機に、昭和22年に「災害救助法」が制定されたのである。	【災害救助法】	
	災害救助法の法的位置づけ	我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律である。	【災害対策基本法】	
	救助法による救助における各制度	・災害救助法の適用により、救助の実施主体は市町村(基礎自治体)から都道府県に移り、必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任することが可能である。 ・市町村に費用負担はなく、都道府県の費用負担はかかった費用の最大5割(残りは国が負担)である。 ・救助の種類は、1. 避難所の設置、2. 応急仮設住宅の供与、3. 炊き出しその他による食品の給与、4. 飲料水の供給、5. 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与、6. 医療・助産、7. 被災者の救出、8. 住宅の応急修理、9. 学用品の給与、10. 埋葬、11. 死体の捜索・処理、12. 障害物の除去、である。		
	災害救助法の適用各制度の対象となる都道府県・市町村	この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。)内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行うものである。 ・災害救助法は、「災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～3号)」または「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号)」に適用される。 ・災害救助法は、都道府県知事が市町村ごとの区域を定めて適用することとされていることから、まずは、都道府県において、市町村からの情報収集等により、適用の可能性を検討することとなる。国(内閣府防災)からも報道等の情報を基に、被害の大きい都道府県に対しては、法適用の助言等を頻繁に行っている。		テキストに合わせて修正。 阿部補佐(P10)

単元2 災害救助法と生活再建支援法

被災者支援

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
		各制度の災害救助法適用の判断	・法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、何よりも迅速な法適用が必要であり、迅速な法適用判断が可能な4号基準による適用を積極的に進めるべきである。 ・法適用判断に当たっては、客観的な基準がないことから、判断の元となる災害情報の収集、分析、伝達、共有を通じて迅速な判断をできる組織（環境）づくりが重要である。	【4号基準】	
		仮設住宅と住宅の応急修理の併給の禁止	応急仮設住宅に申し込んだ被災者は、住宅の応急修理を申し込むことはできない。	【応急仮設住宅】	
13	災害救助法の適用事例	地震災害における適用事例	・地震災害における過去の災害救助法の適用事例は水害と比較し少ない。 ・詳細は内閣府防災担当のホームページに掲載されている。として、平成30年北海道胆振東部地震、平成28年熊本地震等がある。		時点修正が必要でない表現に変更
24	生活再建支援法の概要	誕生のきっかけ	被災者生活再建支援法とは、阪神淡路大震災で自助・共助の限界が認識され、被災者に対する必要最小限の公助の必要性から、制定されたものである。	【被災者生活再建支援法】	
		生活再建支援法の法的位置付け	我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「被災者生活再建支援法」は、復旧・復興期における被災者への救済援助措置に対応する法律である。	【災害対策基本法】	適合するテキストなし。
5	生活再建支援法の各制度	生活再建支援法各制度の対象となる災害・都道府県・市町村	・市町村で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した災害、都道府県で100世帯以上の全壊が発生した災害等が、生活再建支援制度の対象である。 ・対象となる都道府県・市町村において、①住宅が「全壊」した世帯、②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯、③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯、④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯が、制度の対象である。	【全壊】 【半壊】	
		各制度の法適用の判断	都道府県が法適用を決定し、国、支援法人、市町村に適用報告を行い、公示する。		
		支援金の支給額	・支援金には基礎支援金と加算支援金がある。加算支援金は再建の方法によって金額が変わる。 基礎支援金は、世帯構成（複数か、単身か）と住宅の被害程度（全壊・解体・長期避難か、大規模半壊か）により、37万5千円から100万円が支給される。加算支援金は、37万5千円から200万円が支給される。	【基礎支援金】 【加算支援金】	
		生活再建支援金の手続きの流れ	支援金支給までの手続きは、①支援法適用（都道府県）、②都道府県から国、支援法人、市町村に適用報告、公示（都道府県）、③罹災証明書の交付（市区町村）、④支援金支給申請（被災世帯）、⑤市区町村で受付、都道府県がとりまとめ、支援法人に送付、⑥被災世帯に支援金の支給（支援法人）、⑦支援法人から国に補助金申請、⑧国から支援法人に補助金交付、という流れである。	【生活再建支援金】 【支援法人】 【罹災証明書】	適合するテキストなし。

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元3 避難所のライフサイクル

被災者支援

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	平時における避難所の運営体制	運営体制の確立(平時)	運営体制を確立するために平時から実施すべき業務は、避難所運営体制の確立、避難所の指定、初動の具体的な事前想定、受援体制の確立、帰宅困難者・在宅避難者対策、である。	【避難所】 【受援】 【帰宅困難者】 【在宅避難者】	
		避難所運営体制の確立	・避難所運営体制の確立には、平時より部局横断の取り組みが肝要である。 ・対策項目は、1. 災害対策本部・避難所支援班の確保、2. 各避難所で避難所運営委員会の設置、3. 災害対策本部と避難所の連絡体制の確立、4. 各避難所派遣職員の基本業務の確立である。	【避難所】 【避難所運営委員会】 【災害対策本部】	
		避難所の指定	・被害想定に基づき、災害種別ごと安全な避難所を指定することが必要である。 ・対策項目は、1. 災害想定を考慮しての避難所の確保、2. 福祉避難所／スペースの確保、3. 機能別避難所の検討、4. 指定避難所以外の避難所の対策実施、5. 避難所として確保すべき備蓄の実施である。	【被害想定】 【福祉避難所】 【機能別避難所】 【備蓄】	
		初動の具体的な事前想定	・避難所業務には事前の備えが絶対的に不可欠である。 ・対策項目は、1. 避難所における二次災害の可能性の確認、2. 必要な書式等の作成、3. 避難所運営マニュアルの作成、4. 避難所運営マニュアルを用いた訓練の実施、5. 発災直後にプッシュ型で避難所に物資を届ける体制づくり、6. 災害用トイレの確保・管理計画の作成、7. 汚水処理・使用済み携帯トイレの処理手段の確保である。	【二次被害】 【避難所運営マニュアル】 【プッシュ型】 【災害用トイレ】	
		受援体制の確立	・地域と多様な主体が連携する避難所運営を想定する必要がある。 ・対策項目は、1. 人的資源の受援体制の確立、2. 必要な組織との協定の検討、3. ボランティア受け入れ態勢の確立、4. 医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制の検討である。	【災害ボランティア】	
		帰宅困難者・在宅避難者対策	・避難者は避難所の外にも存在する。 ・対策項目は、 1. 人的資源の受援体制の確立、2. 必要な組織との協定の検討、3. ボランティア受け入れ体制の確立、4. 医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制の検討、である。 1. 帰宅困難者対策の必要性を認識、2. 在宅避難者対策の必要性を認識、である。		対策項目が上記「受援体制の確立」(47行目)と同じのため削除 現在の資料より抜粋した対策項目を追記 太田先生(P22)
		避難者の認識	災害対策基本法第86条の7(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)には、「災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。	【災害対策基本法】	
	福祉避難所の対象者を把握	・在宅避難者の健康状態や平時の医療福祉保健サービスの提供状況を把握することは重要な課題である。 ・福祉避難所の対象者を把握するため、避難所だけでなく在宅避難者に対しても福祉医療チーム等を作って行うべきである。	【在宅避難者】 【福祉避難者】 【福祉医療チーム】	適合するテキストなし。	

単元3 避難所のライフサイクル

被災者支援

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
2 避難所の運営	避難所の運営(発災後)	発災後の避難所の運営の「基幹業務」は、避難所の運営サイクルの確立、情報の取得・管理・共有、食料・物資管理、トイレの確保・管理、であり、「健康管理」として、衛生的な環境の維持、避難者の健康管理、寝床の改善、が必要である。また、「よりよい環境」のために、衣類、入浴の整備が必要である。		
	避難所の運営サイクルを確立	実動訓練で避難所の運営を経験しておくことが有効である。 対策項目は、1. 災害対策本部・避難所支援班において避難所の運営管理の実施、2. 避難所の被害状況確認の実施、3. 避難所運営会議の実施、4. 避難所の運営ルールの確立、5. 避難所運営の実施手順の確立、である。	【実動訓練】	
	情報の取得、管理、共有	・避難者への情報提供に努める。 ・対策項目は、1. 情報取得手段の確保、2. 外部向けの広報活動の実施、3. 内部向けの情報共有の実施、4. 内部向けの情報共有手段の確保、5. 外部向けの広報手段の確保、である。		
	食料・物資管理	プッシュ型から要請型へ、物資の確保は重要業務である。対策項目は、1. 物資の受入体制の整備、2. 食料等の確保の実施、である。	【プッシュ型】 【要請型】	
	寝床の改善	継続的な避難所には、簡易ベッドの確保を目指すべきである。		
	衣類	自立して衣類を確保できる環境を目指すべきである。		
	入浴	入浴は体を清潔にし、ストレス解消にも効果があり、入浴対策の検討が必要である。		
	健康・衛生・医療	・避難所生活で、トイレの回数を減らすために水分の摂取を控えたり、車中など窮屈な状態での寝泊りが続いたりすることにより、エコノミークラス症候群を引き起こす可能性がある。 ・対策としては、十分な水分摂取と定期的に体を動かすよう啓発することや、ダンボール等の簡易ベッドや弾性ストッキングを導入することなどが挙げられる。	【エコノミークラス症候群】	適合するテキストなし。
3 避難所における特別なニーズへの対応	ニーズへの対応	ニーズへの対応の「要配慮」の項目として、配慮が必要な方への対応、女性・子どもへの配慮、があり、「安心安全」の項目として、防犯対策、ペットへの対応、がある。		
	配慮が必要な方への対応	・脆弱性の高い人々への配慮を欠かさない。 ・対策項目は、1. 配慮が必要な方への対応の検討、2. 避難者の滞在可能性の検討の実施、3. ボランティアニーズの把握の実施、である。	【要配慮者】	
	女性・子供への配慮	・女性や子供の視点から避難所を考えることが必要である。 ・対策項目は、1. 女性における衛生面・保安面の配慮の実施、2. 女性の活躍環境の確保、である。		
	防犯対策	災害後の治安悪化の傾向の把握に努め、避難所・地域の防災対策を実施することが必要である。		
	安全安心 ・ペットへの対応	ペット同行避難のルール作りを検討することが必要である。		

単元3 避難所のライフサイクル

被災者支援

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
4	避難所の解消	避難所の解消に向けて	・避難所を設置する時には、「解消」の時期についても考え、被災者への支援と合わせて、見通しを示すことが早期復旧に繋がる。 ・避難所を出られない被災者には様々な理由があるため、避難所を解消するには、避難者に対して早くから見通しを示しつつ、事情を聞きながら解決する姿勢が必要である。		
			・被災者の仮住まいへの移行を推進する。 ・対策項目は、1. 避難所生活が長期化した場合の対応の実施、2. 避難所の解消に向けた話合いの実施である。		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元4 避難所運営の実際

被災者支援

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	避難所のライフサイクルの事例	避難所のライフサイクル	避難所のライフサイクルは、1. 運営体制の確立(平時)、2. 避難所の運営(発災後)の基幹業務、3. 避難所の運営(発災後)のよりよい環境、4. ニーズへの対応(1)要配慮、5. ニーズへの対応(2)安全安心、6. 避難所の解消、である。		テキストがない
		避難所運営の責任者	・避難所運営の責任者(リーダー)は性別にかかわらず適任者を選任する。 ・避難所生活においてデリケートな問題を抱える女性の支援には、女性の視点で実施することが望ましく、さらには、男性・女性・災害時要配慮者等の意見が反映されるようにリーダーは配慮すべきである。	【要配慮者】	テキストがない
2	災害時要配慮者のための避難生活支援の事例	災害時要配慮者のための避難生活支援	要配慮者のための避難生活支援の事例を紹介する。	【要配慮者】	テキストがない
		福祉避難所の被災者の受入れ	各災害において、様々な形態の福祉避難所が工夫されており、その機能の長所・短所を知って次の災害に活用すべき。	【福祉避難所】	テキストがない
3	多様な主体による被災者支援の事例	多様な主体による被災者支援	自衛隊、警察、消防・消防団等による支援、民生委員等の地域からの支援の事例を紹介する。	【自衛隊】 【警察】 【消防】 【消防団】 【民生委員】	テキストがない
		外部からの応援の受入れ	熊本県益城町では、発災当初、益城町の職員の多くを避難所業務に貼りつけたために、他の災害対応業務へのしわ寄せが発生した。例えば、保育士が避難所業務に充てられたため、保育所が再開できず、働く被災者にとっては負担となった。ボランティアを含む外部からの応援要員を受入れながらも、被災者自らが運営できる体制を構築することによって、早期の避難所解消・地域へ回帰した事例がある。 ・避難所運営においては、ボランティアを含む外部からの応援要員を受け入れながら、被災者自らが運営できる体制を構築することが肝要である。 ・多くの市町村職員を避難所業務に充てることは、他の災害対応業務へのしわ寄せにもなるため、留意すべきである。		特定の事例は講義で紹介し、ここでは一般論を書いておいたほうがよいと思われる。
4	被災者支援の個別課題の事例	被災者支援の個別課題	被災者支援の個別課題の事例を紹介する。		テキストがない
		車中泊の対応	・生活スタイルや家族の特性などから、避難所生活より車中泊を選ぶこともある。 ・福祉避難所のガイドラインに車中泊は位置付けられていないがそのような現象がたくさんあることから、想定した車中泊者の対応を考えておくべきである。	【車中泊】 【福祉避難所のガイドライン】	テキストがない

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元5 災害時のトイレ問題避難所のライフサイクル (演習)

被災者支援

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	避難所におけるトイレ対策について、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインを活用し、演習を実施することで、避難所ライフサイクルにおける対策の実践を訓練体験する	避難所の運営(発災後)	・発災後の避難所の運営の「基幹業務」は、避難所の運営サイクルの確立、情報の取得・管理・共有、食料・物資管理、トイレの確保・管理、であり、「健康管理」として、衛生的な環境の維持、避難者の健康管理、寝床の改善、が必要である。また、「よりよい環境」のために、衣類、入浴の整備が必要である。 ・避難所の確保と質の向上のため、「避難所運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が取りまとめられている。		避難所のライフサイクル総論とライフサイクルの中におけるトイレ問題についての講義を冒頭すべきではないか。 ※避難所のライフサイクル＝トイレ問題と捉えられないようにするため。 また、タイトルを「避難所のトイレ」演習とすべきではないか。
		災害時のトイレの現状と課題	・災害時には、避難者数に比べてトイレの個数が不足したり、トイレの設置場所が暗い等の問題により、高齢者、障害者、女性、子供等にとって使用しにくいものもあった。 ・このことから、トイレの使用を減らすために水分や食事を控えることとなり、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生・悪化が見られた。		
			災害時における避難所のトイレの確保・管理は、極めて重要な課題であり、水・食料等の支援とともに、「ライフライン(電気・水道・ガス・下水道等)」と同様に被災者の「命を支える社会基盤サービス」の一つとして認識し、避難所を開設する市町村等において、適切な対応がなされるようにしていく必要がある。		テキストがない。
		トイレの確保・管理に関する基本的な考え方	トイレの確保・保管について、必要な基礎知識は、1) 災害用トイレの確保にあたって、2) 災害時のトイレの確保・管理にあたり配慮すべき事項 ～誰もが使える環境を～、3) トイレの個数(目安) ～被災者の健康が維持できるトイレの数とは～、4) 災害時のトイレの種類 ～いくつあるか知っていますか？ 5) 災害時トイレの種類～トイレの衛生管理である。		テキストがない。
		トイレのモデルケース	トイレのモデルケースは、1) トイレの組合せモデル(大規模地震発生時の避難所の場合)、2) 時間経過に伴うトイレの組合せモデル、3) 災害時のトイレの種類と特徴 の項目から構成される。		テキストがない。
		トイレのモデルケースに基づくシミュレーション	災害時のトイレの必要数計算シートを活用したトイレ数のシミュレーション方法は、1) 避難所の被害状況の想定、2) 災害時のトイレの確保目標の設定、3) トイレの種類ごとに必要数の見積もり、である。		テキストがない。
	トイレ確保・管理チェックリスト	トイレ管理・保管に対する対策項目は、1) 災害用トイレの確保・管理計画を作成する、2) 汚水処理・使用済み携帯トイレの処理手段を確保する、3) 多重的に災害用トイレを確保する、4) 既設トイレの活用と不足するトイレの把握を実施する、5) トイレの使用ルールを確保する、6) トイレの使用環境の改善を実施する、7) トイレの特別ニーズ対応を実施する、8) トイレの清潔な衛生環境を確保する、である。		テキストがない。	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元6 要配慮者をはじめとする避難者の避難生活

被災者支援

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 福祉避難所の確保	対象者の把握	・市町村は、福祉避難所の指定、整備数を検討するため、対象となる者の概数を把握することとなっている。 ・避難所だけでなく在宅避難者に対しても福祉医療チーム等を作って福祉避難所の対象者を把握するべきである。	【福祉避難所】 【在宅避難者】 【福祉医療チーム】	適合するテキストなし。
		福祉避難所の対象者は高齢者、障害者、妊産婦、病弱者等、避難所での生活に支障をきたすため、何らかの特別な配慮を必要とする者を対象としている。	【福祉避難所】	
	福祉避難所の指定	市町村は、①支援者（専門職）の確保を可能とする施設、②要配慮者の処遇に支障をきたさない、③物資、機材の確保が図られる、の観点から福祉避難所として利用可能な施設を洗い出し、指定を行うこととなっている。	【福祉避難所】	適合するテキストなし。
	福祉避難所の整備	福祉避難所として指定する施設との間で協定の締結、広域対応の想定と協力関係の構築が必要である。		適合するテキストなし。
	資機材の整備	福祉避難所の物資、器材の確保が必要であり、調達先リストの作成と協定の締結が必要である。		適合するテキストなし。
	支援体制の確立	市町村は要配慮者の避難生活を支援するため専門的人材の確保について要請先リストを整備するとともに、関係団体、事業所と協定を締結する等、人的支援を得られるよう連携を図ることとなっている。		適合するテキストなし。
2 多様な避難先での支援	在宅避難者に必要な支援	在宅での生活継続が困難となった要配慮者については、緊急入所、緊急ショートステイへの対応が必要である。	【要配慮者】 【緊急入所】 【緊急ショートステイ】	適合するテキストなし。
	医療・保健・福祉施設における避難生活	福祉施設は物資、器材、人材が整っており、既入所者の処遇に支障をきたさないよう、他からの支援者の派遣を要請することとなっている。		適合するテキストなし。
	旅館・ホテルにおける避難生活	宿泊施設は、宿泊機能は確保されているが、必ずしもバリアフリーにはなっておらず、人材の確保、派遣対策が必要である。	【バリアフリー】	適合するテキストなし。
3 要配慮者対応体制の確立	医療・保健・福祉分野による支援	災害時、福祉避難所の速やかな開設及び運営を行うことができるよう、あらかじめ福祉避難所担当職員を指名したり、担当課・係を定める等の体制整備を図ることとなっている。	【福祉避難所】	適合するテキストなし。
	保健医療調整本部	平成28年熊本地震における対応に関して、医療チーム、保健師チーム等の間における情報共有に関する課題が指摘され、今後、被災地に派遣される医療チームや保健師チーム等を全体としてマネジメントする機能を構築するために、被災都道府県は、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療活動（以下「保健医療活動」という。）の総合調整を行うための本部（以下「保健医療調整本部」という。）を設置することとなった。	【保健医療調整本部】	
	防災分野との連携	災害時の要配慮者支援においては、平時からの保健・医療・福祉関係部局・機関及び防災関係部局・機関の連携が重要である。		
	ボランティアとの連携	福祉専門職ボランティアと連携し、活動支援することが行政には求められている。	【福祉専門職ボランティア】	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元7 医療による被災者支援

被災者支援

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	医療による被災者支援の必要性	医療対策の仕組み	・災害医療は、「災害拠点病院等」「応援派遣」「健康管理」の3つの機能と、それを満たす関係機関、さらにそれらの関係機関相互の連携により、災害時においても必要な医療が確保される体制を構築する。 ・「応援派遣」は「DMAT等医療従事者を派遣する機能」のことであり、「健康管理」は、「救護所、避難所等において健康管理を実施する機能」のことである。	【災害医療】 【災害拠点病院】 【DMAT】	本カリキュラムの知識とテキストがほぼ合っていないため、知識を大幅に見直す必要はないか。
			・阪神淡路大震災における課題は、現場の情報途絶、被災地域内で標準レベルの医療の実施、発災直後に被災地へ医療者が赴いての医療活動、航空機による患者搬送の早期実施である。 ・阪神淡路大震災を契機に、情報共有のためのシステム整備(EMIS)による情報管理、災害拠点病院の指定、DMATの活動、ヘリ搬送・広域医療搬送という災害医療対策が構築されている。	【EMIS】 【災害拠点病院】 【DMAT】 【ドクターヘリ】 【広域医療搬送】	
		災害拠点病院機能について	・「災害拠点病院」とは、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地の重症傷病者の受入れ機能を有する。 ・自衛隊機での搬送などを行う広域医療搬送への対応機能、DMATの派遣や受入機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する。 ・救命救急センターや入院救急医療を担う医療機関などが災害拠点病院として指定される。平成8年より整備を開始してから平成30年4月1日現在までに731病院が指定されている。	【災害拠点病院】 【重篤救急患者】 【重症傷病者】 【広域医療搬送】 【DMAT】 【救命救急センター】	テキスト上、説明ない。時点修正が必要な部分削除。
			災害拠点病院のうち、「地域災害拠点病院」については原則として二次医療圏ごとに1か所、「基幹災害拠点病院」については原則として都道府県ごとに1か所整備することが必要である。	【地域災害拠点病院】 【二次医療圏】 【基幹災害拠点病院】	
		応援派遣(DMAT等医療従事者を派遣する)機能について	DMATとは、大地震及び航空機・列車事故といった災害時の急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームであり、主な活動は、広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等である。	【DMAT】	
			・DMATの派遣は、被災地域の都道府県の派遣要請に基づくものである。 ・ただし、厚生労働省は、当分の間、被災地域の都道府県の派遣要請が無い場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、都道府県等に対してDMATの派遣を要請することができる。 ・DMAT活動の終了は、被災地域の都道府県が決定する。 ・大規模災害時等におけるDMAT活動の終了の目安は、JMATや日本赤十字社等の医療関係団体から派遣される医療チームや地域の医療資源が確保され、組織的な支援が行われていることである。 ・指定行政機関や都道府県等がその防災業務計画や地域防災計画等においてDMAT等の派遣要請、運用について記載する際の指針として、日本DMAT活動要領がある。	【DMAT】 【JMAT】 【赤十字社】 【日本DMAT活動要領】	テキスト上には、DMATの派遣要請など手続きについて記載がない。

単元7 医療による被災者支援

被災者支援

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
		健康管理(救護所、避難所等において健康管理を実施する)機能について	災害発生後の被災者の健康管理のため、救護所・避難所等に医療従事者を派遣し、感染症のまん延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスケアを実施して被災者の健康管理を行う。		
		医療支援の必要性	災害時においては、迅速な救命医療の提供、その後避難所等における診療活動、被災しても医療提供を引き続き維持し被災地での医療の提供、NBCテロ等特殊な災害における医療の提供という医療支援が必要である。	【NBCテロ】	
		DMATから日常の支援への過渡期の支援	・発災から約72時間以上が経過すると、急性期の患者数も落ち着いてくるため、この頃になるとDMATは被災地からの撤退時期の検討を始める。 ・しかし災害の種類や規模によっては、被災地の医療体制が回復しない場合もある。 ・このような場合には、医療救護班(JMAT)などの医療チームが、撤退するDMATと交替するようにして被災地に派遣され、地域の医療体制が回復するまでの間、医療支援を続ける。	【DMAT】 【JMAT】	
2	医療チームの活動	医療チームの体制	・DMAT以外に、災害発生後、救護所、避難所に医師・看護師等により編成された医療救護班等の医療チームを派遣することとなっている。 ・医療チームには、日本医師会災害医療チーム(JMAT:Japan Medical Association Team)をはじめ、大学病院、日本赤十字社、国立病院機構、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体から派遣される医療チームがある。	【医療救護班等の医療チーム】 【JMAT】 【日本赤十字社】	
		平時医療への転換期	災害医療は、停電・断水といった状況の中で、限られた医療資源を用いて何とか1人でも多くの人命を救うことを求められる医療であり、患者にとって必要とされる全ての医療を提供できるよう、できるだけ早く平時医療へ転換できるような対策が求められる。	【災害医療】	
3	救護所の活動	救護所における活動	・救護所は急性期には主として被災者の傷害の程度に基づく治療の選択(トリアージ)や搬送前の応急処置、軽傷者の治療を行うものである。 ・避難生活が長期化してくると、慢性疾患治療や被災者の健康管理を中心とした医療救護活動を行うとともに、復旧する医療機関への引継ぎを行うこととなっている。	【救護所】 【トリアージ】	
		避難所における活動(巡回)	医療救護班は救護所に常駐するとともに、避難所を巡回しての医療を行うものである。		
4	医療支援のサイクル	急性期からの移行の課題	・急性期はDMATが活動し、亜急性期・慢性期になると日赤医療救護班や医療救護班(JMAT)が活動を行い、その調整は統括DMATから災害医療コーディネーターに移ってゆくものである。 ・フェーズが進むと診療専門領域が必要となり、DVT対策チーム、熱中症対策、心のケアチーム、DPAT、DHEAT等の専門チームの活動が必要である。	【DMAT】 【JMAT】 【災害医療コーディネーター】 【DVT対策チーム】 【DPAT】 【DHEAT】 【心のケア】	
		心のケア対策	心のケアのための要員は、災害によるストレスを受けた被災者に対して、傾聴などを通じてストレスの軽減を図るとともに、継続したケアが必要と判断される場合には、地域の保健師などと連携して専門医等につないでいくことも必要である。	【心のケア】 【傾聴】	

(2) 内容（单元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

单元8 多様な主体による被災者支援／被災者支援の個別課題

被災者支援

学習目標		学習項目		知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	多様な主体による支援	自衛隊による被災者支援の概要		自衛隊は人命救助、捜索活動と並行して、給水支援、入浴支援、炊出し等の生活支援を行っている。		適合するテキストなし。
		警察による被災者支援の概要		警察は、災害警備活動として救助活動、被災者の避難誘導、交通規制・交通整理の他、各種相談活動や、犯罪予防・取り締まり活動として避難所パトロールや避難所での防犯指導等を行っている。		適合するテキストなし。
		消防署・消防団による被災者支援の概要		消防機関は火災への消火活動、人命救助及び救急搬送の他、転院が必要になった入院患者の搬送や避難所内で発生した傷病者等の救急搬送等を実施するものである。		適合するテキストなし。
		民生・児童委員による被災者支援の概要		民生・児童委員は要援護者支援活動として、発災時には要援護者の安否確認等、避難所設置期には避難生活が続ける要援護者支援等、仮設住宅移行期には仮設住宅で生活を行う要援護者の安否確認や孤立防止、発災前コミュニティ維持のための活動に取り組むものである。	【民生・児童委員】 【要援護者】	適合するテキストなし。
2	避難場所での孤立	孤立解消		・新潟県中越地震では、交通の途絶により61地区で孤立集落が発生した。 ・東日本大震災では、津波から避難した後、津波の再襲来の警戒や、大量のがれき、また地盤沈下等に伴って水が引かないことなどから、避難した場所で孤立が発生した。 ・また、ビルの上や高台で数日間救助を待つような事態が発生した。 ・情報通信手段の確保、ヘリコプターの利用などにより孤立を解消する対応が必要である。	【孤立集落】	適合するテキストなし。

学習目標		学習項目		知識	基本用語	R2.4 要検討事項
5 3	広域避難者	行政界を越えた避難者への対応		- 被災地の避難所不足、ライフライン不全、医療福祉、警戒区域による立ち入り制限等を背景に、広域避難が行われることとなる。 - 広域避難者の個人情報収集と、広域避難者への情報提供、被災自治体との情報共有が課題である。	【広域避難】	
				望まれる広域避難者支援の仕組みとして、①全国どこにいても所在が確認できる、②避難者と出身自治体を情報で結びつけることが可能、③生活再建支援等の行政手続きがどこにいても可能となる、④支援の履歴や進行状況の把握が可能、⑤全体像を把握でき必要な施策の検討が可能であることが挙げられる。	【広域避難者】	
		情報の提供		- 広域避難者の孤立解消のためには、見守り支援体制を確立させるだけではなく、避難者と出身自治体とを情報で結びつけることに留意する。 - 広域避難者は、避難先での生活情報だけではなく、避難元の復旧状況や帰還スケジュールなど、出身自治体の情報も必要としている。 - また、出身自治体側も、避難者が避難先でどのような状況にあるのか、どんな支援が必要か、などの情報を必要としている。	【広域避難者】 【見守り支援】	上から移動
6 4	災害関連死	災害関連死の定義		- 災害関連死は、災害による直接の被害ではないが、災害との因果関係が認められる被害による死であり、災害弔慰金の支給対象となるものをいう。 - 市区町村は、遺族からの申し立てにより災害弔慰金に該当するかどうかを審査するが、災害との因果関係が高い場合は「災害により死亡した者」として認定し、災害弔慰金を支給する。	【災害関連死】 【災害弔慰金】	適合するテキストなし。

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元9 生活再建支援業務

被災者支援

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 生活再建支援業務の全体像	生活再建支援業務の意味と位置づけ	阪神淡路大震災の復興において、社会基盤の復旧のための経済の活性化・中小企業対策・住宅再建・都市計画のためには、被災者の生活再建が必要になることが課題として取り上げられた。「攻めの行政」による「取り残しのない」被災者生活再建支援が必要である。	【生活再建支援業務】	
	生活再建支援業務の体制の整備	・被災者生活再建支援業務の基礎となる罹災証明は、迅速な発行が求められる。 ・このため、被災直後から住家被害認定調査や罹災証明発行のための計画策定や体制構築に着手する必要がある。	【罹災証明】 【住家被害認定調査】	デキストは建物被害認定調査となっているため、デキストを要修正。 田村先生② (P8)
	生活再建支援業務の種類	生活再建支援業務は、住家被害認定調査・第1次調査(外観目視)、住家被害認定調査・第2次調査(外観目視・内部立入)、住家被害認定調査結果のデータベース構築、罹災証明書発行、被災者(支援対象者)個人・世帯・地域の特定、支援金の提供、住宅サービスの提供、である。	【住家被害認定調査】 【罹災証明書】	
2 住家被害認定調査	住家被害認定調査の判定方法の概略	調査の実施プロセスは、1. 立ち上げ(採用手法の意思決定、計画方針の決定)、2. 計画(調査員の見積もり、人的・物的資源の確保、調査実施環境の整備、地区割りの実施、調査班体制の整備、調査員の福利厚生管理)、3. 実施(不在連絡への対応、調査に係る研修実施、調査の実施)、4. 評価・見直し(入力情報の精査、調査の進捗管理、報告とりまとめ、調査の振り返り)、5. 撤収(調査の終了)である。	【住家被害認定調査】	
	住家被害認定調査調査員の確保	・住家被害認定調査の調査員には、特別の資格は必要ない。 ・この調査を円滑に実施するためには、平時から研修等により必要な知識と技術を身につけておくことが重要である。	【住家被害認定調査】	
	応急危険度判定との違い	応急危険度判定は二次被害の防止のために行うものであり、住家被害認定調査は生活再建支援のための建物被害の確定のために行うものである。	【応急危険度判定】	
	調査結果のデータ入力・管理	短時間に大量の情報処理が発生し、そのほとんどが現場で作成される調査票(紙資料)であり、調査結果のデータベースを構築することが必要である。		

単元9 生活再建支援業務

被災者支援

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
3 罹災証明書の発行	罹災証明書の意味と位置付け	罹災証明書とは、地震や風水害等の災害により被災した住家等の被害の程度を市町村が証明するものであり、各種被災者支援策の判断材料として活用されている。	【罹災証明書】	
	罹災証明書の項目	被害認定基準における被害区分は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、 「半壊に至らない」 「準半壊」、「準半壊に至らない(一部損壊)」の5区分である。 が、半壊に至らない区分においては、義援金の配分や地方公共団体の独自制度を踏まえ、「一部破損(一部損壊)」や「床上浸水」等の区分を設定することも可能。	【全壊】 【大規模半壊】 【半壊】 【準半壊】 【準半壊に至らない(一部損壊)】 【義援金】 【一部破損(一部損壊)】 【床上浸水】	追記 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和2年3月)(P1)
	罹災証明書の発行の課題	罹災証明書発行マネジメント業務は、1. 発行計画、2. 発行会場の選定、3. 発行会場レイアウト、4. 研修会・ミーティングの実施、5. 発行支援、の総合的な実施である。		
4 被災者台帳の構築	被災者台帳の意味と位置付け	「被災者台帳」は災害対策基本法に位置付けられ、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものとして、生活再建支援業務への活用が可能である。	【被災者台帳】	
	被災者台帳の情報	・罹災証明の発行により、被災者台帳の基礎となる情報を確定することができる。 ・被災者台帳の基礎となる情報は、誰が被災者で、被災時にどこに住んでいて、その住まいがどのような被害なのかという三つの情報である。これらは、罹災証明の発行により確定される。	【罹災証明】 【被災者台帳】	適合するテキストなし。
	被災者情報の内部共有	・被災者の生活再建支援を効果的に実施するためには、被災者台帳の情報を内部で共有するとともに、必要に応じて外部へも提供する必要がある。 ・災害対策基本法第90条の4では、台帳情報の利用及び提供について定められている。	【被災者台帳】	適合するテキストなし。
	台帳による被災者支援進捗管理	被災者台帳によって個々の被災者について、支援の進捗管理を行う。	【被災者台帳】	適合するテキストなし。

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元10 被災者支援のタイムライン策定 (演習) / 全体討論

被災者支援

学習目標		学習項目	知識		R2.4 要検討事項
				基本用語	
1	被災者支援のタイムライン策定	導入:作業手順の確認			「知識」の欄に、演習の目標等を追記すべき →テキストがなく、演習の目標が不明。
		タイムライン策定作業			
		策定したタイムラインの共有			
		講評(専門家からの他己評価を得て再認識する)			
2	「被災者支援」理解の確認	確認への導入			
		コースでの学びの言語化			
		全体共有(全体でふりかえり、体験を共有する)			
		講評(専門家からの他己評価を得て再認識する)			

第6章 復旧・復興

第1節 目的

被災者と被災地の復旧復興を実施するために必要となる知識を学ぶ。多様な被災者のニーズに複線的に対応し、総合的な地域の復興を、多様な連携で進めようとする態度を養う。

第2節 主な対象者

インフラ整備や都市計画部門で復興を担当する土木・建築部門の職員や、生活・社会・産業など総合的な復興計画策定等を担当する政策企画部門の職員など、被災自治体が取組む復旧・復興政策を学びたい方を主な対象とする。

第3節 学習内容

(1) 単元構成と概要（各単元で身につける態度と技能）

単 元		手法	概 要
1	復旧・復興総論	座学	災害からの復旧・復興の概念、行政・被災者等の取り組みから、生活、産業、社会、市街地の復興プロセスとその全体像を理解する。 【態度】 ・ 一人ひとりの被災者の多様な復興ニーズに複線的に対応し、寄り添って、被災者の自立復興を支援する。 ・ 新たな地域づくりとなる総合的な地域復興を計画策定し、多様な分野連携で実施する。 ・ 過去の復旧・復興事例に学び、地域特性と時代を踏まえた工夫をする。 【技能】 ・ 被災後に考え始めるのではなく、被害想定を基に、その被害からの復興像を「復興ビジョン」、復興施策を立案する手順を「復興マニ

単 元		手法	概 要
			ュアル」等に取りまとめ、復興訓練をしておく等、事前復興に取り組むことができる。
2	公共基盤の復旧 (基盤復興Ⅰ)	座学	被災した公共基盤の復旧・再建の理念とその支援制度、対応業務の進め方について、事例を踏まえて学ぶ。 【態度】 ・ 地域のインフラである公共基盤が被災したときに自治体として復旧・復興を進めるための考え方を理解する。 ・ 民間事業者が主体となるライフライン、交通輸送等の公益基盤は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を調整し、被災者に明示して、復旧を進めようとする。 【技能】 ・ 公共基盤の復旧・復興制度の体系を習得し、災害復旧業務の推進ができる。
3 4	応急仮設住宅 (生活復興Ⅰ) (2 単位)	座学	応急仮設住宅供給の意義と課題、賃貸型応急住宅（いわゆるみなし仮設）及び建設型応急住宅の供与について、県と市町村の役割分担、建設用地の選定や確保、入居と管理運営、撤去等について事例に基づき学ぶ。 【態度】 ・ 応急仮設住宅の供給、運営、撤去に当たって、被災者の復興への意欲を高めるようなきめ細やかな支援と情報の提供に努める。 ・ 建設型応急住宅団地におけるコミュニティの継続、維持、再生に配慮する。 ・ 賃貸型応急住宅における被災者への情報提供と復興支援に努める。 【技能】

単 元		手法	概 要
			・ 建設型応急住宅団地の空間配置や集会施設の検討ができる。 ・ 仮設住宅の建設用地の確保、民間賃貸住宅事業者と平時からの連携などができる。
5	住まいの再建 (生活復興Ⅱ)	座学	被災者復興の基盤となる住宅再建過程について、多様な仮住まいの確保、住宅の修理・個別再建・共同再建の支援、被災マンション再建の課題と支援、災害公営住宅の供給など、住宅復興とその課題を体系的に学ぶ。 【態度】 ・ 被災者の住まいの再建過程は多様であり、多様な意向を支援することを工夫しようとする。 ・ 区分所有建物被災後の取り組みは、合意の形成に基づく取り組みとなり、それ自体が復興まちづくりとしての取り組みとなることが理解できる。 【技能】 ・ 地域性や被災者の状況に配慮した各種支援制度等の案内や災害公営住宅の提案をすることができる。
6	コミュニティ再生 (社会復興)	座学	被災地における地域社会の復興の重要性、被災地における地域コミュニティの役割と意義、地域社会の再生・復旧・活性化の取り組み方、復興基金の意義と活用等について、事例に基づき学ぶ。 【態度】 ・ 災害復興における地域コミュニティの重要性を理解し、地域社会としての被災者の復興への取り組みを支援する。 【技能】

単 元		手法	概 要
			・ 平時の行政において、地域社会との連携ができる。 ・ 被災後において、地域コミュニティ再生のため復興基金等を活用して、住民主体の地域づくりを支援することができる。
7	市街地の復興まちづくり (基盤復興Ⅱ)	座学	土地区画整理事業など基盤整備を改良的にを行い、被災市街地を安全で快適な市街地に復興する被災地復興のまちづくりの意義と基礎知識、計画策定、事業推進の課題と進め方を事例に基づき学ぶ。 【態度】 ・ まちづくりの主体は市民であることを理解し、官民連携によるまちづくりを進めようとする。 ・ 都市計画決定に当たっては、事前に十分に説明し、意見聴取し、住民参画での進め方で合意形成を行おうとする。 【技能】 ・ 被災地復興まちづくりの対象地区を抽出し、整備手法を提案できる。 ・ 復興計画を立案・策定し、復興に向けた街づくりを推進できる。
8	地域産業の復興と雇用確保 (産業復興)	座学	地域経済の活力を維持し、被災者の雇用を確保する視点から、被災地における産業復興の取り組みの基本課題とその支援方策について、事例に基づいて基礎的な知識と考え方を学ぶ。 【態度】 ・ 地域経済を支える中小企業の状況を理解し、過重な復興の経費負担にならないように支援を進めようとする。

単 元		手法	概 要
			・ 復興まちづくりに連携して産業復興を工夫しようとする。 【技能】 ・ 産業復興の制度や事業種別毎の支援策について提案ができる ・ 産業復興のステージに応じた支援策を提案することができる。
9	復旧・復興演習 (復旧・復興対策の事前準備)	演習	自らの自治体の地域防災計画の復旧・復興編における被災後の復旧・復興に取り組むための不足事項や課題を検証し、大規模災害復興法に則した市町村、都道府県における復興対策の体系や体制について、演習形式で学ぶ。 【態度】 ・ 地方公共団体の地域防災計画の復旧・復興対策編における不足部分などの課題を把握し、事前復興対策として検討をする。 【技能】 ・ 被害想定を前提として、被災後の復興方針、計画策定、施策立案などを事前復興対策として取り組むことができる。
10	全体討論	演習	復旧・復興の基礎知識の学びを活用するために、事前に復旧・復興対策を準備しておく事前復興の取組みについて、自治体における可能性と課題を討議し、研修で得たもの振り返る。 【態度】 ・ 事前復興対策として、地域防災計画の復旧・復興対策編の内容の検討に取り組む。 【技能】 ・ 事前復興対策として、被災後の復旧・復興のための準備に取り組むことができる。

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元1 復旧・復興総論

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 復旧・復興の理念と構成	災害復興の構成	・災害復興には、罹災証明・被災証明に基づき支援される「被災者復興」と、被害が集中して再度被災防止が必要な地域を選定して実施される「被災地復興」がある。	【災害復興】 【罹災証明・被災証明】 【被災者復興】 【被災地復興】	
		・被災者復興は全ての被災者に迅速、公平、公正に支援し世帯単位の復興で、「日常生活の回復」「仕事・収入の確保」「住まいの再建」が重要な構成要素である。 ・被災者復興は、どんなに小規模な災害でも被災者が発生し、罹災証明が発行されれば、被災者台帳を整備して復興を支援しなければならない。	【罹災証明】 【被災者台帳】	
		・被災地復興は、脆弱性が高く被災が集中した地域を設定し、市街地基盤を整備し安全で快適な地域構造の改良整備を行うものである。 ・地域の関係権利者等の合意の形成が不可欠であり、かつ被災者復興を妨げないように迅速かつ円滑に推進することが求められる。		
	復旧の目的と理念	・災害復旧の目的は、「原形復旧」が基本であるが、従前からの課題を解決する必要がある場合は「改良復旧」を行うことができる。 ・原形復旧とは、形態を原状に戻すことではなく、機能を原状に戻すことである。そのために、原状でなく道路のトンネル化や橋梁整備などを行う事例がある。	【復旧】 【原形復旧】 【改良復旧】	
		新潟県中越地震は人口減少と高齢化が進んでいた農山村地域の被災で、災害は地域のトレンドを加速させるために原状に復旧するにも創造的な取組が不可欠であるとして「創造的復旧」という理念を掲げて取り組んだ。	【創造的復旧】	
	復興の目的と理念	・東日本大震災を経て、仙台防災枠組において復興の理念を“ビルド バック ベター”とした。 ・復興とは、以前よりも安全で快適で便利に、地域を改良復旧することである。 ・木造密集市街地の災害復興で基盤整備による地域復興を行うのは、市街地に内在していた脆弱性や課題を解決し、安全で快適で利便な市街地に改良復旧する取組である。	【復興】 【仙台防災枠組】 【ビルドバックベター】 【木造密集市街地】	
		・阪神淡路大震災は都市地域の被災で、復興理念として「創造的復興」を掲げた。 ・東日本大震災でも多くの自治体は、創造的復興を理念として復興計画を策定した。	【創造的復興】	

単元1 復旧・復興総論

復旧・復興

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
		被災者の復興感と災害復興の構造	・災害復興の意義は、被災者が災害復興を果たして安全で安心できる生活と基盤を取り戻すことである。 ・東日本大震災の津波被災者の復興過程における被災者にとっての評価である「復興感」調査から、被災者にとって重要な復興の課題は、「日常生活の回復」、「仕事・収入の確保」、「住まいの再建」そして「居住地の復興」である。 この4つの項目は、被災者復興として住まい再建を含む「生活復興」、仕事や収入の確保のための「産業・経済復興」、地域での平時の互助体制の構築を含む「社会復興」、そして被災地を整備する「基盤復興」の4つの課題として、バランスよく円滑かつ適時に進めることが必要である。		
2	災害復興の事例に学ぶ復旧・復興のプロセスと法制度	関東地震と阪神淡路大震災に学ぶ都市復興のプロセス	・関東地震からの帝都復興では、発災2日目に復興方針が書かれ、人口急増時代の都市復興として近代都市計画によって3600haに及ぶ土地区画整理事業や街路整備事業を中核とする都市基盤を整備する創造的復興であったが、事業は7年間で完了した。 ・その被災地復興は今日も東京の都市活動を支えているが、当時も被災地復興に偏り、被災者復興の取組みが少ないとの批判があった。		簡略化できないか。
			・阪神淡路大震災の被災地復興は、酒田大火からの市街地復興をモデルとしており、現代都市における被災地復興である。 ・神戸市の被災地復興プロセスは、震災の2日目に市長から被災地復興の発意がなされ、被害概況調査を踏まえて2週間で市街地復興区域を設定し、建築基準法84条建築制限区域を告示した。 ・2ヶ月目に市街地復興の都市計画事業区域として区域を都市計画決定し、それを中核に被災地全域に係る総合的な復興基本計画を6か月後に決定し、その後に事業計画を策定して、2年目から本格的な復興事業に取り組んだ。	【建築制限区域】 【復興基本計画】	同上
			・自治体の復興発意から区域の決定は、多くの被災者にとって避難所で避難生活の時期であり、地域住民の参加を得ることができなかったため、2ヶ月目の都市計画決定後に、神戸市では既設の「まちづくり条例」を援用して復興まちづくり協議会を設立して活動を支援し、住民参加を進め、被災者等の合意形成を図り、7ヶ月目から順次、復興まちづくりの事業計画を都市計画決定していった。 ・都市の被災地復興には、区域の決定と事業内容の決定という「2段階都市計画決定」によって、住民参加を図ることが重要である。		同上

単元1 復旧・復興総論

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
	新潟県中越地震と東日本大震災に学ぶ農山漁村の地域復興プロセス	・新潟県中越地震では、山塊崩落のために長岡市に全村避難した旧山古志村は、集落コミュニティを避難生活、仮設住宅居住の基本単位として、村民参加での復興計画策定に取り組み、5か月で復興方針と理念を掲げて市町村合併した。 ・合併に伴い復興計画を改定しつつ、2年半で被災地復興を完了し、山古志地区に帰還して、地域社会の活性化に取り組んだ。 ・それ以外の被災地は、地域にとどまりながら、被災者復興と被災した地域社会の復興を連携させて取り組み、創造的復旧を目指した。 ・地域のコミュニティ拠点施設として神社を復旧したり、水田等の修復を自ら行うことで農業の早期復旧を実現しつつ復興事業に参画する等、「復興基金」による創造的復興事業が工夫された。	【復興基金】	同上
		・東日本大震災では、膨大な行方不明者の捜索と避難生活の維持等に追われ、復興発意は遅れた。 ・被災地復興の地域指定を先行せずに、津波被災地の復興方針(復興ビジョン)を含む総合的な復興構想・計画の策定に発災の2か月以降に取り組んだ。 ・11か月後に復興庁創設など政府の復興体制が整い、復興事業計画の検討を進め、復興事業に本格的に取り組んだのは、2年目以降となった。 ・集落等の高台移転と津波浸水市街地の嵩上げ、防潮堤の構築など膨大な復興事業業務に対して、全国からの自治体職員による業務支援が長期に実施された。 ・被災地復興の長期化は、被災地域からの人口転出による人口減少を加速させた。	【津波被災地の復興方針(復興ビジョン)】 【復興庁】 【高台移転】	同上
	復旧・復興の法制度体系	・復旧の法制度とは、原形復旧するために財政支援を行うものである。 ・被災者の生活復旧に必要な避難所、仮設住宅等を支援する災害救助法、仮設住宅の居住期限の延長を認める特定非常災害の被災者権利保全法、公共施設の復旧支援のための激甚災害特別財政援助法、公共基盤施設の復旧支援など、復旧の法制度を理解する。	【原形復旧】 【災害救助法】 【特定非常災害の被災者権利保全法】 【激甚災害特別財政援助法】	
		・復興の法制度とは、改良復旧するために地域を設定して権利の制限や財政支援事業を補助するための制度である。 ・阪神淡路大震災直後に制定された被災地復興のため2年間にわたって建築制限を行う等「復興推進地域」を定めた被災市街地復興特別措置法、東日本大震災以降に制定された大規模災害復興法、仮設住宅用地など復興過程で必要な用地として民間被災地を5年間借り上げる被災地短期借地権を創設した大規模地震借地借家特別措置法など、復興の主要な法制度を理解する。	【改良復旧】 【復興推進地域】 【被災市街地復興特別措置法】 【大規模災害復興法】 【被災地短期借地権】 【大規模地震借地借家特別措置法】	

単元1 復旧・復興総論

復旧・復興

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
3	事前復興の意義と可能性	事前復興の発想と意義	膨大な事業費と長期にわたる取組となる災害復興を、迅速かつ円滑に進めるために、復興対策の事前の準備など、事前復興の取組が重要になっている。	【事前復興】	
			・阪神淡路大震災時に新たな区部直下地震の被害想定に取り組んでいた東京都は、阪神淡路大震災に学び復興対策の事前準備に取り組んだ。 ・防災基本計画にも、復興対策を事前に準備する重要性が記載された。	【防災基本計画】	
			・被害想定を前提に、その被害からの復興を想定して、復興対策として復興対策本部の体制や復興計画策定の役割などを事前に検討し地域防災計画に位置付けておくことは、迅速に復興に取り組むことを可能とする。 ・大規模な災害が予測されている地域においては、予防対策の推進と合わせ、想定される被害に対応して、事前に復興対策の基本方針や体制・手順・手法等をまとめた計画を作成しておく「事前復興計画」が重要である。 ・受援計画で復旧・復興の人員確保に取り組んでおくことも重要である。	【復興対策本部】 【事前復興計画】 【受援計画】	単元6より移動
	事前復興対策の構成	・事前復興対策は、「復興ビジョン」「復興計画策定マニュアル」「復興プロセス・マニュアル」で構成される。 ・「復興ビジョン」とは、復興で目指す地域の目標や復興方針である。 ・「復興計画策定マニュアル」とは、「復興ビジョン」を施策化するための理念や手順をまとめたものである。 ・「復興プロセス・マニュアル」とは、住民参加、協議会の運営、行政・住民・事業者による事業推進の取組み方などをまとめたものである。 ・被災地の復興については、「復興まちづくりの事前準備ガイドライン(国交省)」も公開されている。	【復興ビジョン】 【復興計画策定マニュアル】 【復興プロセス・マニュアル】 【「復興まちづくりの事前準備ガイドライン(国交省)」	下記で詳述される部分を削除。	
		・ 事前復興対策は、被害想定に基づき検討し公表しておく「復興ビジョン」(復興グランドデザインで地域目標像・復興方針)がある。それは被災地復興の目標像であり、それを地域と行政で共有することが合意の形成となる。 ・自治体は、復興まちづくりビジョンを検討し、都市計画マスタープランに位置付けておく。	【都市計画マスタープラン】		
		・復興ビジョンを復興計画や復興事業として施策化するための理念や基準、手順を検討して「復興計画策定マニュアル」にまとめておく。 ・被災地の復興のみならず、被災者の生活復興、住まいの復興、産業復興もマニュアル化しておくことは有効である。			
	・復興の合意形成のための被災地における住民参加の方法、復興まちづくり協議会などの設置と活動の支援、行政・住民・事業者による事業推進の取組み方を取りまとめ公表しておく「復興プロセス・マニュアル」がある。 ・これは事前に公表しておくことが重要で、平時のまちづくりや地域活動を通して、改定されるべきである。	【復興まちづくり協議会】			

単元1 復旧・復興総論

復旧・復興

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
		事前復興の実践	・事前復興対策は事前にマニュアルなどを準備しておくだけではなく、復興訓練や復興に関する条例の制定などを事前に実施しておくことが重要である。 ・行政職員がマニュアルに習熟しておくための「復興訓練」、復興の発想力を高めるための「復興イメージトレーニング」、被災地復興が必要となる可能性の高い脆弱な市街地で、住民とともに復興を想定し検討しておく「復興まちづくり訓練」など、事前に取り組み、共有化しておくことが重要である。	【復興イメージトレーニング】 【復興まちづくり訓練】	初見者にわかりにくい表現のため、修正
			・復興推進条例の事前制定や、都市計画マスタープランに復興ビジョンを位置付けておく。 ・さらに高台移転を事前に実施するなど、被災前に準備する事前復興対策を、被災後に実施する事前復興計画として位置付けられるよう工夫することを目指すべきである。	【復興推進条例】 【復興推進条例の事前制定】 【高台移転】 【事前復興計画】	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元2 公共基盤の復旧 (基盤復興Ⅰ)

復旧・復興

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	公共基盤の被災の復旧の概要と事例	公共基盤の管理主体と災害	・社会インフラには、公益インフラと公共インフラがある。 ・上水道、下水道を除く電気、ガス、通信などのライフライン施設は民間事業者による公益基盤であるが、上水道、下水道は公共基盤である。 ・このように国民の生活を支える社会インフラには、上下水道や道路、港湾、空港などの公有の公共基盤と、電気、ガス、通信、鉄道など私有の公益基盤施設があり、災害復旧事業の責任も主体も異なる。	【公益インフラ】 【公共インフラ】 【公益基盤】 【公共基盤】	
			・公益基盤の災害復旧はその基盤の所有者が主体であり、その公益性の復旧に対する支援がなされる。 ・公共基盤の災害復旧は地方公共団体及び政府が主体となり、国庫からの補助や支援等によって進められる。		
		災害復旧制度の歴史的背景	・災害復旧制度は、古くは明治14年より予算補助の形での国庫補助であったが、昭和26年に現在の「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が制定された。 ・農地・農業用施設に対する災害復旧制度は、昭和25年に「農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」が制定された。	【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法】 【農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律】	
			災害対策基本法創設のきっかけとなった伊勢湾台風は、激甚災害財政支援制度の創設のきっかけともなり、それまで個別的に措置されていた災害復旧の特例法が体系的に整備された。	【災害対策基本法】 【伊勢湾台風】 【激甚災害財政支援制度】	
	公共基盤の復旧の意義と理念	・ライフライン、交通機能等の復旧・復興は、産業経済活動や地域社会、被災者の生活の回復・復旧と深い関わりを持つ。 ・公共基盤施設の災害復旧にあたっては、「原形復旧」を基本にしつつ、再度災害の防止のため、災害復旧事業と併せて行うことを必要とする施設の新設や改良事業について十分に配慮する。 ・原形復旧とは、単に元どおりの形状に戻すことではなく従前の効用（機能）を復旧することである。 ・原形に復旧することが不適切な場合には、形状、材質、構造を改良する等従来とは異なる施設形状で復旧し、安全性を高め、再度被災防止を目指すことは改良復旧であり、復興（ビルドバックベター）である。	【原形復旧】 【再度災害の防止】 【改良復旧】 【ビルドバックベター】	下から移動	

単元2 公共基盤の復旧（基盤復興Ⅰ）

復旧・復興

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
		公共基盤の災害復旧事例	・東日本大震災では、多くの人命を奪った津波災害の再度被災防止のために、津波被災集落を高台に移転する防災集団移転事業や、被災市街地の嵩上げ整備、防潮堤の構築など「改良復旧」した事例がある。 ・産業・経済復興の社会基盤として、漁港の再建、工業団地の基盤整備、中心市街地の基盤整備、農地や農業施設整備などの改良復旧の事例も多い。	【防災集団移転事業】 【改良復旧】	
			・平成28年熊本地震では、農地・農業用施設、灌漑施設などの災害復旧事業の事例があるが、被災時期が農業にとって重要な4月であったため、農業の被災による影響は大きかった。 ・復旧事業として、大規模な地表面の亀裂やずれによる被害が発生した農地や農業用施設について、単に元に戻すだけでなく、大区画化と併せた農地集積を図る基盤整備事業を行った。		復旧の概要を農林水産省HPから加筆
2	公共基盤の復旧プロセスと対策計画	公共基盤の復旧プロセスと対策計画	・公共基盤の復旧プロセスにおいては、被災者の生活に係る機能の回復を急ぐとともに、代替措置を講じる。 ・国や地方公共団体は関係機関と協議するとともに、機能の回復や復旧にあたって代替措置や事業時期を調整し、地区別の復旧予定時期を明示し、公表、周知する。 ・とくにライフラインの復旧については、道路交通を阻害することが多くなるために、地方公共団体と関係機関は十分に協議し、う回路の設置などの措置を講じるとともに、工事の合理的な推進を図る。	【ライフライン】	
			公共基盤の復旧・復興にあたっては、可能な限り将来の管理運営に関する取組を含めた復旧・復興戦略を講じて進める必要がある。		
			国、関係機関と地方公共団体は、あらかじめ復旧等に必要な物資、資機材の調達計画を定めておくとともに、人材の広域応援等の支援・受援計画を検討しておくことが重要である。		
			国、関係機関と地方公共団体は、あらかじめ策定してある支援・受援計画及び資機材等の調達計画を活用しつつ、被災した公共基盤の迅速かつ円滑な復旧を行い、または支援を行う。		

単元2 公共基盤の復旧（基盤復興Ⅰ）

復旧・復興

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
3	公共基盤の復旧・復興事業制度とその概要	激甚災害制度の概要	・「激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律」は、災害復旧に係る地方財政の負担を特別に軽減することを目的に制定されたものである。 ・激甚災害の指定を受けることで、災害復旧国庫補助事業の国庫補助率の嵩上げ措置等が講じられる。	【激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律】	
			・激甚災害の指定は、被災地方公共団体の申請に基づき、中央防災会議が定めている「激甚災害指定基準」(本激の基準)および「局地激甚災害の基準」(局激の基準)によってなされる。 ・「本激」は、地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、「局激」は市町村単位で災害指定を行うものである。 ・本激のほうが適用すべき特例措置が多いのは確かであるが、「本激」も「局激」も同じ激甚災害制度に基づくので、同種の特例措置に内容の違いはない。	【激甚災害指定基準(本激の基準)】 【局地激甚災害の基準(局激の基準)】	
	大規模災害復興法の概要	大規模災害復興法は、大規模災害等に指定された災害に対して、復興に関する組織等の設置、復興計画等の策定、復興計画等における特別の措置、災害復旧・復興事業に係る工事の国等による代行等について定めたものである。	【大規模災害復興法】		
		大規模災害復興法は、災害対策基本法に規定する緊急災害対策本部が設置されるような著しく激甚な「大規模災害」を想定した法律だが、例外として「非常災害」において自治体の災害復旧事業を国が代行する「直轄代行」の仕組みがある。 り、平成28年熊本地震では、大規模崩壊における俵山トンネルの復旧等に適用された。	【緊急災害対策本部】 【非常災害】 【直轄代行】	時点修正が必要 なため、具体例を 削除。	
	公共土木施設や農地・農業用施設等の災害復旧事業の補助率		・被災した公共土木施設を迅速・確実に復旧するために、災害復旧事業(国庫補助)を行うが、国の「災害査定」を待たずに被災直後から復旧工事を行うことは可能である。 ・被災個所の迅速な復旧は施設管理者の責務である。 ・災害査定前に実施した復旧工事も、災害復旧事業の要件に合致するものであれば、国庫負担の対象である。	【災害復旧事業(国庫補助)】 【災害査定】	
			公共土木施設等においては、通常補助事業では地元負担40%、災害復旧事業では1.5%、激甚災害復旧事業では0.8%である。	【災害復旧事業】 【激甚災害復旧事業】	
			・農地・農業施設には私有財産も含まれるが、農水産業の維持を図り、経営の安定に寄与するために、農地・農業施設に対する災害復旧事業(補助)を行うことになっている。 ・農地の災害復旧事業における補助率は、農家の負担軽減の観点から定めるものとなっており、農家一戸あたりの復旧事業費に応じて適用する。		
			農地・農業施設等においては、通常補助事業では地元負担40%、災害復旧事業では2.6%、激甚災害復旧事業では0.7%である。		
	被災庁舎の建て替え		市町村役場機能緊急保全事業は、新耐震基準導入以前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎が被災して建て替える場合等を対象とした事業である。 平成28年熊本地震では、宇土市の市役所本庁舎の建て替え等の事例がある。	【市町村役場機能緊急保全事業】 【新耐震基準】	時点修正が必要 なため、具体例を 削除。

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元3・4 仮設住宅（生活復興Ⅰ）

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 仮設住宅の供与の目的と制度概要	仮設住宅の供与の目的	・災害救助法において仮設住宅は、災害のため住家が滅失した被災者を一時的に受け入れるためのものである。 ・これら住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、都道府県は、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることとなっている。		
	対象要件	・仮設住宅に入居する者は、災害地における住民登録の有無を問わない。 ・災害時、現実に法適用市町村に居住していることが明らかであればよい。		
		住家に直接の被害はないが、二次災害等により被害を受ける恐れがあるなどのケースでは、応急仮設住宅の供与の対象者となる場合がある。		
	応急仮設住宅の種類	災害救助法に基づく応急仮設住宅は、建設し供与するもの（建設型応急住宅）のほか、民間賃貸住宅等を借上げて供与するもの（賃貸型応急住宅（いわゆる、みなし仮設住宅））、その他適切な方法により供与するものとされている。（内閣府告示第228号）	【建設型応急住宅】 【賃貸型応急住宅】	
	仮設住宅の供与の期間	・災害救助法による応急仮設住宅を供与できる期間は最長2年である。 ・この期間を超える延長を行うためには、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害として指定され、同法第8条の規定により建築基準法上の応急仮設建築物として存続期間が延長されることが必要である。	【特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律】 【特定非常災害】 【建築基準法上の応急仮設建築物】	
	住宅の応急修理との併給不可	応急仮設住宅は激甚な被災により元の住宅に住めなくなった方に仮住まいを提供するものであり、元の住家で住むための支援である住宅の応急修理との併給はできない。	【住宅の応急修理】	

単元 3・4 仮設住宅（生活復興Ⅰ）

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
2 建設型応急仮設住宅の仕組みと業務の概要	都道府県による応急仮設住宅建設業務の概要、留意事項と問題点	・応急仮設住宅の業務は、災害救助法に基づき都道府県及び救助実施市が行う。 ・被災都道府県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請することが可能である。	【災害救助法】 【救助実施市】	
	建設用地の選定、確保、住戸配置の留意事項と問題点	・応急仮設住宅においては地域コミュニティに配慮した建設戸数や配置を考えることが重要である。 ・そのために、都道府県は応急仮設住宅の戸数や建設場所に関して、当該市町村による用地の選定等を要請することが可能である。		
		・応急仮設住宅の建設は、公有地を基本に考えるが、被災地の状況によりやむを得ない場合には、内閣府や関係部署と協議し、農地等を借り上げて建設を行うことも考えられる。 熊本地震では、農地でも建設を行った。 ・大規模災害借地借家特別借置法では、5年間被災地を借り上げる被災地短期借地権が創設された。 ・被災自治体内に用地が不足する場合に、国、県と市町村で協議して、隣接自治体等の用地を活用する事例もある。	【大規模災害借地借家特別借置法】 【被災地短期借地権】	時点修正が必要となるため、具体例を削除。
	応急仮設住宅建設のための事前対策と課題	・応急仮設住宅建設のための事前対策として、都道府県は、一般社団法人プレハブ建築協会等と仮設住宅の建設に関する協定を結ぶ。 ・同時に、地方公共団体（都道府県及び市町村）は、地域の建設業関連団体等と連携してプレハブ以外の応急仮設住宅の建設についても検討しておくことが望ましい。	【一般社団法人プレハブ建築協会】	
		被災都道府県は、応急仮設住宅の建設にあたり市町村と連携しかつ地元の地域建設等関連団体等と連携して地元の資材を活用した応急仮設住宅を供給することが有効である。		
		・地方公共団体（都道府県及び市町村）は、あらかじめ応急仮設住宅の用地を確保しておくことが重要である。 ・災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害の危険性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を把握する等、供給体制を整備しておくことが必要である。		
地方公共団体は、やむを得ず学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、使用期間が長期化することを含め、学校の教育活動に支障をきたさないように十分配慮する必要がある。				

単元 3・4 仮設住宅（生活復興Ⅰ）

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
3 賃貸型応急住宅(いわゆるみなし仮設住宅)の仕組みと業務の概要	災害救助法における仮設住宅の制度の概要と県・市町村の役割分担	賃貸型応急住宅は、都道府県等による現物給付により、被災者に提供するもので、都道府県又はその委任を受けた市町村が住宅の賃貸者との間で賃貸契約を締結する(家賃補助ではない)。 ・民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供することが可能である。 ・市町村は、都道府県から入居募集と運営を受託して実施することが可能である。		下の記述と重複しているので整理。
	災害発生後の賃貸型応急住宅関係事務の流れ	災害発生後の賃貸型応急住宅関係事務の主な流れは、次の通りである。 (1)災害規模の把握等 (2)災害協定に基づく不動産関係団体等への協力要請 (3)賃貸型応急住宅実施要領等の作成 (4)人員体制の確保 (5)市町村説明会の開催		
	賃貸型応急住宅(いわゆるみなし仮設住宅)供与業務の概要、事例、留意事項、問題	民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、公営住宅等の公的住宅の空き家のほか、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅(いわゆる、みなし仮設住宅)を積極的に活用することとなっている。	【みなし仮設住宅】	
		・建設型応急住宅に比べ、当該市町村は、入居者の入居状況の把握が困難である。 ・該当する物件が被害が軽微な地域や大都市部に多く存在するため、被災地からの人口流出を招くことも多く、また被災者が分散するため、情報提供や受け入れ先自治体との連携が重要である。		
	賃貸型応急住宅のための事前対策官民の空き室・空き家を活用したみなし仮設住宅の事務の流れ	・地方公共団体は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあつせんできるよう、あらかじめ民間関連事業団体等との協定や協働体制を整備することが望ましい。 ・また、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくべきである。		建設型との並び

単元 3・4 仮設住宅（生活復興Ⅰ）

復旧・復興

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
4	応急仮設住宅の管理運営の取り組みと課題	仮設住宅の管理運営の概要と課題	・市町村(都道府県)は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。 ・この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成と運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 ・障がい者も地域の中で生活している人がおり、近所の人と同じ仮設住宅団地に住みたいとの要望があり、対応が必要となる場合がある。 ・必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮する。		
		入居者への支援の意義と課題	応急仮設住宅の運営においては、入居者に対して、生きがいや憩いの場の提供、コミュニティへの配慮、入居者の見守りが必要である。 生活支援相談員や復興ボランティアによる、行政や関係機関と連携した入居者の見守りや生活再建に向けたニーズの把握が重要である。	【生活支援相談員】 【復興ボランティア】	
		住まいの再建支援と退去	・仮設住宅を退去するためには、住まいの再建が不可欠である。 ・そのため、住まいの再建方針を決められない人には、様々な再建方法や支援策を積極的に提示し、決断を促す必要がある。 ・再建を達成するためには、納得のいく方法を本人が決断する必要がある、そのために必要となる情報を適切に提供するとともに、必要に応じて、具体的な再建プランを提示して、決断を促していく必要がある。		

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元5 住まいの再建（生活復興Ⅱ）

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 被災者による住まいの再建の理念と支援の概要	災害による住まいの被害の特徴	・災害による住宅の被害は「地震動による被害」「火災による被害」「津波による被害」の大きく3種類に分かれる。 ・東日本大震災では津波による被害死者が多かったが、関東大震災では火事による被害死者が大多数で、阪神・淡路大震災では建物倒壊による被害の下敷きになった死者が大多数だった。		学習項目名を踏まえ、有明の丘研修テキストに沿って修正
	建物被害の評価	応急危険度判定と罹災証明は直接の関係はなく、応急危険度判定で「危険」と判定されても、罹災証明では「全壊」とならない場合もある。	【応急危険度判定】 【罹災証明】	
	被災者の住まいの多様な再建プロセスとその理念	住宅復興のあるべき「理念」は、1.被災者が元の生活を速やかに取り戻すこと、2.それが自力でできない人への支援、3.既存施策のメニューありきではなく、被災者のニーズに対応した支援である。		
		住宅復興は「避難→仮住まい→終の棲家」の3段階があるが、阪神・淡路大震災では避難所→仮設住宅→住宅再建・災害公営住宅という「単線型住宅復興」、東日本大震災では多様なパターンが展開された「混線型住宅復興」である。	【単線型住宅復興】 【混線型住宅復興】	
		・「終の棲家」の選択肢として、災害公営住宅と自力再建（持ち家再建・賃貸住宅入居）がある。 ・時間や資金によって被災者の意向は変化し、被災者自身が選択に迷うことがある。 ・単線型・混線型ではなく、わかりやすい複線型による仮設から恒久住宅確保に至る総合的なシステムが必要である。		下より移動。
		被害の性格の違い、時代背景の違い、被災地域の特性、都市的ポテンシャルを考え、持続可能な身の丈に合った復興プロジェクトが重要である。復興まちづくりが遅れると、住宅再建・生活再建も遅れることになる。		下線部の表現が不明確と思われ、表現を修正
	住まいの被災程度 住家被害認定調査と再建支援制度の体系及び事業制度の概要	・住まいの被害程度の認定は、住家被害認定調査と罹災証明により行われる。 ・被災住宅の再建は賃貸住宅居住者の住まいの再建の問題・自己所有住宅の再建の問題・区分所有建物の再建の問題がある。 ・再建支援制度としては、災害公営住宅・被災者生活再建支援制度・被災住宅ローン減免、住宅再建に係る補助金等がある。	【住家被害認定】 【罹災証明】 【区分所有建物】 【災害公営住宅】 【被災者生活再建支援制度】 【被災住宅ローン減免】	
		住宅再建に係る補助金を受けると、災害公営住宅に入れない。 住まいの復興は「自力再建」が中心だが、自力で住宅を再建することが困難な被災者に対しては「災害公営住宅」が提供される。	【災害公営住宅】	明確化
		持ち家が全壊し、持ち家を再建・取得する場合、最大で300万円の生活再建支援金を受け取ることができる。	【生活再建支援金】	

単元 5 住まいの再建（生活復興Ⅱ）

復旧・復興

学習目標		学習項目		知識	基本用語	R2.4 要検討事項
2	被災住宅・被災マンションの再建プロセスと意向調査のあり方	被災マンションの再建に係る意向調査と支援制度の概要と課題		- 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法により、区分所有建物の再建やその敷地の売却、取壊し等を容易にする特別の措置が講じられている。 - 被災マンションの建替えや補修を行うためには、一定割合以上の住民の合意が必要である。 - しかし、マンションの場所ごとに破損状況が異なること、住民の法制度に対する理解が不足していること等の様々な要因によって、合意形成には多くの困難が伴う。 - そのため、専門家等の派遣・概略設計費や再建事業計画作成費の補助といった合意形成を図る支援策を検討することが必要である。	【被災区分所有建物再建特別措置法】	
				- 災害公営住宅は被災者の住宅確保にとってセーフティネットとなる。 - しかしコミュニティ破壊、孤独死、将来の空家化といった課題もあり、本来は自分の生活に合った住宅を自由に再建できることが望ましく、公的施策はその支援を行うことが重要である。	【災害公営住宅】	
				- 災害公営住宅は、鉄筋コンクリートだけでなく、木造戸建ての住宅も可能である。 - 東日本大震災や熊本地震等で事例がある。		
3	災害公営住宅の意義と留意点	災害公営住宅の建設		公営住宅への入居手続きは、まず入居要件等を作成し、入居希望者に対する意向調査を実施し、広報やマスコミ等により募集し、応募者を選考して入居の手続き等を行うという流れである。		
		災害公営住宅への入居手続き希望調査と提供、管理運営に関する留意点と課題				

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元6 コミュニティ再生（社会復興）

復旧・復興

学習目標		学習項目		知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	地域社会の再生や活性化の意義	地域社会の再生と活性化の意義		・災害は、社会のひずみを顕在化させトレンドを加速させるものである。 ・地域社会の課題に対して被災者が当事者意識を持つことで、地域社会の再生・活性化が進む。 ・本質的には地域社会の課題を誰かのせいにならず、地域社会の課題に対する当事者意識をもって取り組むことが重要である。 ・災害前からの潜在的な地域社会の課題を解決することがコミュニティ再生(社会復興)の本質である。	【コミュニティ】	
2	地域社会の再生の取り組みのプロセス	地域社会の再生と活性化の取り組みのプロセス		・発災直後からコミュニティ再生が始まる。 ・従って、地域社会の再生と復興プロセスを連携的連続的に考えることが大切である。 ・具体的には、避難所、仮設住宅をコミュニティに配慮して設置・運営するなどがある。		
				被災地の地域づくりのプロセスとして、1.寄添い支援である「足し算の支援」(①外部とのつながり、②小さな成功体験の積み重ね、③共通体験)、2.価値観の変化(④住民の主体性、⑤共通認識)、3.事業導入型支援である「掛け算の支援」(⑥地域の持続可能性に向けた仕組みづくり)が挙げられる。		
		地域社会を再生し活性化するポイントと課題、留意点		・災害前の住民主体の地域づくりが、災害後の住民主体の復興の取り組みに影響する。 ・平時のまちづくり活動、地域活動の活性化が重要である。		

単元6 コミュニティ再生（社会復興）

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
3 地域社会の再生の事例や制度(復興基金の使い方等)	地域社会の活性化事例の紹介	・新潟県中越地震において、農山村の人口は減少したが、活気の創出に取り組んでいる復興事例を紹介する。 ・新潟県は、三極構造を活用(行政:中間支援組織:住民の話し合いによるボトムアップ型の事業導入)することで、住民の当事者意識を引き出し、地域のガバナンスを推進した。	【持続可能な復興】 【ガバナンス】	
	被災した地域社会を再生し、活性化する仕組みとしての復興基金の重要性	・災害は、その時々々の制度、法令等では解決できない問題を引き起こすが、個人・生業の損失補償は私有財産の形成につながるとして、支援対象から外れてきた。 ・しかし、一歩踏み込んだ支援のために復興基金に基づく支援手法が編み出されてきた。	【復興基金】	
	復興基金を活用した事例と制度の概要	・復興基金には、財団方式と直営方式、利子運用型と交付金取崩型がある。 ・阪神・淡路大震災や中越地震では財団方式の運用型が、東日本大震災では直営方式の取崩型が採用されている。	【利子運用型復興基金】 【交付金取崩型復興基金】 【直営方式】 【財団方式】	
		・新潟県中越沖地震では、公民館などの復旧・再建に対して、中越沖復興基金による補助が行われ、公民館などのコミュニティ施設の復旧・再建への取組が集落の現地再建への動きに繋がった例も報告されている。 ・中越地震・中越沖地震の復興基金によって、中間支援組織の設立と活動継続を支援し、震災遺構の保存に取り組むなど、地域の持続可能性に向けた取組をしている。	【中越沖復興基金】 【中間支援組織】 【震災遺構】	

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元7 市街地の復興まちづくり（基盤復興Ⅱ）

復旧・復興

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	過去の災害における被災市街地の復興とその意義と体系	市街地復興計画の概要	「復興計画」とは、①市民に復興の方針をできるだけ早く示し、人々に自らのまちを復興し、まちに戻る希望と方向性を与える、②脆弱なまちの構造をそのままにして再建しないよう、建築を制限し復興まちづくりを行うかなどの方針を早期に示す、③国の財政的な支援を得るために復興事業を明確にするために策定されるものであり、市町単位で策定される。	【復興計画】	
		復興まちづくりの概要	復興まちづくりとは、「復興に当たり、住民との合意形成が重要となる復興事業、例えば集団移転や区画整理、再開発事業等のまちづくり」のことである。	【復興まちづくり】 【合意形成】 【集団移転】 【区画整理】 【再開発事業】	下から移動
		阪神・淡路大震災と東日本大震災にみる市街地復興計画と復興まちづくりの事例	・阪神淡路大震災においては2日目から復興のための被災地調査を開始し、発災2週間後に「市街地復興基本方針」を示し、2か月後に「都市計画決定」を示した事例がある(西宮市他)。 ・東日本大震災においては、地域懇談会等を実施しながら合意形成を行い、高台移転を決定した事例がある(南三陸町)。		
		市街地復興計画の策定と復興まちづくりのポイント	復興まちづくりの計画内容は、被災した地権者の意向を確認することにより現実的なものとなるため、協議や検討を適切な時間をかけて行うことにより、結局は事業化がスムーズに進むことになる。		
		市街地復興計画の策定と復興まちづくりの意義と課題	復興まちづくりの課題として、1.質的な変化を伴う「大きな復興(創造的復興)」においては復興の中で社会的問題を改革することが欠かせないこと、2.「災害復興」と「復興災害」、3.人口減少・超高齢化への対応、4.復興に向かう中での人手不足が挙げられる。	【創造的復興】	
		市街地復興制度の概要	・被災市街地復興特別措置法の被災市街地復興推進区域は、事業推進のための建築規制であり、木造や小規模建築物は許可しなければならない。 ・あくまでRC造や大規模な建築物の建築を規制する。	【被災市街地復興特別措置法】 【被災市街地復興推進区域】	

単元7 市街地の復興まちづくり（基盤復興Ⅱ）

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
2	被災市街地の復興まちづくりにおける地域住民の参加の意義と課題	市街地復興計画の実施主体と住民参加の意義	・復興計画は市町単位で策定される。 ・復興まちづくりは、被災した住民の現状と課題、意向を把握しながら、住民参加により進めていくことが重要である。	【復興計画】 【復興まちづくり】
		復興まちづくりの実施主体	・地域の住民が合意を得られる目標について議論ができ、被災住民が生活再建に無理のない適切な将来の選択をし、行政としてふさわしい事業手法を選択するためには、話し合いの場、機会が必要である。 ・しかし、地域の行政区や、複数の自治会・町会など、地元組織を活用する工夫をすればよいので、必ずしもまちづくり協議会にこだわる必要はない。 ・名称・型より内実が重要である。	
		合意形成の課題	・まちづくり協議会では、男女共同参画の視点を反映した復興まちづくりを行うことが大切であり、意思決定の場で女性の参画を促進し、生活者の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境を整備することが大切である。 ・女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえて復興まちづくりを進めることが重要である。	【まちづくり協議会】 【男女共同参画】
		復興まちづくり事例の紹介	地区の復興まちづくりの取り組み事例として、東日本大震災の新地町の高台移転計画策定事例を理解する。	【高台移転】
3	復興事業の推進にあたって、地域住民の意向確認など復興モニタリングの重要性	市街地復興計画と復興まちづくりにおけるニーズの変化とモニタリングの重要性	復興状況を定期的に把握するため、被災地域の住民と就労者を対象として「復興の実感」に関する調査を実施することにより、各分野における復興の進捗とニーズの推移を把握することが重要である。	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元8 地域産業の復興と雇用確保 (産業復興)

復旧・復興

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	地域経済の被災事例とその課題	過去の災害における地域経済の被災事例と地域産業復興の課題	・阪神・淡路大震災において神戸市長田地区のケミカルシューズ産業は8割が焼失、全半壊し、製造休止の間に問屋は仕入先を中国に変えた。 ・日本ケミカルシューズ工業組合(神戸市長田区)の加盟者数230社は、90社に減少し、生産額660億円は、398億円に減少した(2014年調べ)。		
			地場産業や商店街の復興では、被災地の雇用の確保に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。		
			東日本大震災における地域産業復興の課題は、復興全体の遅れと復興交付金による手厚い支援のなかで、①迅速性、②自律性、③効率性、④多様性、⑤包括性である。	【復興交付金】	
		政府による物資調達の弊害	・政府が被災者支援のために物資調達を優先的に行うことは、民間事業者に必要な資源が行き渡らず経済復興を阻害することがある。 ・政府からの手厚い物資調達(プッシュ型)が発災後4日目以降も続くと、被災者が支援慣れしてしまい、民間事業者が経営を再開しても物が売れなくなる場合がある。		
2	地域産業復興の視点と支援のあり方	地域産業の被災がもたらす課題とその復興の視点	・地域産業が被災することによる供給側における「事業所撤退→復興事業の遅れ→人口減→求人倍率上昇・賃金上昇→事業所撤退」、需要側における「事業所撤退→雇用機会減少→人口減→域内需要減少→事業所撤退」という逆復興のスパイラルモデルが見られた。 ・復興に向けては、供給側における「事業所増加→復興事業の加速→人口増→求人倍率低下・賃金安定→事業所増加」、需要側における「事業所増加→雇用機会増加→人口増→域内需要増→事業所増加」というスパイラルモデルが必要である。		
		復興需要の流出	災害復興需要の多くが被災地以外に漏出する現象は、阪神・淡路大震災だけでなく東日本大震災でも同様の傾向がみられる。	【災害復興需要】	
		被災地域における雇用・就業の機会の確保	被災地域の復旧・復興に関する仕事を被災者自身がを行い、その対価の支払いを通じて被災者支援を行う仕組みであるCash for Workプログラムは、被災地の復興の促進と、被災者の収入と尊厳の確保を進め、レジリエンスを高めることとなる。	【Cash for Work】 【レジリエンス】	

単元8 地域産業の復興と雇用確保（産業復興）

復旧・復興

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
3	被災地における地域産業の復興事例と事業手法	地域における産業復興推進のための支援対策と支援のあり方	中小企業の復興支援は、災害復旧貸付、セーフティネット資金、激甚災害指定による災害復旧貸付等の特例措置、仮設店舗の供給、復興資金(グループ補助金、二重債務問題、クラウドファンディング)である。	【災害復旧貸付】 【セーフティネット資金】 【災害復旧貸付等の特例措置】 【仮設店舗】 【二重債務】 【グループ補助金】 【クラウドファンディング】	
			・二重債務問題の本質とは、二重債務者の返済負担が加重であるという問題であり、補助金の支給や利子補給など以外にも資源配分上の問題(貸されるべき借り手に資金が供給されないという問題、貸されるべきでない借り手に資金が供給される問題)がある。 ・特に前者については債務保証といった対策も検討されるべきである。	【二重債務問題】 【債務保証】	
		過去の災害における地域産業の復興事例	東日本大震災では、地域の雇用確保として雇用創出基金事業を活用した「震災復興」の事業例が参考になる。	【雇用創出基金事業】	
			・東日本大震災の復興過程では仮設商店街を中心としたコミュニティ活動が活発化した。 ・観光の拠点やボランティアの拠点として多くの人が集まることで、仮設商店街を中心としたコミュニティ活動が多くみられるようになった。	【仮設商店街】	
		産業復興の支援事業制度の概要と課題	東日本大震災では、国の交付金で都道府県に造成した基金により行われている雇用創出事業である「重点分野雇用創造事業」では、対象分野に新たに「震災対応分野」を追加する等による緊急雇用が行われた。	【重点分野雇用創出事業】	
			・緊急雇用は被災失業者のセーフティネットとして機能していたが、緊急雇用の就労者は扶養家族数が少ないといった限界が挙げられる。 ・課題は、地域コミュニティやボランティアとの関係、ターゲティング問題、中立性の問題である。	【緊急雇用】	
			・東日本大震災において実施された緊急雇用は、被災者の雇用維持に貢献するとともに、被災地の復興活動を下支えした。 ・ただ、緊急雇用は時限措置であり、今後の巨大災害においても同様の措置が行われるとは限らない。		

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元9 復旧・復興演習（復旧・復興対策の事前準備）

復旧・復興

学習目標		学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語		
1	復興における対象項目(計画課題)	復興方針・復興計画を策定するための庁内体制と組織構成			「知識」の欄に、演習の目的等を追記すべき
2	復旧・復興のプロセス	復興方針・復興計画の策定プロセスと関連する諸計画			
		復興方針・復興計画で取り上げるべき骨子や項目の構成			同上
3	復興計画の策定過程における住民・被災者参加の方法・仕組み	復興計画の策定過程における住民参加の方法と、専門家等の参画の方法			同上

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元 1 0 全体討論

復旧・復興

学習目標		学習項目		知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	研修等を通じて学んだ「復旧・復興」の取り組みに関する質疑と確認	研修等を通じて学んだ「復旧・復興」の取り組み内容の確認		受講者が所属している組織の地域防災計画（事業継続計画）における問題点と改善方法を、他の自治体の例を参考に、グループで討論する。		仮案